

なにわ

大阪

研究

第 4 号



関西大学なにわ大阪研究センター



関西大学なにわ大阪研究センター



# 目 次

## 論文

|                                                |                                        |    |
|------------------------------------------------|----------------------------------------|----|
| 津波 AR 制作と地域での活用による防災学習 .....                   | 城 下 英 行<br>林 武 文<br>河 野 和 宏<br>奥 村 与志弘 | 1  |
| 給与ファクタリングの法的問題<br>——給与ファクタリングから後払い現金化へ—— ..... | 多治川 卓 朗                                | 13 |
| 北村兼子の SP レコード『怪貞操』の発見について .....                | 篠 塚 義 弘                                | 31 |

## 研究ノート

|                                                     |                  |    |
|-----------------------------------------------------|------------------|----|
| 火縄銃の 3 次元デジタルアーカイブの構築と<br>コンテンツ開発に関する検討 .....       | 坂 口 和 弥<br>林 武 文 | 39 |
| 「商工技芸浪華の魁」にみる、明治中期の大阪船場の卸売商の分布 .....                | 岡 絵理子            | 51 |
| 2 年目のコロナ禍における大阪の生活者と協同組合<br>“人と人とのつながり”の変容と再生 ..... | 杉 本 貴 志          | 59 |
| 契沖和歌資料拾遺（続） .....                                   | 乾 善 彦            | 73 |

## なにわ大阪研究センター事業に係る研究概要報告

|                                                                             |         |    |
|-----------------------------------------------------------------------------|---------|----|
| 2021年度なにわ大阪研究センター基幹研究班<br>「道頓堀・堺鉄砲鍛冶屋敷研究の可視化」 .....                         | 乾 善 彦   | 77 |
| 2020～2021年度なにわ大阪研究センター研究プロジェクト<br>「SP レコード（松本コレクション）のデータベース作成と分析」 .....     | 米 田 文 孝 | 81 |
| 2019～2020年度創立130周年記念特別研究費（なにわ大阪研究）<br>「大阪の災害教訓の抽出とその活用のための防災教育に関する研究」 ..... | 城 下 英 行 | 85 |

|               |         |    |
|---------------|---------|----|
| 表紙にちなんで ..... | 橋 寺 知 子 | 89 |
|---------------|---------|----|

|                             |       |    |
|-----------------------------|-------|----|
| 2021年度なにわ大阪研究センター事業紹介 ..... |       | 93 |
| 投稿規程 .....                  |       | 97 |
| 編集後記 .....                  | 乾 善 彦 | 99 |

表 紙：赤松麟作『大阪三十六景』より 「四ツ橋」  
裏表紙：赤松麟作『大阪三十六景』より 「十 三」

# Contents

## Article

|                                                                                                                                                                |                                                                               |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----|
| Disaster Learning Programme for Elementary School Pupils Through Developing<br>Tsunami Augmented Reality and its Demonstration in the School District<br>..... | SHIROSHITA Hideyuki<br>HAYASHI Takefumi<br>KONO Kazuhiro<br>OKUMURA Yoshihiro | 1  |
| The legal problems to the factoring of the wage claim<br>— The recent development of consumer credit in Japan — .....                                          | TAJIKAWA Takuro                                                               | 13 |
| About the discovery of Kaneko Kitamura's SP record "Mysterious Chastity"<br>.....                                                                              | SHINOZUKA Yoshihiro                                                           | 31 |

## Research Notes

|                                                                                                                                                   |                                      |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----|
| Research on the construction of a 3D digital archive of flintlock guns<br>and the development of digital content for exhibition .....             | SAKAGUCHI Kazuya<br>HAYASHI Takefumi | 39 |
| Distribution of wholesalers in Osaka Senba in the middle of the Meiji era<br>as seen in "Commercial and Industrial Arts Naniwa no Sakigake" ..... | OKA Eriko                            | 51 |
| Osaka in the Second Year of Covid-19: People's Life and Co-operation<br>.....                                                                     | SUGIMOTO Takashi                     | 59 |
| Keichu's waka poems (Vol. 2) .....                                                                                                                | INUI Yoshihiko                       | 73 |

|                                               |  |    |
|-----------------------------------------------|--|----|
| <b>Summary of the Research Projects</b> ..... |  | 77 |
|-----------------------------------------------|--|----|

|                                                                    |                  |    |
|--------------------------------------------------------------------|------------------|----|
| Cover Art: 36 Views of Osaka by Akamatsu Rinsaku: Yotsubashi ..... | HASHITERA Tomoko | 89 |
|--------------------------------------------------------------------|------------------|----|

|                                                      |                |    |
|------------------------------------------------------|----------------|----|
| Research Projects in 2021 .....                      |                | 93 |
| Submission Guidelines for Naniwa-Osaka Studies ..... |                | 97 |
| Editorial Note .....                                 | INUI Yoshihiko | 99 |

# 津波 AR 制作と地域での活用による防災学習

城 下 英 行      林      武 文      河 野 和 宏      奥 村 与 志 弘

要 旨：本稿は、泉大津市立浜小学校において、筆者らが実施し、同校の5年生が取り組んだ津波 AR 制作を通じた防災学習について述べるものである。まず、近年の防災教育が抱える課題について明らかにし、防災教育を3つに類型化した上で取り組むべき防災教育の方向性を示す。次に、浜小学校において2013年度から実施してきた防災教育について紹介し、2020年度に実施した津波 AR 制作に関する防災教育実践について詳述する。最後に、2020年度の防災教育に関して行った短期的な観点での評価結果についても紹介する。

キーワード：防災学習、津波、拡張現実、AR、小学校

## 1. はじめに

将来に発生する災害に関する情報は事前には完全には得ることができず、防災教育を含めた防災の取り組みは不確実性を抱えている。また、防災教育の有効性が明らかになるのは実際に災害が発生した時であり、その成果を評価するのは容易ではない。この点で防災教育は、実証主義的なアプローチのみでは不十分であり、所謂質的なアプローチが求められている。しかし、実証主義的でないアプローチは、「何でもあり」ではないことは明らかである。前提となる確固たる理論のない取り組みでは、局所的にうまくいっているように見えても、時間的空間的に大きなスケールでみれば、その取り組みの意義は疑わしいものとなろう。質的なアプローチにおいては、理論に基づいた取り組みが求められる所以である（例えば、矢守（2009）<sup>[1]</sup>など）。

本稿は、大阪府中部の泉大津市立浜小学校において2020年度に筆者らが実施し、5年生が取り組んだ津波 AR 制作を通じた防災学習について述べるものである。そこでは、防災教育の3類型<sup>[2]</sup>に基づき、実施すべき防災教育についての明確な方針を定めた上で実践を行い、学習に取り組んでもらった。以下、本稿では、近年の防災教育が抱える課題について明らかにし、防災教育の3類型に基づき、取り組むべき防災教育の方向性を示す。その上で、浜小学校において2013年度から実施してきた防災教育について紹介し、2020年度に実施した防災教育実践について詳述する。最後に、2020年度の防災教育について、限定的ではあるが評価を試みたので、その結果についても紹介する。

## 2. 求められる防災教育とは

日本における防災教育は、1995年の阪神・淡路大震災を契機として本格的に取り組まれるように



なった。2011年の東日本大震災では、所謂「釜石の奇跡」に代表されるように防災教育が功を奏したと考えられる事例があったことや、反対に石巻市立大川小学校の事例のように学校安全の取り組みが不十分であったことが明らかとなったことなどもあり、防災教育の取り組みは量的な拡大を見せている。他方で防災教育の多くが防災に関する知識や技術を持つ者から持たざる者への一方的な知識の伝達となっている点については、課題として指摘されてきた（例えば、Shiroshita (2018) <sup>[3]</sup> など）。最近でも、千々和・矢守（2020）が、学校における防災教育の取り組みが短期間の取り組みにとどまっており、長期的な行動変容を目指す取り組みが少ないという問題点を指摘している<sup>[4]</sup>。もっとも千々和・矢守（2020）は論文誌に掲載された取り組みのみを対象としていることから、知られていないという事例が存在している可能性は否定できない。しかし、論文誌に掲載された取り組みとそうでない取り組みにおいて、取り組みの内容に関しては同程度の比率で分布していると仮定するならば、やはり長期的な行動変容を目指す取り組みは少ないということになろう。他方、比率そのものが異なり、論文誌において報告されるのは特殊事例であるという仮定を置くならば、主に研究として取り組まれている防災教育実践が短期的なものに偏っているということになる。

そもそも短期的な防災教育は、防災教育という取り組みを俯瞰したとき、極めて局所的な取り組みであるといえる。城下（2019）は、図1に示すように防災対策をその必要性和対策の実施状況の二軸で整理し、一般に防災教育とは図中左上の「必要性が『既知』の対策が『実施済』である状況」以外の状況を当該状況にするための取り組みであると指摘している<sup>1)[2]</sup>。

|     |    | 対策      |         |
|-----|----|---------|---------|
|     |    | 実施済     | 未実施     |
| 必要性 | 既知 | 既知・実施済  | ①既知・未実施 |
|     | 未知 | ③未知・実施済 | ②未知・未実施 |

出典）城下（2019）<sup>[2]</sup>を一部改変

図1 防災対策の分類

すなわち、①必要性が「既知」であるが対策が「未実施」、②必要性が「未知」ゆえに対策が「未実施」、③必要性が「未知」にもかかわらず対策が「実施済」の3つの状況を前提として、防災教育に取り組まれる必要がある。これらのうち、②と③の必要性が「未知」のものについては、知識・技術を伝達するような防災教育で取り扱うことは簡単ではない。それは、知識・技術を伝達する防災教育では、ある特定の学びの形態——「ゴールを明確に設定し、そこに向かって自分を変化させていくこと」<sup>[5]</sup>——を前提にしており、必要性が「未知」のものについては、ゴールを明確に設定することが困難であるためである。こうした事情もあって、防災教育の取り組みは、必要性が「既知」であることからゴールを設定しやすい①に分類されるものを中心となる。一般に防災教育として実施されているものが、非常持ち出し袋の準備や家具の固定、ハザードマップの確認や消火器の使い方の修得など、必要性が「既知」である対策の実施を促す取り組みとなっていることから分かる

1) とはいえ、「必要性が『既知』の対策が『実施済』である状況」は、見方を変えれば「必要性が『未知』の対策が『未実施』である状況」であることに留意が必要である。図中左上の状況は、防災教育のゴールであるとともに新たなスタート地点でもある。

であろう。

防災教育が防災対策の推進に資する活動であるならば、上記の①～③のいずれの取り組みも行うことが理想と言えるが、①～③を同時に実施することは容易ではない。とはいえ、①～③で求められるアプローチは、城下（2019）が指摘するように<sup>[2]</sup>、専門家と市民の固定された関係——専門家から市民に一方的に知識・技術を伝達する——を変革するという点において共通している。①～③の取り組みの一部を実施する場合にあっても、求められるアプローチを念頭に置いた取り組みとすることが肝要である。

先行する多くの取り組みがある、必要性が「既知」であるが対策が「未実施」である状況を対象とするような防災教育であっても、専門家と市民の固定された関係は変革される必要がある。例えば、家具等の固定を例に挙げれば、家具等の固定を行わないのは、先延ばしであったり、面倒であったりということが主要な原因となっており、知識や技術の欠如が原因ではない<sup>[6]</sup>。したがって専門家が知識・技術を市民に向けて伝達すれば解決するというものではない。こうした事実を踏まえる時、面倒と感じる原因や先延ばしの原因を探るといった間接的なアプローチも重要ではあるが、他方で必要とされる取り組みを実践するような直接的なアプローチも必要である。そしてそれは、千々和・矢守の指摘を踏まえるならば、長期的には行動変容を促すようなものである必要があろう。

佐伯（2012）は、多数の認知心理学に関する先行研究を紹介して、我々人間がいかに「学びやすい」存在であるのかということを論じている<sup>[7]</sup>。そして、その学びやすさ故に学び方そのものを学んでしまうという問題点を指摘する。「学びの型」と称される固定されがちな学びの身体技法こそが、長期的な行動変容の鍵となりうるものである。佐伯は、我々が身に付けている「学びの型」の最大のもは「学校教育」への過剰適応であると指摘する。具体的には、知識は「与えられて」得るものだという思い込み、勉強は「遊び」の反対語だとみなすこと、人が何をどう学ぶべきかについてはどこかで「きまっている」ことだとすること、学んだ結果はかならず「評価」されるものとみなし、その「評価」を高めるための努力が「勉強」だと思い込むこと、などが例示されているが、これらは学校教育への過剰適応の結果、身に付けた「型」によるものであると佐伯は主張している。こうした学校教育が依拠する学習観からの変革の必要性を論じる論者は多いが、それはそうした学習観が過去のものではなく、現在においても中心的なものとなっているためであろう。

行動変容のためには、「学びの型」を組み替える必要がある。それは、城下（2021）が防災の学びとは防災実践そのものであることを指摘している通り<sup>[8]</sup>、学びの型が変われば、防災の行動も変わることが期待されるためである。「学びの型」の最大のもが「学校教育」への過剰適応であるならば、学校において「学びの型」を組み替えるような防災教育の取り組みが求められる。それは、過剰適応していると言われる学校教育であっても学びの型を組み替えることができるのであれば、他の領域においても、組み替えが可能となると考えられるためである。次節では、こうした「学びの型」の組み替えを念頭に置いて実施した防災教育実践について紹介する。

### 3. 泉大津市立浜小学校における防災教育

2013年度より第一著者は泉大津市立の小中学校において防災教育を実施してきた。取り組みを始めた当初に、いずれの小学校においても主として5年生が最低2時間以上の取り組みを行うこととなった。そのような中で沿岸部に位置する浜小学校は津波浸水想定区域に位置することもあり、取り組み当初から毎年度、15時間程度の取り組みを実施している。



2013年に大阪府が公表した南海トラフ地震の想定によれば、想定されている南海トラフ地震が発生した場合は、泉大津市では、最大で震度6弱程度の揺れが生じ<sup>[9]</sup>、最大で高さ4.4メートルの津波が来襲すると予想されている<sup>[10]</sup>。津波の到達時間については、泉大津市沖合に+1メートルの津波が来襲する時間が地震発生後95分と想定されている<sup>[10]</sup>。

また、大阪府の被害想定においては<sup>[11]</sup>、津波避難に関する意識が高いケースと低いケースの両方が示されている（表1）。泉大津市の場合、上述のように地震発生から津波来襲までに時間的余裕があるため、津波避難に関する意識が高いケース（＝発災5分後に全員が避難を開始したと仮定）であれば、津波による人的な犠牲者は発生しないと想定されている。他方で避難意識が低いケース（＝発災5分後に20%の人が、発災15分後に50%の人が、そして津波到達後に30%の人が避難を開始したと仮定）では、泉大津市内では最大で2,000人以上の死者が生じることが想定されており、同市においては、地震発生後の迅速な避難が課題となっている。

表1 南海トラフ地震の津波による泉大津市における人的被害想定（市町村が最大となるケース）

| 避難意識 | 時期      | 死者     | 負傷者    |
|------|---------|--------|--------|
| 低い場合 | 夏 12:00 | 2,017人 | 1,167人 |
|      | 冬 18:00 | 2,205人 | 1,276人 |
| 高い場合 | 夏 12:00 | 0人     | 0人     |
|      | 冬 18:00 | 0人     | 0人     |

出典）大阪府資料<sup>[11]</sup>をもとに筆者作成

浜小学校においてはこの事実に着目し、児童はもちろんのこと、市民全員が地震発生時に津波から避難できるようにするための防災教育に取り組んできた（表2）。表2を見れば明らかなように、取り組み内容については毎年度異なっている。毎年度異なる取り組みとなっているのは、取り組みの年毎に小学校から取り組み内容についての希望が寄せられることがあり、その希望を元に取り組み内容を決定しているためである。例えば、2018年度は、外国語に関する取り組みを行ったが、これは2021年度から完全実施された学習指導要領において5、6年生に外国語が新設されることとなったことがその背景にある。泉大津市では、2018年度から総合的な学習の時間を使って5、6年生の外国語を先行実施することとなった。その結果、主に総合的な学習の時間を使って実施していた

表2 浜小学校における防災学習の取り組み

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 2013年度 | WebGISを用いた防災マップ作り               |
| 2014年度 | 泉大津を安全にするための企画書作り               |
| 2015年度 | 地震・津波防災ビデオ作り（市役所、ショッピングセンターで上映） |
| 2016年度 | 学校津波避難訓練企画、運営                   |
| 2017年度 | これまでの取り組みをまとめた防災新聞作り（1万部×2号）    |
| 2018年度 | 日英二カ国語表記の防災ポスター・用語集作り（近隣施設に配布）  |
| 2019年度 | 津波防災マグネット作り（近隣住民に配布）            |

出典）筆者作成

防災学習の時間を削減せざるを得ないという相談を小学校から受けた。その際、第一著者が防災を通して外国語を学ぶという内容にすれはどうかと提案したところ、その案が採用され、結果的に防災の時間を削減する必要がなくなった。

このように見れば、浜小学校の取り組み内容は「場当たりの」に思われるかも知れないが、大前提の市民全員が地震発生時に津波から避難できるようにするという目標については、一貫して維持している。2018年度の取り組みについても、泉大津市在住の外国人はもちろんのこと、泉大津市は関西国際空港に近く、市内に外国人が滞在すること多いことから、こうした人々に対して津波や防災に関する情報提供を行うことが必要との考えの下で取り組みを実施した。児童らが市役所、鉄道駅、ホテル、病院、飲食店等を訪問してインタビューを行い、その内容を参考に各施設で活用いただくための二カ国語の防災ポスターや用語集を作成して、施設に配布した。

このように浜小学校における取り組みは「学校における防災教育」ではあるが、その取り組みは学校の中にとどまっていらない。市民全員が地震発生時に津波から避難できるようにするために、地域社会に働きかける取り組みを基本としている。教員から児童らが学ぶだけではなく、児童らが学校を超えて地域住民という他者に働きかける取り組みとなっているという点が重要である。浜小学校における防災教育は、佐伯（2012）が指摘する学校教育への過剰適応を軽減し、「学びの型」を組み替えるための取り組みを志向しているのである<sup>[7]</sup>。

#### 4. 津波 AR の制作 — 2020年度の防災学習

浜小学校における継続的な取り組みの中で2020年度の5年生は、津波 AR (Augmented Reality) の制作に取り組むこととなった。そのきっかけは、浜小学校の教諭から2019年末に次年度はプログラミング学習と関連した防災学習に取り組みたいとの提案があったことによる。具体的にどのような防災学習に取り組むのかということについても、その後、該当の教諭から AR というキーワードが出されたことから、津波 AR に取り組むこととなった。

AR を用いた防災の取り組みについては、先行する取り組みもある（例えば、板宮・吉村（2018）<sup>[12]</sup>など）。しかし、本研究では、そうした専門家が制作したアプリ等によって防災教育を行うのではなく、児童らが津波 AR を作成し、それを用いて地域住民の津波避難を促進するための取り組みを学習と捉えた防災教育を実施した。なお、2020年度は5年生2クラス合計48名の児童が、1班4名で12班に分かれて取り組みを行った。取り組みの流れを表3に示す。

小学生が津波 AR を制作するに当たり、学習時間数や学校の ICT 環境、児童らの年齢などを考慮し、アプリを起動した場所での漂流物を含む津波の浸水の様子を表示する津波 AR を制作することとした。なお、アプリ起動場所の位置情報については、GPS 等はいらず、起動場所＝開発場所とした。AR に組み込む 3D モデルは、フォトグラメトリ用のソフトウェアである 3DF Zephyr を用いて児童らが iPad で撮影した動画から作成した。津波や漂流物の 3D モデルの制作を児童が行うのは、学校の ICT 環境を考慮しても困難なことから、3D モデルの制作、補正は関西大学総合情報学部で行った。それ以外の部分については、児童らが制作できるようにするため、Adobe 社の AR アプリである Aero を iPad（第7世代、128GB ストレージ）にインストールし、用いた。

第1回の授業では第一著者が児童らに上述した南海トラフ地震の被害想定を伝え、また、浜小学校で実施してきた過去の防災学習の取り組みを紹介した。さらに、今年度は、津波 AR を制作することを伝えた。第2学期から本格的に AR 制作に取り組み、第2回の授業では、津波に関する基本

表3 2020年度浜小学校防災学習日程

| 実施回<br>(時限数) | 実施日    | 主な内容                     | 実施回<br>(時限数) | 実施日    | 主な内容                        |
|--------------|--------|--------------------------|--------------|--------|-----------------------------|
| 第1回<br>(2時限) | 7月9日   | 南海トラフ地震・津波の想定と浜小の取り組み    | 第6回<br>(1時限) | 11月13日 | Aeroの説明と操作練習                |
| 第2回<br>(2時限) | 9月1日   | 津波についての学習                | 第7回<br>(3時限) | 11月20日 | 地域に出てARを実装する                |
| 第3回<br>(3時限) | 9月25日  | 津波による漂流物を検討するためのフィールドワーク | 第8回<br>(1時限) | 12月2日  | 地域に出てARを実装し、津波ARを完成させる      |
| 第4回<br>(2時限) | 10月29日 | どの漂流物の3Dモデルを制作するかを議論     | 第9回<br>(3時限) | 12月4日  | オープンスクールで保護者・地域の方へ津波ARのお披露目 |
| 第5回<br>(1時限) | 10月30日 | フォトグラメトリのための動画撮影         | 合計<br>18時限   |        |                             |

※小学校は1時限45分である。

出典) 筆者作成

的な講義を行い、高さ4.4メートルの津波がまちを襲うとどのような事が起こり得るかを考えてもらった。その上で、第3回の授業では、漂流物に着目したフィールドワークを行い、児童らが選択した地点において津波が来襲するとどのようなものが漂流物となりそうなのかを考えてもらった。この際、児童らはARを開発すべき場所を選択しており、市民の方にとって分かりやすい地点（郵便局や小学校等）や、津波による迅速な避難が特に課題となる地点（老健施設付近や保育所付近等）でフィールドワークを実施している。児童らが検討した漂流物の候補は219個（班で重複有り）であった。その中で、多くの班で共通に挙げられ、かつ、第5回の授業でフォトグラメトリ用の動画撮影を行なうことになったものは、自動車や自転車、自動販売機、室外機、フェンス、郵便ポストなど14種類のものである。なお、電柱や家なども多くの班から挙げられたが、動画撮影が困難なことから、候補から除外した。第5回の授業では、第4回で決定した漂流物候補の3Dモデルを制作するための動画撮影を行った。自動車や自動販売機、室外機などの撮影にあたっては、地元の企業や商店に協力をいただいた。そして、それらの動画をもとに大学において3Dモデルを作成した。なお、フェンスについては、フォトグラメトリによる3Dモデルの作成が困難であったことから大学においてモデラーを用いて3Dモデルを制作した。第6回の授業では、Aeroの使い方を説明し、作成した3Dモデルを読み込んで、ARの実装をする練習を行った。なお、一部の3Dモデルについては、適切に読み込むことができなかったため、後日、修正を行った。児童らには、次回の授業までにアプリの操作の習熟のために、休み時間などに操作の練習をするように説明した。第7回の授業では、第3回の授業と同じ場所に行き、ARの実装を行った。事前に教室で泉大津市が発行するハザードマップで各地点の津波浸水深を調べ、その浸水深に合わせてARを制作することを目指した。第8回目の授業では、前回に引き続きARの実装を行い、最終調整を行った。第9回目の授業は、浜小学校のオープンスクールに合わせて実施した。オープンスクールとは、保護者や地域の方に学校の授業を見学いただくものである。事前に学校のWebsite等でも広報したこともあり、1時間20分の公開時間であったが、いずれの地点（合計12地点）においても10名程度の方に訪問いただくことができ、多くの方に津波ARで将来に予想される津波の様子を見ていただいた。図2に完成



(左：Aeroのスクリーンショット、右：オープンスクールでのデモの様子)

図2 津波 AR 動作例とオープンスクールでの様子

した津波 AR の動作例とオープンスクールでの様子を示す。実際には、静止画ではなく、波も漂流物も動きがついている。

## 5. 津波 AR の評価

上述のように浜小学校における防災教育では児童らの行動変容を期待している。その観点での取り組みの評価については短期的に実施できるものではなく、数年後に児童らの防災行動を調査すること等が必要であるため、そうした長期的な行動変容に関する評価については、稿を改めて論じたい。さしあたって本稿では、短期的な観点から防災学習の成果について評価する。

本研究では、オープンスクールを実施した2020年12月4日に津波 AR を利用した方を対象に質問紙調査を実施している。質問紙の内容については、第一著者が中心となって設計し、児童らが配布、回収している。回答者数は59名であった。また、12月7日には、児童向けの質問紙調査も実施した。こちらも質問紙の内容については、第一著者が中心となって設計し、担任教諭を通じて配布、回収している。5年生の児童数は48名であり、46名から回答があった（表4）。

表4 津波 AR に関する質問紙調査の概要

|       | 地域住民・保護者向け         | 児童向け                        |
|-------|--------------------|-----------------------------|
| 実施日   | 2020年12月4日         | 2020年12月7日                  |
| 回答者数  | 59名                | 46名                         |
| 質問項目数 | 選択式3問<br>選択式＋記述式3問 | 選択式2問<br>選択式＋記述式5問<br>記述式3問 |

出典) 筆者作成



今回は、アプリ起動場所での津波のリスクを知ってもらうことを目的に児童らが津波 AR の開発を行った。そのため、地域住民・保護者向けの質問紙では「子どもたちが制作した『津波 AR』によって、津波の恐ろしさを知ることができましたか。」を 5 件法で尋ねた。その結果は、図 3 に示す通りである。

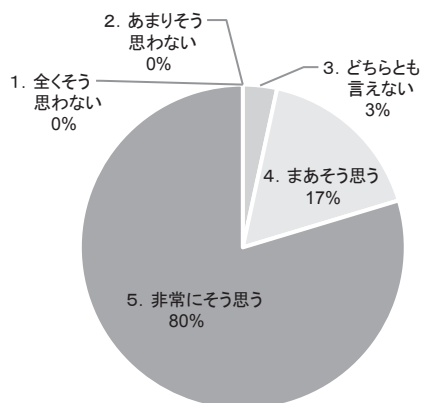


図 3 子どもたちが制作した「津波 AR」によって、津波の恐ろしさを知ることができましたか (n=59)

「非常にそう思う」と「まあそう思う」のポジティブな評価で 97% を占めており、非常に高い評価となっている。とはいえ、これは実際の児童らの努力に拠るところも大きいですが、保護者や地域住民に問うているので、甘めの評価となっている側面もあろう。

児童らにも同様の質問「みなさんが作った『津波 AR』で、保護者の方や地域の方に津波のおそろしさを伝えることができましたか」としているが、その結果は、図 4 に示すとおりである。

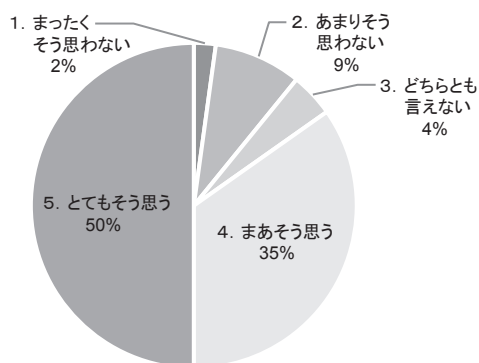


図 4 みなさんが作った「津波 AR」で、保護者の方や地域の方に津波のおそろしさを伝えることができましたか (n=46)

こちらは、「とてもそう思う」と「まあそう思う」のポジティブな評価で 85% であり、「あまりそう思わない」と「全くそう思わない」のネガティブな評価も 11% であった。保護者や地域住民よりも厳しい評価となっている。評価の理由も合わせて問うているが、ネガティブな評価をした理由としては、「あまり流したいものを流せなかったから」、「本物だったらもっとおそろしいから」、「たった 1 人しか見せていないから」、「アイパッドのちょうしが悪かったから」。(1 人にしかみせれな



った)」、「お母さんが仕事でこなかったから！でもおそろしさはしってると思う。いっかいたいけんしているから。」であった。機器の不調や制作した津波 AR に関する理由が挙げられていた。

児童らの取り組みに対する自己評価は厳しく、それは、他の質問の結果にも表れている。図 5 は、「将来、南海トラフ巨大地震が発生した時、『X』は、津波から逃げられると思いますか。」（実際の質問紙では、X には、「みなさん」、「みなさんの家族」、「地域の方」が入っている）という 3 つの質問の結果である。

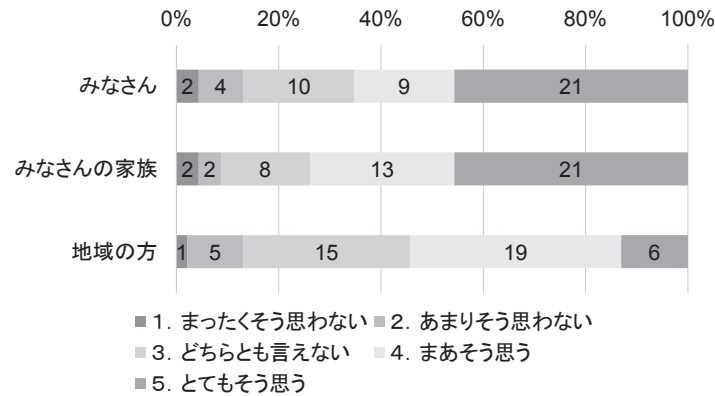


図 5 将来、南海トラフ巨大地震が発生した時、「X」は、津波から逃げられると思いますか（単位：人）（n=46）

地域住民が津波から逃げられるか否かに関しては、「とてもそう思う」と考える児童の数が自分自身や家族に比べると大幅に少ない。自分自身については、肯定的な回答、すなわち「とてもそう思う」あるいは「まあそう思う」を選択したが、地域住民については、自分自身よりも肯定度を下げた回答者の判断理由は、表 5 に示す通りである。

表 5 津波避難の可否に関して、地域住民に関する肯定度を自分自身より下げた理由（原文ママ）

- ・ オープンスクールの時、来てくれた人は、にげれると思うけど、見に来れなかった人は、逃げ方が分からないと思うので、逃げ遅れちゃうと思います。
- ・ つなみのおそろしさをしらずにいたら、いざとなったときひんできないから。
- ・ AR をして 4.4m の津波がくるなどを知らない人もいるし、もっと前の 5 年のしてくれた活動などを知っている人もいたりするからです。
- ・ ぼくたちがにげていたらついてきてくれると思うから。
- ・ きんじょの人はおとしよりやにんちしょうの人が多から
- ・ そんなにつなみからにげきれるとか聞いたことがないから
- ・ 今回、地域の人に知ってもらったとはいえ、大半の人は知らないなので、少し油断していると思うから。
- ・ AR を見てない人がいるから
- ・ AR を見せた人は逃げると思うけど見てない人は分からないから
- ・ まだまだ津波がきても大丈夫と安心している人がいるかもしれないから
- ・ 教えた人もいるけど、教えられなかった人もいるから。
- ・ 何 m の津波がくるのも知らないから。
- ・ 一けん家の人もいるしおとしよりの方が一時間くらいでにげれるかわからないし防災のようもしないといけないから

- 南海トラフ地震が発生した時、地域の方が何分後に何 m くらいの津波がくるのか知っていると何分の間に逃げようという気持ちになるから
- サイレンが聞こえないかもしれないから
- しっているひとたちはわたしたちがつくった AR をみてわかるけど、知らない人たちは、どうなるか分かっていないから
- おとしりの方たちもいるから分からない。
- 町内の人のせつめいが少ないから
- 地いきに人がぜんいんしっているわけではないから。
- つたえてないかたもいるからです。

出典) 筆者作成

これらの理由から、児童らは津波 AR に効果がないという判断をしているのではなく、多くの人に津波 AR を見せられていないという理由で、地域住民が津波から逃げるのが難しいと考えていることが分かる。

以上の結果から、津波 AR を操作した地域住民や保護者は、津波の恐ろしさを知ることできたと考える人が多く、児童らが作成した津波 AR は津波啓発に有効であったことが分かる。あえて課題を指摘するならば、児童らも感じているように津波 AR を操作した人が限定的であったことが指摘できよう。人数が少なかったという点が明確な課題であり、その解決策としては利用機会を増やし、操作する人数を増やすというものになろう。他方で、浜小学校においては、毎年度、市民全員が地震発生時に津波から避難できるようにするために地域に働きかける防災学習の取り組みを行っており、津波 AR でなくとも、防災学習に継続的に取り組むことで、こうした課題は次第に解決できるのではないかと考えられる。その可能性を示すのが、地域住民・保護者向けの「浜小学校では、毎年、5 年生が防災学習に取り組んでいることはご存じでしたか。」の調査結果である (図 6)。

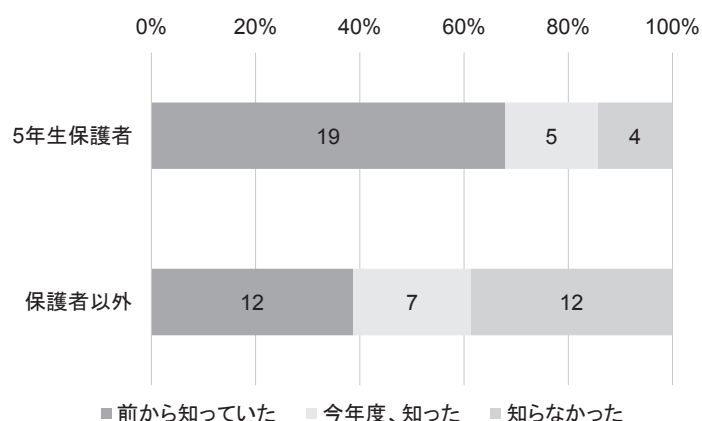


図 6 浜小学校における防災学習の認知度 (単位: 人) (n=59)

図 6 に示すように保護者では 6 割以上が、保護者以外でも 4 割弱の人が浜小学校の 5 年生の防災学習の取り組みについて以前から知っていた。この設問では取り組みを知ることになった理由も合わせて尋ねているが、それによれば 5 年生の保護者で「前から知っていた」と答えた人は、「前回、孫がしていたから」、「中 3 に娘がいるので」、「いところからきいていた」、「他の学年に子どもがいるため」、「お姉ちゃん (高 1) がいるので」などを理由として挙げており、兄や姉の浜小学校での防

防災学習が学校の取り組みを知るきっかけになっていた。すなわち、浜小学校が継続的に取り組みを行ってきたことが、5年生の保護者による認知度を引き上げていると考えられる。より直接的な理由として「毎年5年生の発表があるので」を挙げている5年生の保護者もいた。

他方、保護者以外の泉大津市民が取り組みを「前から知っていた」理由としては、「避難場所のマグネットをいただいた」（※筆者注 2019年度の取り組み）、「市役所ロビーにも展示されていた。」（※筆者注 2014年度の取り組み）などが挙げられており、これまでの取り組みの中で地域に働きかけたことが浜小学校の取り組みを知った理由となっていた。すなわち、継続的に地域に働きかける防災学習を行ってきたことが、保護者や地域住民などの多くの人が浜小学校の取り組みを知ることにつながっていた。津波 AR の取り組みのみで評価を行うと、操作人数の少なさが課題となるが、浜小学校における長期的な取り組みの中で評価を行えば、津波 AR の操作人数の少なさは大きな課題ではないと言えよう。

このような論を展開すると、津波 AR をテーマに取り組んだ意味はあるのかという疑問をもたれるかもしれない。しかし、防災の取り組みが広がらないことが課題として指摘される中で、浜小学校のように具体的な目標を持って直接的な防災の取り組みを継続しているという事実を勘案するならば、取り組み内容に関わりなくいずれの取り組みも防災上有意義であるといえよう。浜小学校において AR は、津波防災に取り組むための一つの手段であり目的ではない。ともすれば、津波 AR の制作という取り組みが他の取り組みに比べていかに効果的であるのかという相対的な評価を展開しがちであるが、浜小学校においてはそのような評価は不要である。例えば、非常持ち出し袋を準備している人に、そんなことよりも家具の固定の方が有意義ですよ（※筆者注 この評価には何の根拠もない）などと言って、あえて取り組みのやる気を削ぐ必要性がないことを想起すれば、防災の取り組みに優劣をつけることに積極的な理由を見出すことは困難であることは明らかであろう。さまざまな取り組みを実践することを通じて、防災への多様なアプローチを提示し、防災活動の裾野を広げることが重要である。その点で、津波 AR の取り組みを行った児童らが「来年からも、浜小の5年生は、防災について学んだ方が良いと思いますか。」という問いに対して、98%が肯定的な回答をしている事実、すなわち津波 AR が防災への多様なアプローチの一つとして機能し、防災の裾野を押し広げたという事実こそが、本取り組みの最大の成果である。

## 6. おわりに

本稿は小学校における長期的な防災学習の取り組みのうち、特定の年度の取り組みについて報告をしたものである。冒頭にも記したように、短期的な知識・技術を伝達する取り組みだけが防災教育ではない。防災実践を継続し続け、不断にその実践を見直し続けるような運動につなげることが防災教育の主要な役割であろう。浜小学校の取り組みは、例年4、5ヶ月にわたる取り組みとなっており、単年度で見ても、短期・単発という指摘は全く当たらない。加えて、2013年度に本格的に開始し、本稿執筆時点で9年度にわたり防災教育を行っており、長期にわたる取り組みとなっている。

2020年度の防災教育に関する質問紙調査からは、取り組みに関するポジティブな結果が得られている。とはいえ、防災教育に関する先行研究において、教育の効果が得られなかったという研究は、寡聞にして知らない。何らかの取り組みを行って事後に調査を行えば、効果はあったという結論になろう。だからこそ、確かな理論に基づいた取り組みが重要となる。また、そうした効果があるとされる取り組みが散見されるなかで、防災の取り組みが不十分と指摘されているのであるならば、

そうした効果ある取り組みを継続するという点が重要となろう。とはいえ本稿も、単年度の取り組みを詳述、評価するにとどまっており、長期的な視点での評価は極めて限定的となった。長期的な評価については、その方法も含めてさらなる検討が必要であることから、稿を改めて論じたい。

## 謝辞

本研究は、2019年度～2020年度創立130周年記念特別研究費（なにわ大阪研究）において、研究課題「大阪の災害教訓の抽出とその活用のための防災教育に関する研究」として研究費を受け、その成果を公表するものです。泉大津市立浜小学校における防災教育では、関西大学社会安全学部城下英行研究室、総合情報学部林武文研究室内の学生らの支援を受けました。記して謝意を表します。

## 参考文献

- [1] 矢守克也（2009）『防災人間科学』、東京大学出版会。
- [2] 城下英行（2019）防災教育の実質化に向けた課題、『極端気象の予測と防災：科学技術に関する調査プロジェクト報告書』、pp.47-64。
- [3] Shiroshita, H. (2018) Is Disaster Education Just Knowledge Transmission? Co-learning and Disaster Governance in Japan, in Forino, G., Bonati, S., Calandra, L.M. (Eds) *Governance of Risk, Hazards and Disasters: Trends in Theory and Practice*, Routledge, pp. 274-287.
- [4] 千々和詩織・矢守克也（2020）長期的な視点に立った学校防災教育の実施と検証に関する試論、『災害情報』、第18巻、pp.25-34。
- [5] 高木光太郎（2012）まなび学のキー・コンセプト、荻宿俊文・佐伯胖・高木光太郎（編）『まなびを学ぶ』、東京大学出版会、pp.23-26。
- [6] 内閣府（2019）平成29年防災に関する世論調査、<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-bousai/index.html>、2021年12月30日参照。
- [7] 佐伯胖（2012）「まなびほぐし（アンラーン）」のすすめ、荻宿俊文・佐伯胖・高木光太郎（編）『まなびを学ぶ』、東京大学出版会、pp.27-68。
- [8] 城下英行（2021）終わらない防災実践としての防災学習、『都市問題』、第112巻、第9号、pp.4-9。
- [9] 大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第3回資料 市区町村別の最大震度、<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00271160/52sindo3.pdf>、2021年12月30日参照。
- [10] 大阪府 津波浸水想定について（解説）、[https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00267389/03\\_kaisetsu.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00267389/03_kaisetsu.pdf)、2021年12月30日参照。
- [11] 大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第4回参考資料 大阪府域の被害想定について（人的被害・建物被害）市区町村別最大 [https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00271160/07\\_sankou30124.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00271160/07_sankou30124.pdf)、2021年12月30日参照。
- [12] 板宮朋基・吉村達之（2018）複合現実による災害想定没入体験アプリ Disaster Scope の開発と避難訓練における活用、『災害情報』、第16巻、pp.191-198。

（しろした ひでゆき 関西大学社会安全学部准教授）

（はやし たけふみ 関西大学総合情報学部教授）

（こうの かずひろ 関西大学社会安全学部准教授）

（おくむら よしひろ 関西大学社会安全学部准教授）

# 給与ファクタリングの法的問題

## ——給与ファクタリングから後払い現金化へ——

多 治 川 卓 朗

要 旨：IR 誘致に伴って、あらためて消費者金融に対する懸念が表明されている。本稿では、大阪の地域性を踏まえて、消費者金融の現状を紹介し、若干の法的検討を加える。ヤミ金最高裁判決（最三判平成20年6月10日）を受けて、ヤミ金は事業形態を偽装する方向に向かう。近時では、給与ファクタリングや後払い現金化が社会問題となっている。これら「事業形態の偽装」問題においては、消費者保護のため、貸金業法・出資法の適用可能性が問題となる。

キーワード：ヤミ金、給与ファクタリング、偽装質屋、後払い現金化、消費者金融、ヤミ金最高裁判決、八尾市ヤミ金心中事件

- 1 問題の所在
- 2 給与ファクタリングに関する二つの判例
- 2-1 東京地判令和3年1月26日金法2171号78頁
- 2-2 東京地判令和2年3月24日金法2153号64頁（26580号事件）
- 3 給与ファクタリングの法的問題
- 3-1 ファクタリング契約とは
- 3-2 給与ファクタリングとは
- 3-3 貸金業法・出資法の適用可能性
- 3-4 貸金業法・出資法の適用と利率の関係
- 4 「事業形態の偽装」問題の推移
- 4-1 偽装質屋について
- 4-2 後払い現金化について
- 4-3 「事業形態の偽装」問題への対応

### 1 問題の所在<sup>1)</sup>

貸金業を営もうとする者は、国または都道府県の登録を受けなければならない（貸金業法3条・11条）、これに基づき、貸金業者としてさまざまな規制を受け（同法12条の2以下）、これらに違反する行為に対しては罰則が設けられている（同法47条以下）。また、貸金業を営む者が業として年利



109.5パーセントを超える利息で金銭を貸し付けた場合には、契約は無効とされる（同法42条）。他方、出資法では、金銭の貸付けを業として行う者が年利20パーセントを超える利息で金銭を貸し付けた場合には、罰則が設けられている（出資法5条2項、なお、同条1項・3項も参照）。ヤミ金またはヤミ金融業者とは、貸金業法に基づく登録を受けずに貸金業を営む者をいうが、登録業者を含め、法律に違反する高金利で貸付けを行ったり、悪質な取立てを行ったりする者をそう呼ぶことがある<sup>2)</sup>。

さて、2003年6月17日の朝日新聞の夕刊社会面に、八尾市ヤミ金心中事件の記事が掲載された<sup>3)</sup>。これは民事・刑事の両面で事件となり、ヤミ金関係者が刑事責任を追及される一方で、2009年1月に、被害者遺族からヤミ金関係者に対する総額4800万円を超える損害賠償請求を認容する民事判決が大阪地裁で下された（大阪地判平成21年1月30日判時2035号91頁<sup>4)</sup>）。同判決によれば、「被告らが、貸金業者の登録のないいわゆるヤミ金融の組織として、Cに対し、2回にわたり合計3万2160円を交付し、債権回収を口実に、過酷な脅迫を行った結果、Cに、2か月足らずの間に合計34万3195円の支払をさせ、C及びその夫並びにその兄（以下「Cら」という。）を、自殺以外に被告らの取立てから逃れる方法がないとの心理状態へ追い込み」、「C、Cの夫であるD及びCの兄であるEは、平成15年6月14日、大阪府八尾市a町b丁目所在のJR大和路線c踏切付近において、線路上にしゃがみ込み、通りかかったJR普通電車にはねられ、自殺した」とある<sup>5)</sup>。

この事件は被害の悲惨さ・重篤さから全国の耳目を集めたが、現在から振り返って見ると、同判決に先立って、2008年6月に、いわゆるヤミ金最高裁判決が下されていることが注目される（最三判平成20年6月10日民集62巻6号1488頁）。同判決は、著しく高利による貸付けが反倫理的行為に該当することを理由に、不法行為に基づく損害賠償（民709条）という法形式により、ヤミ金融業者に対する、ヤミ金融業者から取立てを受けた借主への高利の利息だけでなく元本も含めた支払請求を認容した。つまり、ヤミ金融業者から融資を受けた借主は、高利の利息の返済義務がないだけでなく（民90条または利息制限法等）、借り受けた元本の返済義務もない（不法原因給付、民708条）。したがって、借主がヤミ金融業者に利息と元本の両方を返済済みである場合、借主はその返還を請求できることになる。判決要旨を引用する。

「民法708条は、不法原因給付、すなわち、社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為（以下「反倫理的行為」という。）に係る給付については不当利得返還請求を許さない旨を定め、これによって、反倫理的行為については、同条ただし書に定める場合を除き、法律上保護されないことを明らかにしたものと解すべきである。したがって、反倫理的行為に該当する不法行為の被害者が、これによって損害を被るとともに、当該反倫理的行為に係る給付を受けて利益を得た場合には、同利益については、加害者からの不当利得返還請求が許されないだけでなく、被害者からの不法行為に基づく損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として被害者の損害額から控除することも、上記のような民法708条の趣旨に反するものとして許されないものというべきである。（略）

これを本件についてみると、前記事実関係によれば、著しく高利の貸付けという形をとって上告人らから元利金等の名目で違法に金員を取得し、多大の利益を得るという反倫理的行為に該当する不法行為の手段として、本件各店舗から上告人らに対して貸付けとしての金員が交付されたというのであるから、上記の金員の交付によって上告人らが得た利益は、不法原因給付によって生じたものというべきであり、同利益を損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として上告人らの損害額から控除することは許されない。」

この最三判平成20年6月10日が確立したルールによれば、ヤミ金融業者から著しく高利の融資を

受けた借主は、そもそも利息と元本の両方につき返済義務を負わない。借主が元本の返済義務を負わないとした点は相当に思い切った判断であるが（借主は元本の貰い得になる！）、著しく高利の融資という反倫理的行為としての性質、被害者救済という観点からは必要な対応であったと理解されている<sup>6)</sup>。仮に、八尾市ヤミ金心中事件の当時にこのルールが確立していれば、そもそも借主は利息と元本の両方につき返済義務を負わないのであるから、ヤミ金融業者から過酷な取立てや被害を受けることもなかったと言える。この時期より以降、警察による金融業者に対する一層の取締強化とも協働して、ヤミ金による消費者被害は縮小傾向をたどる<sup>7)</sup>。他方で、このことを契機として、ヤミ金は事業形態を偽装する方向に向かう。すなわち、ヤミ金融業者が融資を行うに際して、金銭消費貸借という法形式を用いると（民587条参照）、貸金業法違反や出資法違反により刑事摘発を受ける可能性を生じ、更に、最三判平成20年6月10日が確立したルールにより、著しく高利の融資による借主は利息と元本の両方につき返済義務を負わないことになる。それゆえ、金銭消費貸借とは別の法形式を用いることで、ヤミ金融業者が融資を実現しようと試みることになる。これが給与ファクタリング（給料ファクタリングともいう。）など、一連の「事業形態の偽装」問題である。

偽装質屋の問題が顕在化するののは、2013年あたりである<sup>8)</sup>。文献で確認できる範囲では、2013年1月に、借主から偽装質屋に対する（返済金につき）損害賠償請求を認容する民事判決が福岡簡裁で下された（福岡簡判平成25年1月21日法ニュース速報No.1900）<sup>9)</sup>。このほか、同一被告に対する控訴審判決、上告審判決が存在する（福岡地判平成26年7月8日法ニュース速報No.2147、福岡高判平成27年3月26日法ニュース速報No.2148）<sup>10)</sup>。他方、給与ファクタリングの問題が顕在化するののは、2017年あたりからである<sup>11)</sup>。そして、2020年以降、給与ファクタリングに関する民事判決が相次いで下されることになる（熊本地判令和2年2月12日法ニュース速報No.2448、東京地判令和2年3月24日法ニュース速報No.2447、大阪地判令和2年8月21日法ニュース速報No.2468）<sup>12)13)</sup>。以上の状況を踏まえて、本稿では、給与ファクタリングに関する判例の状況を紹介し、その法的問題を分析する。更に、一連の「事業形態の偽装」問題の推移を紹介し、若干の法的検討を加えることとしたい。

## 2 給与ファクタリングに関する二つの判例

給与ファクタリングに関して、資料で判決文が確認できる判決は四つである（熊本地判令和3年4月20日消費者法ニュース128号210頁、東京地判令和3年1月26日金法2171号78頁、東京地判令和2年3月24日金法2153号64頁（26580号事件）、東京地判令和2年3月24日金法2153号64頁（28074号事件））。いずれも公刊は2021年である<sup>14)</sup>。

給与ファクタリングの法律構成には複数の可能性があるのですが、用語として不適切かも知れないが、本稿では「借主、貸主、元本、利息」という用語を用いる。さて、これら判例を概観すると、借主は貸主に対して（利息と元本の両方につき）一切の支払義務または返済義務を負わないとする結論においては一致している。しかし、その法律構成には、二つの傾向を読み取ることができる。

第一は、端的に、給与ファクタリングが金銭消費貸借契約にあたると構成する立場である（以下、消費貸借契約構成という。）。この考え方では、単純に、給与ファクタリングに対する貸金業法・出資法の適用可能性が肯定されうる。そして、貸金業法違反（同法42条）・出資法違反（同法5条）または公序良俗違反（民90条）により金銭消費貸借契約が無効であることを前提に、利息については契約の無効により借主の支払義務を否定して、元本については不法原因給付（民708条）により借主

の返還義務を否定することになる<sup>15)</sup>。

第二は、給与ファクタリングを独自の契約と構成して、その内容を、給与債権の売買と（その後の）金銭支払合意とに分けて分析する立場である（以下、独自契約構成という）。この考え方では、借主の貸主に対する支払義務につき、(1) 給与債権が売買されたことで、借主（譲渡人たる労働者）は受領した給料たる金銭を不当利得として貸主（譲受人）に支払う義務を負う、(2) 借主は貸主に（その後の）金銭支払合意に基づいて約定の金額（給与債権の額面額）を支払う義務を負う、という二つの法律構成がありうる。これら請求の可否は、いずれも、一体としての給与ファクタリング契約の有効性にかかるが、ここで、給与ファクタリングに貸金業法・出資法の適用があることについて法的な分析が必要となる。そして、貸金業法違反（同法42条）・出資法違反（同法5条）により、給与ファクタリング契約が一体として無効であることを導いて、(1) 不当利得による請求は給与債権の売買が無効であるから認められず、(2) （その後の）金銭支払合意に基づく請求は支払合意が無効であるから認められない、と説明することになる<sup>16)</sup>。この立場では、給与債権の売買が無効であれば、借主が貸主から受領した売買代金（元本）が不当利得になる筈であるが、給与ファクタリング契約が一体として無効であることを導いた趣旨から、不法原因給付（民708条）により借主の返還義務を否定することになるものと考えられる<sup>17)</sup>。

判決文が長文に亘るため、本稿では、第一の立場として東京地判令和3年1月26日、第二の立場として東京地判令和2年3月24日（26580号事件）を紹介するに留める。

## 2-1 東京地判令和3年1月26日金法2171号78頁

「(1) 本件契約は、契約書上、被告が勤務先に対して有する給与債権を原告が買い取って、その買取代金を被告に支払うものとされており、形式的には債権の売買取引となっている。

一方、労働者が使用者に対して有する賃金債権については、労働者が賃金の支払を受ける前にこれを譲渡したとしても、労働基準法24条1項が規定する賃金の直接払の原則により、使用者は直接労働者に対して賃金を支払わなければならない、賃金債権の譲受人が直接使用者（債務者）に対してその支払を求めることは許されない（最高裁昭和43年3月12日第三小法廷判決・民集22巻3号562頁参照）。

これによれば、給与債権の譲受人である原告は、当該給与債権の回収を被告の勤務先から直接行うことは法律上許されないのであるから、その回収は、(略) 給与債権の譲渡人である被告を通じて行われる仕組みになる。譲渡債権の対象が譲受人による直接の権利行使が許されない給与債権であっても、債権譲渡の当事者間における債権譲渡の効力自体が否定されるものではないが、上記回収の場面における想定は、法形式としては債権譲渡（売買）の形態を採りつつも、実際には給与債権の譲渡人と譲受人の二者間でのみ金銭の移転（給与債権の買取金額の支払及び当該給与債権の弁済金の譲受人への交付）が発生し、譲渡人が資金を拠出して譲り受けた給与債権の回収を労働者である譲渡人を通じて行うことを当然に予定する仕組みとなっている点において、実質的には給与債権の譲渡人と譲受人の二者間における金銭消費貸借取引に類似する面があることを示すものというべきである。

(2) (略) 本件の原被告間では、給与債権の譲渡通知をどのように行うかは原告に全面的に委任した上で、被告の勤務先への給与債権の譲渡通知は令和元年8月21日午前中まで保留することを被告が希望し、それまでに被告が本件給与債権を額面額（10万円）で買い戻すことを検討することが合意されている。(略) 本件契約で同日午前中を被告の勤務先に対する本件給与債権の譲渡通知の留保期



限と設定していることは、被告に対し、同期限までに本件給与債権を10万円で買い戻すことを事実上強制するに等しい心理的な圧迫効果を与えるものと評価すべきである。

以上に掲げた事実関係は、いずれも原告と取引をした労働者が、所定の債権譲渡通知期限が到来するまでに、譲渡に係る給与債権の額面に相当する金額（略）を原告に支払うことを事実上義務付けられているという点で、返済期限と利息の合意のある金銭の交付の実質を有しており、給与債権を事実上の担保とした金銭消費貸借取引に類似する面があることを示すものというべきである。

(3) (略) 上記(1)及び(2)で認定した本件契約の実質的には金銭消費貸借取引に類似する要素に鑑みれば、原告における給与債権を事実上の担保とした金銭の交付は、経済的機能として、原告の労働者に対する給与債権の譲渡代金の交付と、当該労働者からの資金の回収とが不可分一体となった資金移転の仕組みが構築されたものと捉えることができるから、「売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付」に相当し、貸金業法上の「貸付け」に該当すると解するのが相当である。

そして、原告は、自社のホームページで「給料ファクタリング」の宣伝を行い、現に複数の個人との間で、給与債権の買取代金の支払と考えられる金銭の振込みや、給与債権の買戻代金の支払と考えられる個人からの振込入金を受けている形跡が存在するから、業として「貸付け」を行っており、「貸金業」に該当すると認められる。

(4) 上記(1)ないし(3)で説示した事實的・法律的な観点を総合すると、本件契約は、実質的には原告と被告の二者間における給与債権を担保とした金銭消費貸借契約であり、貸金業法上の「貸金業」を営む者が行う「貸付け」に該当すると解するのが相当である。

これに対し、原告は、本件契約は飽くまで債権譲渡契約であり、譲渡に係る給与債権の未払の危険を原告が引き受けているなどの点において、金銭消費貸借契約とは本質的に異なるものである旨主張する。

しかし、原告自身が譲渡を受けた給与債権の債務者である使用者から直接弁済を受ける法律上の手段は存在せず、また、万一使用者の労働者に対する譲渡に係る給与債権の弁済が滞った場合には、もはや貸金業者からの融資が受けられないほど信用状態が悪化していた労働者からの回収も事実上期待できないことになる以上、原告が最終的に無資力の危険を負担する相手は、結局は使用者から譲渡に係る給与債権の弁済を直接受ける権利を保障された給与債権の譲渡人である労働者（被告）に尽きるというほかなく、これはまさしく原被告間の金銭消費貸借取引に符合する特質であるといわなければならない。(略)

(5) 以上によれば、本件契約が金銭消費貸借契約である以上、債権譲渡契約を根拠として被告が回収した本件給与債権の額面に相当する10万円の支払を被告に対して求める原告の請求（債権譲渡契約に由来する受取物返還請求権）はそもそも成立し得ないが、事案及び当事者の主張に鑑み、本件契約の有効性についても検討を加えておく。

前記(3)で説示したとおり、本件契約は、貸金業法上の「貸金業」の一環として行われた「貸付け」であるところ、これを金銭消費貸借取引に置き換えると、原告が被告に交付した本件給与債権の買取代金6万円が貸付金の元本、被告が原告に本件給与債権の買戻代金として支払うことになる額面額10万円と6万円との差額4万円が貸付金の利息、被告の本件給与債権の買戻期限である令和元年8月21日午前中が貸付金の返済期限にそれぞれ相当すると認められる。被告は、同年7月23日に貸付金の元本に相当する5万9892円（略）の交付を受けて、その29日後の同年8月21日午前中までに6万円に4万円の利息（略）を付加した10万円を原告に返済すべき義務を負うことになるから、

貸付日初日を参入した30日間を利息発生期間とすると、利率は年利換算で800%を超過することになる（略）。

貸金業法42条1項は、貸金業を営む者が業として行う金銭を目的とする消費貸借の契約（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によって金銭を交付する契約を含む。）において、年109.5%（閏年は年109.8%）を超える割合による利息の契約をしたときは、当該消費貸借の契約が無効になる旨規定しているし、出資法5条3項は、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付け（同法7条）を行う場合において、上記年率を超える割合による利息の契約をしたときは、10年以下の懲役刑若しくは3000万円以下の罰金刑又はこれらの併科の重い罰則を規定している。

これらの法令の規定に照らすと、貸金業法及び出資法上の規制利率である年109.5%の7倍以上にも達する年800%を超える著しく高金利を定めた金銭消費貸借契約は、貸金業法42条1項により契約自体が当然無効となるのみならず、その合意自体が強度の違法性を帯びており、公序良俗違反の程度が甚だしいものであるといわなければならない。そうすると、本件契約においては、金銭消費貸借契約として原告が被告に対して利息を含む貸付金の支払を求めることは当然許されないし、仮に原告が被告に交付した貸付金元本を不当利得として返還を求めようとする場合であっても、原告の被告に対する6万円の交付は不法原因給付（民法708条本文）となるから、不当利得返還請求権の行使も許されないことは明らかである。」

## 2-2 東京地判令和2年3月24日金法2153号64頁（26580号事件）

「(1) (略) 原被告間においては、〔1〕原告が被告の有する給与債権の一部を額面額から4割程度割り引いた代金額4万円で買い取って譲り受け、同額から振込手数料を差し引いた金額を被告に交付し、〔2〕被告は給与支給日に、原告に対して譲渡債権の額面額を支払うという取引（以下、このような取引の仕組みを「給与ファクタリング」といい、本件債権譲渡契約に係る取引を「本件取引」という。）が行われ、付随して、〔3〕被告は原告に本件債権譲渡に係る通知を委任するが、その通知を給与支給日の午前中まで保留することが合意されていたものと認められる。

(2) 原告は、原被告間の本件取引においては、被告が譲渡に係る給与の支払を受けた場合、被告が額面額で譲渡債権を買い戻すことを合意していたと主張し、上記買戻合意に基づき、被告に額面額から弁済済みの金額を差し引いた残額の支払を求めている。

しかしながら、(略) 原告主張に係る買戻合意を認めるに足りる証拠はない。

そもそも、原告は、譲渡債権の「買戻し」と称しているが、被告が譲渡に係る給与の支払を受けた場合、譲渡債権は弁済によって消滅しているのであるから（給与債権の場合は、使用者に債権譲渡の通知をしたとしても、労働基準法24条1項本文により、労働者に直接支払わなければならない。）、買戻しの対象となる債権は存在せず、単に、被告が給与の支払を受けた場合には、額面額を原告に支払うことを約していたということにほかならない。(略)

そうすると、原告の主張する買戻合意を、被告が譲渡に係る給与の支払を受けた場合に被告が譲渡債権の額面額を支払う合意と解すれば、原告は、上記支払合意に基づく請求をしているものと解することができる。

もっとも、このような支払合意を要素とする本件取引の有効性については、別途問題になるため、後記(4)で後述する。

(3) (略) 本件のように給与債権が譲渡された場合には、使用者は労働基準法24条1項本文により、労働者に直接給与を支払わなければならない、労働者の給与債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払



を求めることは許されないこと（最高裁昭和43年3月12日第三小法廷判決・民集22巻3号562頁参照）からすれば、給与債権の譲受人が譲渡人に対して、譲渡された給与債権の受領について「不当利得」として額面額の返還を求め得る可能性はあり、原告の主張はその旨をいうものと解することができなくもない。しかし、不当利得の返還を請求する場合であっても、本件取引自体の有効性が問題となるので、以下検討する。

(4) 被告は、本件取引は暴利行為であって無効であると主張する。

これは、本件取引が、貸金業法の規制に抵触し又は暴利行為として民法90条の公序良俗に反し無効であるという趣旨と解される。

この点、貸金業法や出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（略）は、金銭の貸付けを（業として）行う者が、所定の割合を超える利息の契約をしたり、又はこれを超える利息を受領したりする行為を規制しているところ、各法はいずれも規制対象となる貸付けに、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」によってする金銭の交付を含む旨を定めている（貸金業法2条1項本文、出資法7条）。これらの規制は、いわゆる高金利を取り締まって健全な金融秩序の保持に資すること等を立法趣旨としていることからすれば、金銭消費貸借契約とは異なる種類の契約方法が用いられている場合であっても、金銭の交付と返還約束を主たる内容とするもの、すなわち、契約の一方当事者の資金需要に応えるため、一定期間利用後の返済を約して他方当事者が資金を融通することを主目的とし、経済的に貸付けと同様の機能を有する契約に基づく金銭の交付については、前記各条の「これらに類する方法」に該当するというべきである。そこで、まず、給与ファクタリングによる本件取引が、「これらに類する方法」に当たるか検討する。

労働基準法24条1項の趣旨に徴すれば、（略）原告のように、労働者である顧客から給与債権を買い取って金銭を交付した業者は、常に当該労働者を通じて譲渡に係る債権の回収を図るほかになることになる。このような給与ファクタリングを業として行う場合においては、業者から当該労働者に対する債権譲渡代金の交付だけでなく、当該労働者からの資金の回収が一体となって資金移転の仕組みが構築されているというべきである。

本件取引では、前述のとおり、債権譲渡人たる被告の買戻義務は明確に定められていないものの、被告は、譲渡した給与債権の支給日には、受領した給与の中から、譲渡債権の額面額を支払うことが当然の前提とされていたことが認められる。（略）

また、原告は、債務者の破綻等による不払の危険を負担している旨主張するが、給与債権は破産手続においても財団債権ないし優先的破産債権とされて厚く保護されており（破産法149条1項、98条1項）、通常使用者にとって支払の優先度の高いものであるから、その不払の危険は被用者である債権譲渡人の破綻の危険と比べて極めて小さい。しかも、原告が給与債権を譲り受けるに際しては、前月まで直近3か月の給与が遅滞なく支払われていることを確認した上で、翌月の給与債権を譲り受けることになるから、その間に債務者が破綻等する危険はかなり低いというべきである。

さらに、そのような事態が生じたときにはそもそも被用者からの回収も見込めなくなるから、実態としても被用者に対する通常金銭消費貸借による貸付けとは異なる危険を負担しているとはいえない。

したがって、本件取引のような給与ファクタリングの仕組みは、経済的には貸付けによる金銭の交付と返還の約束と同様の機能を有するものと認められ、本件取引における債権譲渡代金の交付は、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」による金銭の交付であり、貸金業法や出資法という「貸付け」に該当する。

(5) そうすると、原告は、業として「貸付け」に該当する給与ファクタリング取引を行う者であるから、貸金業法にいう貸金業を営む者に当たる。

(6) そして、原告が支払を請求する本件取引について、貸金業法ないし出資法の定める計算方法により年利率を計算すると、原告は、平成31年3月11日に被告に3万9676円（略）を交付し、被告は、同月15日までにこれに利息3万0108円を付した7万円を弁済するという約定であったことになるから、出資法5条の4第1項により貸付期間を15日として利息を計算したとしても、年1840%を超える割合による利息の契約をしたことが認められる。これは、貸金業法42条1項の定める年109.5%を大幅に超過するから、本件取引は同項により無効であると共に、出資法5条3項に違反し、刑事罰の対象となるものである。

したがって、原被告間の本件取引が有効であることを前提として、譲渡債権に係る給与を受領した被告に対して、譲渡債権の額面額を支払う合意の履行を求めたり、譲渡債権の額面額を不当に利得したとして、不当利得の返還を求める原告の請求は、その前提を欠くものであって、理由がない。」

### 3 給与ファクタリングの法的問題

#### 3-1 ファクタリング契約とは

ファクタリングとは、債権買取を伴う融資取引かつ信用供与取引をいう。これには、企業の取引先の信用調査等マーケティング業務、経営助言等のコンサルティング業務、信用危険の負担という保険的業務までが含まれるとされる<sup>18)</sup>。

ファクタリングのうち、債権買取という点に着目する。債権の売主（譲渡人）をA、債権の買主（譲受人）をB、譲渡債権の債務者をCとする。Cが支払不能となった場合のリスクをAが負うかBが負うか（いわゆる償還請求権の有無）。譲渡債権の満期日以前に、BはAに売買代金を支払うか否か（前払い方式か満期式か）。債権譲渡通知をCに対して行うか否か（公然のファクタリングかサイレント方式によるファクタリングか）<sup>19)</sup>。更に、担保のために債権売買を用いるのであれば、譲渡債権の買戻特約を付するか否か、買戻義務を合意するか否か。これら諸点については、当事者間の契約によるのであって、ファクタリングという契約から内容が一律に導かれる訳ではない。

#### 3-2 給与ファクタリングとは

給与ファクタリングという用語が用いられるが、いわゆるファクタリング契約のような複合的内容を有するものではなく、借主・貸主間の単純な債権の売買契約である。しかし、通常の財の売買契約とは異なり、債権は回収されて初めてその価値が実現されるので、債権売買は当然に信用供与取引としての性質を帯びる<sup>20)</sup>。

給与ファクタリング契約の内容については、前掲の東京地判令和2年3月24日（26580号事件）が詳述している。すなわち、(1) 貸主が借主の有する給与債権の一部を額面額から4割程度割り引いた代金額で買い取って譲り受け（割引率は契約により異なる。）、同額から振込手数料を差し引いた金額を借主に交付する。(2) 借主は給与支給日に、貸主に対して譲渡債権の額面額を支払う。更に、(3) 借主は貸主に本件債権譲渡に係る通知を委任するが、その通知を給与支給日の午前中まで保留するものとする（留保時期は契約により異なる。）。

ここで問題となるのは、給与債権の売買の効力である。すなわち、労基法24条1項が「通貨払い、

直接払い」の原則を規定しており、これは中間搾取を排除することを目的とした強行規定であるからである<sup>21)</sup>。最高裁は、給与債権または労基法24条1項の適用がある債権が譲渡された事案につき、「退職手当法による退職手当の給付を受ける権利については、その譲渡を禁止する規定がないから、退職者またはその予定者が右退職手当の給付を受ける権利を他に譲渡した場合に譲渡自体を無効と解すべき根拠はないけれども、労働基準法二四条一項が「賃金は直接労働者に支払わなければならない。」旨を定めて、使用者たる賃金支払義務者に対し罰則をもつてその履行を強制している趣旨に徴すれば、労働者が賃金の支払を受ける前に賃金債権を他に譲渡した場合においても、その支払についてはなお同条が適用され、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない、したがって、右賃金債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払を求めることは許されない」と述べている（最三判昭和43年3月12日民集22巻3号562頁）。

この判例の理解につき争いがあるが、給与債権の譲渡は、譲受人が債務者に対してその支払いを請求できないものの、当事者間では有効であるという立場を前提にすると<sup>22)</sup>、譲渡人が受領した給料（金銭）を、譲渡人が譲受人に支払うべき義務があることになる。これを給与ファクタリングに置き換えて考えると、事前に借主は給与債権の6割程度にあたる金額を受領し（割引率は契約により異なる。）、給料日に借主が受領した給料を貸主に支払うことになるのであって、この金銭の動きと返済期限・割引率を勘案すると、実質的には、著しく高利の信用供与取引が行われていることになる。

### 3-3 貸金業法・出資法の適用可能性

給与ファクタリングでは、実質的には、著しく高利の信用供与取引が行われているのであるから、貸金業法と出資法の適用可能性が問われる<sup>23)</sup>。貸金業法2条1項本文と出資法7条では、貸金業法にいう貸金業や出資法にいう金銭の貸付けに、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」によってする金銭の交付または授受を含む旨を定めている。

熊本地判令和3年4月20日と東京地判令和3年1月26日は、給与ファクタリングが、実質的には信用供与取引であることから、金銭消費貸借契約にあたり構成する（消費貸借契約構成）。この立場では、単純に、給与ファクタリングに対する貸金業法・出資法の適用可能性が肯定されうる。他方、東京地判令和2年3月24日（26580号事件）と東京地判令和2年3月24日（28074号事件）は、給与ファクタリングを独自の契約として構成する（独自契約構成）。この立場では、あらためて、給与ファクタリングに対する貸金業法と出資法の適用可能性を検討する必要があるが生じる。

この点、企業間債権のファクタリングに関して、貸金業法の適用を否定した事案がある（東京地判平成28年7月19日）<sup>24)</sup>。LEX/DBより引用する。「原告は、ファクタリングも、貸金業法上の「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）」（略）に該当するため、貸金業法上の登録のない被告がした本件債権譲渡は、同法42条1項類推により無効である旨主張する。

そこで検討するに、ファクタリングは、企業に対して金融を供与するという点では貸付け等と共通するものの、金融を供与した相手からの返済を前提とする貸付け等とは異なり、あくまでも売買として債権を買い取るものである。特に、本件債権譲渡は、ファクタリングの中でも、譲渡人に買戻義務のない（ノンリコース）ものであるところ、このようなノンリコースのファクタリングは、譲受人において債権回収リスクを負担し、譲渡人に遡求することを予定していないものであるから、貸金業法が予定している貸付け等とはその性質を異にするものというべきである。また、手形割引



は、手形の売買という形を取りながらも、譲渡人に遡求義務がある上、銀行取引約定書において買戻し義務が定められ、実質的には手形担保貸付けの役割を果たしていることから、貸金業法上の貸付等に該当すると解されるところ、これと、上記性質を有するファクタリングとを同等に考えることも困難である（略）。以上によれば、本件債権譲渡は、貸金業法上の貸付け等には該当しない（略）。」

以上の東京地判平成28年7月19日は、企業間債権のファクタリングに関して、貸金業法・出資法の適用可能性を検討するに際して、「債権買い取り」と「ノンリコース」の2点を問題としている。これと同様に、東京地判令和2年3月24日（26580号事件）と東京地判令和2年3月24日（28074号事件）は、給与ファクタリングに関して、「債権買い取り」と「ノンリコース」の2点を検討したうえで、貸金業法・出資法の適用可能性を導いている<sup>25)</sup>。

東京地判令和2年3月24日（26580号事件）から、該当箇所を再録する。債権買い取りにつき、「労働基準法24条1項の趣旨に徴すれば、（略）原告のように、労働者である顧客から給与債権を買い取って金銭を交付した業者は、常に当該労働者を通じて譲渡に係る債権の回収を図るほかない（略）。給与ファクタリングを業として行う場合においては、業者から当該労働者に対する債権譲渡代金の交付だけでなく、当該労働者からの資金の回収が一体となって資金移転の仕組みが構築されている」。ノンリコースにつき、「給与債権は（略）、通常使用者にとって支払の優先度の高いものであるから、その不払の危険は（略）極めて小さい。しかも、原告が給与債権を譲り受けるに際しては、前月まで直近3か月の給与が遅滞なく支払われていることを確認した上で、翌月の給与債権を譲り受けることになるから、その間に債務者が破綻等する危険はかなり低い（略）。さらに、そのような事態が生じたときにはそもそも被用者からの回収も見込めなくなるから、実態としても被用者に対する通常の金銭消費貸借による貸付けとは異なる危険を負担しているとはいえない。」

### 3-4 貸金業法・出資法の適用と利率の関係

熊本地判令和3年4月20日、東京地判令和3年1月26日、東京地判令和2年3月24日（26580号事件）、東京地判令和2年3月24日（28074号事件）の四判例は、いずれも、借主は貸主に対して（利息と元本の両方につき）一切の支払義務または返済義務を負わないとする。その法律構成は既に検討したとおりであるが、利率との関係を整理しておく。

利息制限法1条は、上限金利を超過する超過利息の有効性を規定し、貸金業法12条の8第1項はこのことを確認する。そして、貸金業法42条1項は、貸金業者が年109.5%を超える利息により締結した貸付契約の有効性を規定する<sup>26)</sup>。他方、出資法5条は刑事処罰を規定するが、私法上は、そこで規定された金利が貸付契約の違法性や有効性の評価に影響を与えられとされる。

さて、借主の支払義務の対象で問題となるのは、①元本、②利息制限法1条の上限金利の範囲内の利息、③利息制限法1条の上限金利を超える超過利息、の三つである。法形式的には、貸付契約の利息が、利息制限法1条の上限金利を超えても（元本の額に応じて年20%または年18%または年15%）、貸金業法42条1項が規定する年109.5%を超えなければ、貸付契約は有効なままである。この場合、借主は貸主に対して①と②を支払う義務を負うが、③を支払う義務を負わない。他方、貸付契約の利息が貸金業法42条1項が規定する年109.5%を超えると、貸付契約が無効となる。そうすると、借主は貸主に対して②と③を支払う義務を負わない。更に、①は不当利得となるが、借主は貸主に対して不法原因給付（民708条）として返還義務を免責される可能性を生じる、と言えそうである<sup>27)</sup>。



さて、給与ファクタリングにおける年800%や年1800%などの著しく高利による貸付契約が、公序良俗に違反し（民90条）、不法原因給付（民708）の問題を生じるとの評価には問題がない<sup>28)</sup>。では、貸付契約の利率がどの程度であれば、不法原因給付の問題を生じるのか。ここで参考になるのが、貸金業法42条1項と貸金業法5条3項が規定する年109.5%である。不法原因給付と貸金業法・出資法の利息体系を一致させれば、処理としては簡明である。すなわち、利息制限法1条の上限金利を超えて109.5%までの利息による貸付契約では、③を支払う義務を負わないが、①と②を支払う義務を負う。109.5%を超える利息による貸付契約はおおよそ無効であり、①と②と③を支払う義務がない、と言えるからである。もちろん、不法原因給付の問題を生じる利息の程度を、109.5%よりも高く解することまたは低く解することも、解釈論としては可能である。偽装質屋に関する高裁判決で、年96%の利息による貸付けを不法原因給付にあたる、とするものがある（後掲の福岡高判平成27年3月26日を参照）。

#### 4 「事業形態の偽装」問題の推移

以下では、一連の「事業形態の偽装」問題の推移として、偽装質屋と後払い現金化を紹介し、最後に、若干の法的検討を加えることとしたい。

##### 4-1 偽装質屋について

偽装質屋の問題が顕在化するのは、2013年あたりである。偽装質屋とは、ヤミ金融業者が質屋の登録をしたうえ（質屋営業法2条）、質屋営業を偽装して、著しく高利の融資を行うものをいう。質屋営業は事業形態を偽装するためのものだから、質物の価値に貸付金が見合う必要はなく、実際には価値のない質物を形式的に質入れさせるのみである。ヤミ金融業者が質屋営業を偽装することのメリットは、貸金業法の適用がないため（貸金業法2条1項を参照）、年金担保貸付による刑事処罰を回避できることと（貸金業法20条の2・48条1項5号の2・5号の3）、出資法5条の刑事処罰を回避できること（質屋営業法36条1項・2項）、すなわち、年109.5%までの利息を収受できることにある（出資法5条1項）。実際の事件では、偽装質屋は、著しく高利による融資を行ない、年金担保貸付を併用することで貸金を回収する（年金給付の受給口座から返済金を貸主の口座に振り込ませる）手法を用いていた。

偽装質屋の発祥は福岡であるが、その後、偽装質屋による貸付けが全国各地に見られるようになったとされる<sup>29)</sup>。偽装質屋による消費者被害は、警察による迅速な金融業者に対する取締強化により、沈静化に向かう<sup>30)</sup>。

民事事件としては、福岡高判平成27年3月26日消費者法ニュース104号353頁が、（最三判平成20年6月10日と同様に）不法行為に基づく損害賠償（民709条）という法形式により、ヤミ金融業者に対する、ヤミ金融業者から取立てを受けた借主への高利の利息だけでなく元本も含めた支払請求を認容した。貸金業法・出資法の適用を認定した箇所につき、LEX/DBより引用する。「質屋営業の本質は物品を質に取ること及び流質期限までに債権の弁済を受けないときは、当該質物をもってその弁済に充てる約款の下に貸付けをするとともにあり、質屋営業においては、質置主の弁済責任は質物が流質するという限度での物的有限責任であり、流質期限前に債権を取り立てることは法がそもそも予定していないというべきである。そうすると、質物の価値に何ら関心を示さず、もっぱら被上告人に定期的に給付されることがほぼ確実な定期給付の受給口座からQネットを利用して振り替

えることにより貸金を取り立てること（流質回避目的年金振替融資）は、法1条1項にいうところの質屋営業ということができない。

よって、恵比寿のした貸付けは、貸金業法の適用を受けるところ、恵比寿は、被上告人に対してQネットの口座振替依頼書を徴求したものであるから貸金業法20条の2第1号に違反しており、また、その貸付利率は年96%であるから出資法5条2項に違反する。（略）恵比寿がした流質回避目的年金振替融資も社会の倫理に反する悪質な貸付けであるという点においてヤミ金融業者による貸付けと何ら異ならないというべきであるから、民法708条の損益調整的な控除をしないものとした原審の判断は正当である。」

#### 4-2 後払い現金化について

既述のとおり、2017年あたりから給与ファクタリングの問題が顕在化し、2020年以降、給与ファクタリングに関する民事判決が相次いで下される。いずれも、借主は貸主に対して（利息と元本の両方につき）一切の支払義務または返済義務を負わないとする。併せて、給与ファクタリングに貸金業法・出資法の適用があるという認識が一般化し、警察による金融業者に対する取締強化がなされたこともあり、業者の廃業が相次いだとされる<sup>31)</sup>。

この状況を受けて、近時、新たな「事業形態の偽装」として、後払い現金化が顕在化しつつある<sup>32)</sup>。後払い現金化には、種々の手法がある。典型的な手法としては、消費者に経済的に価値のない商品を購入させ、その代金を後払いとし、当該商品は提携業者が買い取ったこととして、代金名目で消費者に現金を支払うものである。商品の買取りではなく、キャッシュバックや商品レビューの報酬名目等で消費者へ現金を支払う例もある。そして、消費者は、商品の購入代金を後で支払わなければならないものとされる<sup>33)</sup>。

このように、後払い現金化では、借主が貸主に支払うのは商品の購入代金である。他方、借主が貸主から受領するのは（借主が貸主から購入した）商品の転売代金であったり、別契約に基づくキャッシュバックや商品レビューの報酬であったりするが、いずれにせよ、借主が貸主に支払う金銭と借主が貸主から受領する金銭はそれぞれ別契約に基づくものである、との法律構成が採用される。しかし、この二つの契約は別個独立に存在しているのではなくて、不可分一体の契約を構成しており、現実には、貸主から借主への貸付けと借主から貸主への返済にも似た金銭の動きを生じる。この金銭の動きと返済期限・受領金と支払金の差額を勘案すると、実質的には、著しく高利の貸付けが行われていることになる<sup>34)</sup>。このことから貸金業法・出資法の適用可能性が指摘されている<sup>35)</sup>。なお、後払い現金化による消費者被害について、現時点で、民事判決は確認できない<sup>36)</sup>。

#### 4-3 「事業形態の偽装」問題への対応

偽装質屋では、そもそも貸主・買主間に金銭消費貸借契約が存在し、価値のない質物を形式的に質入れさせていることが事実関係より明らかなので、質屋営業が偽装であり、偽装質屋の行為は貸付けにあたると言える。それゆえ、単純に、偽装質屋に対する貸金業法・出資法の適用可能性が肯定されうる。

これに対して、給与ファクタリングでは、二つの法律構成があり得た。第一は、給与ファクタリングが、実質的には信用供与取引であることから、金銭消費貸借契約にあたると構成する（消費貸借契約構成）。この立場では、単純に、給与ファクタリングに対する貸金業法・出資法の適用可能性が肯定されうる。第二は、給与ファクタリングを独自の契約として構成する（独自契約構成）。この

立場では、あらためて、給与ファクタリングに対する貸金業法と出資法の適用可能性を検討する必要がある。この点、東京地判令和2年3月24日（26580号事件）と東京地判令和2年3月24日（28074号事件）は、給与ファクタリングに関して、「債権買い取り」と「ノンリコース」の2点を検討したうえで、貸金業法・出資法の適用可能性を導いている。

以上を踏まえて、後払い現金化について見る。後払い現金化に対する貸金業法・出資法の適用可能性を検討するに際して、借主が貸主に支払う金銭が商品の購入代金であること、そして、借主が貸主に支払う金銭と借主が貸主から受領する金銭がそれぞれ別契約に基づくことが問題である。ここでは、給与ファクタリングとは異なり、後払い現金化を独自の契約として構成し（独自契約構成）、契約内容の分析から貸金業法・出資法の適用可能性を導くことは相応に困難である。その理由として、第一に、商品売買それ自体から信用供与取引としての性質を導くことが難しいこと、第二に、後払い現金化には種々の手法があるため、個別の手法ごとに分析して結論を導くことが現実的でないことである。

そうすると、後払い現金化が、実質的には融資であり「貸付け」に当たることから、貸金業法・出資法の適用可能性を導き出さざるを得ないことになろう（消費貸借契約構成）。その際、第一に、売買の目的が経済的に価値のない商品であることが事実関係より明らかなので、（借主が貸主に金銭を支払う根拠となる）売買契約が偽装であるといえること、第二に、借主が貸主に支払う金銭と借主が貸主から受領する金銭はそれぞれ別契約に基づくものであるものの、この二つの契約は別個独立に存在しているのではなくて、不可分一体の契約を構成していること、第三に、この不可分一体の契約に基づいて、現実には、貸主から借主への貸付けと借主から貸主への返済にも似た金銭の動きを生じること、第四に、この金銭の動きと返済期限・受領金と支払金の差額を勘案すると、実質的には、著しく高利の貸付けが行われていることが、評価ポイントとして重要であると解される<sup>37)</sup>。

大阪は、後払い現金化による深刻な消費者被害が懸念される地域の一つであり、在阪の実務家から消費者被害とその救済について多くの情報が発信される状況にある<sup>38)</sup>。「事業形態の偽装」問題については、引き続き、事態の推移を注意深く見守る必要があるだろう。

## 注釈

- 1) 当研究班では、「IRの大阪誘致に伴う社会問題に対する規制方法の考察」というテーマにより、2020年度より、専門領域の異なる研究者が学際的共同研究を実施するという機会に恵まれた。このような貴重な研究機会をお与えいただいた「なにわ大阪研究センター」には、篤く感謝申し上げる次第である。研究初年度より、私に与えられた研究課題の一つは、消費者金融とその法的規制であった。全国数カ所にわたるIR誘致に伴って、周知のとおり、あらためて消費者金融に対する懸念が表明されている。他方で、消費者金融に関しては、大阪は過去に悲惨な事件が発生した地域の一つであり、今なお、在阪の実務家から消費者被害とその救済について多くの情報が発信される状況にある。本稿では、このような大阪の地域性を踏まえて、消費者金融の現状を紹介し、若干の法的検討を加えることとしたい。
- 2) ヤミ金またはヤミ金融業者の定義については、金融庁のHPを参照。[https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/yami\\_leaf.pdf](https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/yami_leaf.pdf)
- 3) 2003年6月17日の朝日新聞の夕刊社会面から、記事の一部を抜粋する。「大阪府八尾市のJR大和路線踏切付近で14日未明、同市内の夫婦ら3人が電車にはねられ死亡した事故で、大阪府警は夫婦が東京の無登録のヤミ金融業者から強引な取り立てに遭い、精神的に追い詰められて心中したと断定した。この業者をめぐる被害相談が相次ぎ、府警はヤミ金融の中でも手口が悪質とみて情報収集を始めたばかり



りだった。」

- 4) 本件評釈として、大澤彩「判批・大阪地判平成21年1月30日」金商1336号50頁（2010年）。
- 5) 本稿では、判決文をLEX/DBより引用した（以下同様）。<https://lex.lawlibrary.jp/>
- 6) 宇都宮健児「判批・最三判平成20年6月10日」月報司法書士441号42頁（2008年）、藤原正則「判批・最三判平成20年6月10日」法教338号9頁（2008年）、金山直樹「判批・最三判平成20年6月10日」判例セレクト2008（法教342号）18頁（2009年）、島川勝「判批・最三判平成20年6月10日」リマークス39号56頁（2009年）、長谷川隆「判批・最三判平成20年6月10日」判時2033号155頁（2009年）、藤原正則「判批・最三判平成20年6月10日」平成20年度重判解（ジュリ1376号）（2009年）88頁、高橋讓「調査官解説・最三判平成20年6月10日」『最高裁判所判例解説民事篇（平成20年度）』（法曹会・2011年）339頁。
- 7) 2011年2月25日の日本経済新聞の夕刊から、記事の一部を抜粋する。「2010年に全国の警察が摘発したヤミ金融事件は393件で、前年より11.1%減ったことが警察庁のまとめで分かった。被害総額は42.0%減の115億1065万円だった。」  
昨年6月、個人の借入総額を年収の原則3分の1以下に制限する改正貸金業法が施行。ヤミ金の利用増加が懸念されたが、事件件数から影響は確認できなかった。警察庁幹部は「強引な取り立てをしない「ソフトヤミ金」にシフトし、事件が潜在化している可能性がある」とみている。」
- 8) 2013年5月23日の日本経済新聞の夕刊から、記事の一部を抜粋する。「警察庁は23日、ヤミ金融業者が高齢者らからほとんど価値がない質草を受け取り、実際は年金などを担保に違法な高金利で金を貸し付ける「偽装質屋」事件が相次いでいるとして、各都道府県警に実態把握と取り締まりの強化を指示した。  
偽装質屋事件をめぐっては昨年2月以降、群馬、愛知、大分、鹿児島各県警が貸金業法違反容疑で計11人を逮捕。被害者は約4300人で、最大年434%の利息を取られた例もあった。」
- 9) 井上耕史「2013年消費者法白書 第一章 消費者信用（金融）」消費者法ニュース96号12頁（2013年）。
- 10) 井上耕史「2016年消費者法白書 第一章 消費者信用（金融）」消費者法ニュース108号25頁（2016年）。
- 11) 2017年8月30日の日経ニュースアーカイブから、記事の一部を抜粋する。「給料の前払いをうたい文句に事実上、現金を貸し付ける悪質な業者が横行している。法外な支払いを請求されて困った利用者の訴えが昨年以降、目立ち始めた。業者は企業向けの資金調達手法になぞらえて「給料ファクタリング」と称しているが、実態はヤミ金だとの指摘もあり、業者と利用者のトラブルが裁判に発展する例も出てきた。」
- 12) 井上耕史「2021年消費者法白書 第一章 消費者信用（金融）」消費者法ニュース128号7頁（2021年）。
- 13) いち早く、給与ファクタリングの問題を指摘した文献として、小林孝志「ファクタリング被害の実態と現状——ファクタリングは高金利の借金である——」消費者法ニュース123号69頁（2020年）、佐藤靖祥「給与ファクタリング業者の実態」消費者法ニュース123号74頁（2020年）、塩地陽介「「ヤミ」ファクタリング業者による被害に関する報告」消費者法ニュース123号75頁（2020年）、木本茂樹「ファクタリング被害の現状と対応」消費者法ニュース123号78頁（2020年）、前田勝範「給与ファクタリング——新手法のヤミ金融被害——」月報司法書士581号66頁（2020年）。金融庁は、2020年3月5日付け回答書により、給与ファクタリングが貸金業法2条にいう貸付けに該当することを明らかにしている（<https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/02b.pdf>）。
- 14) 井上・前掲12）7頁から10頁。
- 15) 熊本地判令和3年4月20日と東京地判令和3年1月26日の二つの判例が、この立場を採用する。なお、熊本地判令和3年4月20日は、（消費貸借契約が無効であることに基づく）借主による受領した元本の返還義務につき不法原因給付（民708条）に言及しない。本件訴訟では、貸主が不当利得による元本の返還請求という法律構成を主張しなかったものと推測される（民訴246条）。
- 16) 本稿では、東京地判令和2年3月24日（26580号事件）と東京地判令和2年3月24日（28074号事件）において、「(1) 給与債権が売買されたことで、借主（譲渡人たる労働者）は受領した給料たる金銭を不



- 当利得として貸主（譲受人）に支払う義務を負う、(2) 借主は貸主に（その後の）金銭支払合意に基づいて約定の金額（給与債権の額面額）を支払う義務を負う」という二つを法律構成の可能性を指摘した。他方、東京地判令和3年1月26日は、「債権譲渡契約に由来する受取物返還請求権」と述べるのみで、不当利得という法律構成に言及しない。給与債権の譲渡は、譲受人が債務者に対してその支払いを請求できないものの（最三判昭和43年3月12日民集22巻3号562頁を参照）、当事者間では有効であるという立場を前提にすると、一応は、いずれの法律構成も可能であると考えられる。当事者間で債権譲渡の債権的効力のみが生じるとすれば、上記(2)のみが成立する。当事者間で債権譲渡の物権的効力も生じるとすれば、上記(1)と(2)の両方が成立する、と考えられる。
- 17) 東京地判令和2年3月24日（26580号事件）、東京地判令和2年3月24日（28074号事件）の二つの判例が、この立場を採用する。同日判決なので、判別のため事件番号を挙げておいた。なお、いずれの判決も、（給与債権の売買契約が無効であることに基づく）借主による受領した売買代金（元本）の返還義務につき不法原因給付（民708条）に言及しない。本件訴訟では、貸主が不当利得による売買代金の返還請求という法律構成を主張しなかったものと推測される（民訴246条）。評釈として、橋本陽子「判批・東京地判令和2年3月24日（26580号事件）」ジュリ1550号4頁（2020年）、水野信次「判批・東京地判令和2年3月24日（28074号事件）」銀行法務21 871号67頁（2021年）。
- 18) 池田真朗「ファクタリング契約」加藤雅信・円谷俊・大塚直・沖野眞已編『野村豊弘還暦記念・二一世紀判例契約法の最前線』（判例タイムス・2006年）318頁。このほか、ファクタリング契約に関しては、田辺光政「ファクタリング契約」米倉明・清水湛・岩城謙二・米津稜威雄・谷口安平編『金融担保法講座3 非典型担保』（筑摩書房・1986年）153頁、田邊光政「ファクタリング契約における今後の基本的論点は何か」椿寿夫編『講座・現代契約と現代債権の展望6 新種および特殊の契約』（日本評論社・1991年）173頁、藤澤尚江「中小企業融資としてのファクタリング取引（上）（下）」阪大法学54巻1号247頁・2号127頁を参照。
- 19) 池田・前掲18）316頁、佐野史明「ファクタリング取引の論点整理」金法2146号35頁（2020年）。
- 20) 村山由香里「貸金業の該当性に関する一考察」金法1991号72頁（2014年）、小林孝志「給与ファクタリングについて」季刊・労働者の権利338号76頁（2020年）。
- 21) 三井正信「労基法24条」西谷敏・野田進・和田肇編『新基本法コメ 労働基準法・労働契約法』（日本評論社・2012年）85頁。
- 22) 学説には、そもそも債権譲渡の物権的効果が生じないとする見解（相対的無効説）、債権譲渡の物権的効果が生じるが、譲渡人に支払うべき法律関係が生じるとする見解（譲渡人に支払うべきという履行方法が義務づけられる、譲渡人に受領権限が残る、譲渡人は譲受人の受領代理権を有するなど）が主張されている。三井・前掲21）87頁。
- 23) 給与ファクタリングに関しては、以下を参照。鴨田譲「5.13給与ファクタリング業者に対する集団訴訟提訴のご報告」消費者法ニュース124号142頁（2020年）、前田勝範「給与ファクタリング問題への取り組み」消費者法ニュース124号144頁（2020年）、川内泰雄「大阪いちょうの会の給与ファクタリング相談活動」消費者法ニュース124号145頁（2020年）、島幸明「給料ファクタリング被害救済の実務」現代消費者法48号107頁（2020年）、小林・前掲20）76頁、三上理「ファクタリング被害対策の取り組み」消費者法ニュース125号99頁（2020年）、植田勝博「事業ファクタリングは貸金 判決」消費者法ニュース125号101頁（2020年）新川眞一「逮捕・摘発された「Dライン」の業態について」消費者法ニュース125号103頁（2020年）、金融庁監査局総務課金融会社室長「金融庁における一般的な法令解釈に係る書面紹介手続（回答書）」125号109頁（2020年）、植田勝博「事業ファクタリングは貸金である——主張骨子——」消費者法ニュース126号47頁（2021年）、長田淳「給料ファクタリング事業者に対する集団的消費者被害回復請求事例報告」現代消費者法50号16頁（2021年）、長田淳「給料ファクタリング事業者に対する共通義務確認訴訟判決について」消費者法ニュース128号99頁（2021年）。

- 24) このほか、企業間債権のファクタリングで利息制限法1条の適否が争われた事案として、大阪地判平成29年3月3日判タ1439号179頁（2017年）がある。評釈として、櫛田博之・国府泰道「判批・大阪地判平成29年3月3日」消費者法ニュース111号96頁（2017年）、松岡久和「判批・大阪地判平成29年3月3日」民事判例15号94頁（2017年）、水野信次「判批・大阪地判平成29年3月3日」銀行法務21 821号66頁（2017年）。
- 25) 堀川信一「前払式二者間ファクタリングに対する貸金3法の適用の可否」大東法学30巻1号161頁。貸金業法・出資法の適用を受けない（高利の）特例金利については、質屋営業法が規定するほか（質屋営業法36条1項・2項）、改正前出資法が日賦貸金業者や電話担保金融に関して規定を設けていた（改正前出資法附則8項以下、同附則14項以下を参照）。特例金利の根拠として、貸金業者の負担（質物管理の負担、集金の負担）が挙げられており、給与ファクタリングに関する「債権買い取り」と「ノンリコース」の2点の検討と、共通する内容を見いだすことができる。日本司法書士連合会編『実務のための新貸金業法——クレサラ被害者の救済と支援のために——（第二版）』（民事法研究会・2008年）120頁以下を参照。
- 26) 上柳敏郎、大森泰人編著『逐条解説 貸金業法』（商事法務・2008年）89頁以下、383頁以下。
- 27) 金山直樹「判批・最三判平成20年6月10日」みんけん634号35頁（2010年）、堀川・前掲25）168頁。
- 28) 公序良俗違反（民90条）と不法原因給付（民708条）の関係については、争いがある。通説的理解は、不法原因給付における「不法」とは公序良俗違反を意味すると解する。谷口知平「民708条」谷口知平・甲斐道太郎編『注釈民法(18) 債権(9) 事務管理・不当利得（復刻版）』（有斐閣・2013年）699頁以下、谷口知平・甲斐道太郎「民708条」谷口知平・甲斐道太郎編『新版注釈民法(18) 債権(9) 事務管理・不当利得（復刻版）』（有斐閣・2011年）699頁以下、佐藤隆夫「民708条」遠藤浩編『基本法コメ・債権各論Ⅱ（第四版・新条文対照補訂版）』（日本評論社・2005年）23頁。これに対して、禁止規範の保護目的ないし禁止目的により不法原因給付の成否が判断されると解する見解も有力である。藤原正則『不当利得法』（信山社・2002年）91頁以下。
- 29) 谷崎哲也「偽装質屋ヤミ金融業者の実態と対応」現代消費者法19号60頁（2013年）、黒木和彰・河内美香「偽装質屋に対する債権者破産申立て（国庫仮支弁）」消費者法ニュース96号170頁（2013年）。
- 30) 井上・前掲10）25頁。最一判平成29年3月22日LEX/DB掲載において、福岡の偽装質屋に対する貸金業法違反・出資法違反の刑事事件に関して、被告人の有罪判決が確定した。この後は、給与ファクタリングの問題が顕在化する。井上・前掲12）7頁。
- 31) 小林孝志「給与ファクタリング消滅後の状況」現代消費者法49号124頁（2020年）。2021年1月14日の日本経済新聞の夕刊に、給与ファクタリング業者に対する摘発の記事が掲載されている。
- 32) 前田勝範「給与ファクタリング・後払いツケ払い現金化サービス」消費者法ニュース125号108頁（2020年）。2021年2月3日の朝日新聞の朝刊大阪地方面から、記事の一部を抜粋する。「インターネットで買い物をしてキャッシュバックを受け、後に代金を払う「後払い現金化」が広がっている。実態は法外な利息の返済を迫るヤミ金だとして、司法書士らでつくる「大阪クレサラ・貧困被害をなくす会（大阪いちょうの会）」が2日に記者会見し、注意を呼びかけた。6日に無料の電話相談会を開く。」
- 33) 2021年6月25日付けで、荒中日本弁護士会会長の名義で「いわゆる「後払い現金化」等の新手のヤミ金融の徹底的な取り締まりを求める会長声明」が出されている（[https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2021/210625\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2021/210625_2.html)）。後払い現金化の定義については、本文書による。
- 34) 「今回提訴した案件を参考に、現金の交付額と後払いの商品代金の差額を年利換算すると年737%～4880%にも及ぶ超高金利となっています。」前田勝範「後払い現金化業者一斉提訴及び金融庁への申入れ」消費者法ニュース127号63頁。
- 35) 金融庁も、後払い現金化に対する貸金業法・出資法の適用可能性に言及して、消費者の注意喚起に努めている（[https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/cashing\\_chuui.html](https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/cashing_chuui.html)）。

- 36) 後払い現金化に対する貸金業法・出資法の適用可能性について、これを肯定する刑事判決がある。2021年12月10日の朝日新聞の朝刊ちば首都圏版から、記事の一部を抜粋する。「実際には価値のない為替投資の「攻略法」の売買契約を結び、感想を投稿する報酬に現金を融通する「後払い現金化」でヤミ金融を営んだなどとして、貸金業法違反と出資法違反の罪に問われた会社役員浅野隆被告（39）に対し、千葉地裁松戸支部（新崎長俊裁判長）は懲役2年と罰金120万円、執行猶予4年（求刑懲役2年、罰金150万円）の判決を言い渡した。」
- 37) 大沢理尋「後払い現金化とたたかう法理論——金銭消費貸借性と標榜する取引の仮装性——」消費者法ニュース128号95頁（2021年）
- 38) 前田・前掲34) 63頁、土居正直「後払い現金化ヤミ金に対し提訴した案件について」消費者法ニュース127号64頁（2021年）、新川真一「新型ヤミ金（後払い、ツケ払い現金化サービス等）で、金融庁に申入れ」消費者法ニュース127号66頁（2021年）、植田勝博・堀泰夫・前田勝範「申入書」消費者法ニュース127号68頁（2021年）、山下正悟「新型ヤミ金（後払い、ツケ払い現金化サービス等）110番の開催の報告」消費者法ニュース127号70頁（2021年）。

（たじかわ たくろう 関西大学法務研究科教授）





# 北村兼子の SP レコード『怪貞操』の発見について

篠 塚 義 弘

要 旨：なにわ大阪研究センターの研究プロジェクト「SP レコード（松本コレクション）のデータベース作成と分析」において、関西大学的女子学生第1号として知られている北村兼子が吹き込んだSP レコード『怪貞操』を発見し、文字起こしを行った。当時の婦人に対するジェンダー格差への主張である。同名の単行本は関西大学でも所蔵しているが、肉声レコードの確認は初めてである。

キーワード：北村兼子、SP レコード、ジェンダー、松本コレクション

筆者は、2020年度から2021年度にかけて、なにわ大阪研究センターの研究プロジェクト「SP レコード（松本コレクション）のデータベース作成と分析」に研究分担者として参加した。その中で、関西大学的女子学生第1号として知られている北村兼子（1903.11.26生－1931.7.26没。享年27歳）が吹き込んだSP レコード『怪貞操』を発見したので、以下に報告する。北村兼子が著した単行本『怪貞操』は、本学図書館と年史編纂室が所蔵しており、大場義之が機関誌『関大』第220号（1974（昭和49）年4月15日発行）に、『怪貞操』の本とレコードを作成したことを記載していたが、レコードの実物はこれまで確認されていなかった<sup>1)2)</sup>。



写真1 SPレコード『怪貞操』

## はじめに

関西大学総合案内2021（データ集）によると、2021年度の学部新入生は6,661人で、その内2,815人（約42.3%）が女子学生である。学部全体でも27,736人中、11,438人（約41.2%）が女子学生であり、年々増加傾向にある<sup>3)</sup>。女子比率の多さは、日本の大規模総合大学としてはトップクラスである。

歴史を遡って、関西大学が正式に女子学生を迎えるのは、第2次世界大戦後の幣原内閣による「女子教育刷新要綱」に基づき学則改正した1946（昭和21）年であるが、本学が初めて女子学生にも門戸を開いたのは、1923（大正12）年である。関西大学は、1922（大正11）年6月5日に大学令に基

づく大学への昇格を果たし、山岡順太郎総理事を筆頭に「学の実化」講座をはじめとする新たな取り組みを展開した<sup>4)</sup>。これらの取り組みの一貫として、翌1923年には女性の参加を認める「夏期語学講習会」や「日曜自由講座」を開催し、女子学生にも門戸を開いたのである<sup>5)6)</sup>。

その先陣を切って一人の女子学生、北村兼子が聴講生としてではあるが、1923年10月法文学部法律学科に入学した。その当時、すでに我が国ではいくつかの大学で男女共学制を実施していたが、非常に珍しい事象であったと言えて、現在とは隔世の感がある<sup>7)</sup>。

## 北村兼子について

官立大阪外国語大学（現在の大阪大学外国語学部）を経て、19歳で関西大学に入学した北村兼子について、入学後の活動を簡単に記しておく。大学2年在学中の1924（大正13）年6月、高等試験に出願したが女性であることを理由に受験不許可となり、同年末には教育の男女機会均等を掲げて女子学生連盟の演説を行った<sup>8)</sup>。



写真2 洋服姿で授業を受ける北村兼子

そして、在学中の1925（大正14）年には雑誌「婦人」2巻2号に掲載された『法律を学ぶ私』が認められて大阪朝日新聞社の試用社員となり、1926（大正15）年3月に法律学科全科目の聴講を修了して4月には正社員となるが、文筆活動に専念するため1927（昭和2）年7月に退社した。その後、文筆活動だけでなく、1928（昭和3）年ホノルルで開催された汎太平洋婦人会議に日本の政治部委員として市川房江（日本の婦人参政権の実現などに尽力した婦人運動家、後年に参議院議員となる）らと共に参加したり、1929（昭和4）年ベルリンで開かれた万国婦人参政権大会に日本代表として出席し、ドイツ語で「日本に於ける婦人運動と婦人公民法案の否決」という講演を行うなど、婦人参政権の実現に向けて精力的な活動をしている。1930（昭和5）年には飛行機の操縦技術を学ぶが、1931（昭和6）年7月に訪欧飛行を目前に病死、享年27歳であった<sup>9)</sup>。

## SP レコード「松本コレクション」

先ず、SP レコードについて、簡単に触れておく。SP レコードは、カイガラムシの樹脂を主成分にしたシェラックと呼ばれる材料で作成された平円盤に音を記録し、再生するものである。1 分間

に78回転する SP レコードは、片面で約 4～5 分程度記録でき、日本では1960年代前半まで生産されたが、LP、CD、DVD など記録媒体の進歩で姿を消した<sup>10)</sup>。

次に、松本コレクションであるが、伊丹市在住であった松本正美氏（故人）が蒐集した、主に大正から昭和中期にかけて日本国内で発売された SP レコード群であり、今回の調査で、約4,000枚を確認した。その蒐集分野は、単に西洋クラシック音楽だけではなく、主だったものだけでも講演・朗読・実況記録に始まり、歌劇・民謡・映画音楽・流行歌から義太夫・謡曲などの日本芸能と幅広い。これらのコレクションは、当初、大阪音楽大学にご遺族から寄贈されたものを、本学が引き継いだもので、幾度かの移設を経たため、レコード枚数などの全体像が不明確になっていたが、今回全容を明らかにすることができた。この中で、本学と縁のあるレコードをいくつか確認することができた。そして、その1つとして北村兼子の肉声を記録した SP レコードを発見したのである。

### 北村兼子の SP レコード

当時のレコードは、音楽を楽しむためだけでなく、政治家の主張や講演、朗読、戦争の記録などにも大いに利用されていた。当時の最新技術を利用して音（肉声）を記録し大量に配布することは、世間に対して紙媒体以上の宣伝効果があったと思われる。

北村兼子は、単行本『怪貞操』の序の結びに「この本は、乞食が憐れみを乞う巡礼歌でなくして、卑しい男性に対する職業婦人の強い抗議でございます。」と記している<sup>1)</sup>。北村兼子は、本だけでなく先進的なレコードを活用して、世間に対して、自らの被害体験に基づいた当時の職業婦人に対する男女間の不平等について反論したのである。

今回発見した SP レコードは、ニッター・レコード社の10インチ（直径約25.4cm）レコードで、レコード番号「2454」である。レーベルには、「主張 怪貞操 大阪朝日新聞社 婦人記者 北村兼子」とあり、録音時間は、実測で A 面約 4 分43秒、B 面約 4 分45秒である。本とレコードの発売時期について、本の出版は、井上章一の『近代日本のセクシャリティ19』に再収録された北村兼子の『怪貞操』の初版奥付で1927（昭和2）年2月5日印刷、同年2月10日発行と確認できた<sup>11)</sup>。

レコードの発売時期については、『ニッタータイムス』1927（昭和2）年4月号に、『怪貞操』の新譜案内が掲載されていた<sup>12)</sup>。当時のレコード業界の慣行では、新譜案内掲載月の前月が発売月であるため、発売は1927年3月と思われる。また筆者は、レコードの吹込み時期を1927年2月から3月上旬の間の可能性が高い



写真3 単行本『怪貞操』



写真4 『怪貞操』のレコード・レーベル



と推測した。その根拠は、『怪貞操』前半部分と彼女の従来からの主張を元にしてレコードの吹込み原稿は作成できることから、レコードへの吹込みは、完成した単行本からレコード原稿を抜粋するのではなく、本の草稿原稿の作成とほぼ同時であると推測した。

レコードに関連した写真を、北村兼子の関係者から本学年史編纂室に寄託された同氏の遺品の中から発見することができた。写真5は、蓄音機吹込み用メガホンの前で、出版した『怪貞操』を持って立っている姿を撮影したものである。当時のニットー・レコードはマイクを用いた電気録音の試験運用期間であり、旧来の機械式録音方式によるメガホンを用いていた。そのメガホンの前で読上げ用原稿ではなく、出版した単行本を持って立っている姿は、レコード宣伝のためのプロマイド写真ではないかと推測される。『ニットータイムス』1927年4月号にも同様の北村兼子の写真が掲載されている。



写真5 蓄音機吹込み用メガホンの前で本『怪貞操』を持って立つ北村兼子

## SP レコード『怪貞操』（文字起こし）

今回、SP レコードのオリジナル音源を文字起こししたので、以下に紹介する。

録音されている北村兼子の肉声は演説調で淀みがなく、力強い印象を受けた。

1点だけ注釈を加えておく。北村兼子は自らの様子を「洋服、腰弁と心ブラをした」と表している。当時としては珍しい洋服を着て、書生（男子学生）のように腰に弁当をぶら下げたり、心斎橋をブラブラ歩いたのである。大正から昭和初期にかけて最先端に行く「モダンガール」である北村兼子の主張をお読み頂きたい。主張『怪貞操』は、男女間の不平等を世間に訴える主張であり、最後の段落は日本の女性に対して不平等を覚醒させ、奮起を促す主張である。彼女の先鋭的な表現をユーモアと捉えるか、皮肉と解するか読者の判断は分かれると思われる。

なお、読みやすくするため、文章はなるべく常用漢字と現代仮名遣いを用いていること、並びに今日では不適切と思われる表現があることをお断りしておく。

### ○A面：主張 北村兼子 「怪貞操（上）」 約4分43秒

怪貞操とは、怪しい貞操、お化けの貞操で、形態からしてなんだかグロテスクのようですが、いうところは、私ども婦人が社会裁判に訴える、真剣の告訴状でございます。

虫のような一つの婦人記者を囲んで吠え立てる新聞雑誌がその数、実に三十に余る、二号で小さい、一号でも足らない、初号特号、なるべく大きな活字に見出しを組んで、刺激強く攻めかける。道楽にしてはたちがよくない。商売にしては余りにあくどすぎる。泥だらけの手を振り廻されてはたまりません。

先輩たちは「彼らのなすがままに棄てて置け」とおっしゃる。どこまで、いつまで黙っていなければならないんでしょう。もう怒ってもいい、<sup>かくど</sup>赫怒してもいい。いやしくも貞操問題を持ち出して



女の一生に創<sup>きず</sup>をつけたがる卑劣漢を放任しておけば癖になります。沢山な男の口から男の筆からけなしつけられている私が、こんなことに議論するのは尊いレコードを自己弁護に代用するばかりではないのです、大きくいえば職業婦人擁護であり、女性擁護であり、汎人間主張でございます。なぜかならば女性の行動に対する男性の態度は共存でなく、突き落としであります、批評でなく罵倒であり嘲弄でございます。こんなワンドフルな世界に生まれた女性は萎縮するか、または敢然として対抗するかの二途のいずれかを選ぶより外にないように運命づけられているのでございます。

洋服腰弁と心ブラをした。それは握り太のステッキをついて歩いたくらいの心持ちであったのに、また神経衰弱そうな男と偶然に自動車に同乗した。それも知り人と乗合い自動車で顔を合わせたくらいに思っていたのに、それが重大な結果に捏ねあげられる材料になろうとは全く夢です、天災です、職業婦人が活動の自由を要求する程度が高まっている今日に、いつまでも貞操を島国的の小幅ものにして道德の標準を世界的の広幅ものに織れないものか、そんな道理を知らないのでもない、知って知らないふりで、やかましく吠えるのです、男と逢ったら一定の間隔を取れというのでしょうか、電車のように。

この貞操のスタンダードは日本だけにしか通用しない国産貞操であるから、このまま葬られてしまったら国産奨励になるわけなのですが、つねにはイギリスはどうか、アメリカはこうのと、西洋人の惣代のような顔をして、外国の現状を論議の基調としている連中まで、都合のいい時だけカンカンの国粋党となつての品行方正づらは勝手すぎます。すべてのものが国際関係を持っている今日に、国境を超越した人類の思想が共通線をもつ今日に、自分の品行が疑惑に包まれたからといって、陰謀策動の前に倒れては悪例を残します。男は笑うでありましょう、彼女はとうとう倒れた、君も書いたか、僕もやったよ、といって。

旧道德廢れて、新道德がまだ起らない、貞操の標準がきまっていないのですから思想体系からいえば職業婦人は遊牧の民であります。遊牧の民には国境も法律もない、ただ自己の信念の動くままにするより外にはない、まあいわば筆法に拘束されない米元章<sup>べいげんしょう</sup>の澀墨山水でございます、女学校で教わった修身をそのままにやって行けといっても、今日の教育は学校限りのもので、実社会に出て見れば額面通りに支払ってくれない震災手形でございます。

#### ○B面：主張 北村兼子 「怪貞操（下）」 約4分45秒

自然主義、唯物主義、利己主義などの調査で現代思想が組み立てられていますから、社会に及ぼす臭味なんかは少しも顧みることなしに一直線に進んで行く、舗装した模範道路に肥車を曳いて行くように。恋をするにしてもそのやり方で推し切るの悪いというのではございませんが、随分あつかましい方式で、私には出来ない。

日本伝統の安静な犠牲恋愛をうち毀<sup>こわ</sup>してきたものは、日本伝統の恋愛と体系を異にする自由恋愛、科学恋愛で現在の状態では三つ巴の混乱状態を呈していますから、批判の余裕なき直写模倣派、時代を無視して伝来の様式に訂正を加えぬ攘夷派、その一部又は幾部を取捨する中間党に分かれておりますが、彼等の説くところはみな筆の上の詭弁であって、この混乱した安定の予想さえつかない折にぶつかった私たちは、この三派から思い思いの悪罵を満喫しなければならない不運な時代に生まれたものでございます。

「まだまだ悪口を書くぞ」と予告している雑誌もでございます。忍耐力の強いのに感心していますと次から次へと土の中から、のこのこ頭を出す。松たけにしてはシュンが過ぎている、筈にしては早すぎます、ひっこめひっこめ。ものには時季があるんですもの。

草も生えないような土地は土地としての値うちがない、そのように恋のない身体は、身体としての蛻<sup>ぬけがら</sup>でございます、私は恋愛を礼讃いたします、しかしその恋愛たるや、いわゆる恋とは恋ばかりがうのです、私の主張するのは恋の構成派でございますから頭の悪い写生派には構想が了解できないところもございましょう。恋愛は尊い、墮落は卑しい、恋愛即墮落ではない。

墮落したからといって私を攻める、それもよろしかろう、それから進んで私の属している新聞社にまで悪たいをつきます、そして放逐せよとわめきます、このやり方は戦いとして卑怯なもので、私はこれを憎みます。

研究会から政党内閣へ割り込んでさえ個人の資格だといいますが、私が墮落したからといって私の属する新聞社——とりわけ品性を尊重する新聞社を引合いに出すことは嫌がらせてでございます、私は墮落しても憚りながら個人の資格でございます。

だがお気の毒さま、私は墮落してはいない、私のあとをつけ廻わして墮落の種を拾おうとしても、それは猫を解剖して熊の胆を探しているほどの無智さでございます、原稿をつきつけて、「あなたの品行問題を書くぞ」と脅しつけるのは、弱いと見くびっての敵前上陸であり、拷問墮落であり、拳<sup>げん</sup>骨墮落であり、誘導墮落であり、本人の知らない下品調書でございます。

水平運動が社会から認められるようになったのは、そこに気骨があり、団結があり、かつ磅礴<sup>ほうはく</sup>的な熱とが機会を増して永遠たる炎となって燃えあがろうとする、その薄気味の悪いところにあります。鮮人運動にしましても、幾ばくたる不平があり、反発的気概がありますから、生命の凄みがあります。社会主義者の運動も、主義がある、勇気がありますから、遅くとも確かに試歩を進めています。これら三運動の可否・善悪は言わないとして、これら三運動が旧思想に対抗して、国家主義に挑戦し、貴族閥に肉薄して驚異を感じしめているということは、明らかな事実でございます。しかるに婦人運動の現状を顧みますときに、水平社員の声よりも、社会主義者の声よりも、また、鮮人の声よりも多く、全国民の約半数という大勢を擁しながら、何らの権利もなく、利益もなく、日がな嘲笑のうちに運動に盲動をもってしているのでございます。

ご婦人方よ、「君は 鋭<sup>すど</sup>かれ ！」、私はこの言葉をもって結びたいと存じます。

## おわりに

彼女の主張は、極めて素直であり、先鋭的であった。あまりに先鋭的であったため、今日では忘れ去られているが、男女間の性差についての主張は、今日でも通用すると思われる。もし彼女がその後も活躍を続けていれば、ジェンダー平等が進み、日本のジェンダー格差の評価は少し違ったかもしれない。

今回、北村兼子が録音したSPレコード『怪貞操』についての報告を作成するにあたり、職場や学外のレコード関係者など多くの方々の協力を得ることができた。心からお礼申し上げる次第である。

繰り返しになるが、レコードは寄贈を受けた松本コレクション約4,000枚のレコードの中から発見された。単行本『怪貞操』は関西大学図書館と同年史編纂室に所蔵されており、北村兼子のSPレコードに関する写真は同氏の関係者から年史編纂室が預かりしている資料の中に含まれていた。関西大学は、2022年に「昇格百年・千里山百年」を迎え、そして2023年には北村兼子の入学100年目となる。この記念すべき佳節を前に、これらを結びつける報告をすることができたのは大きな喜びである。

## 引用・参考文献

- 1) 北村兼子『怪貞操』1927（昭和2）年 改善社
- 2) 大場義之「北村兼子（上）」機関誌『関大』第219号 p.4 1974（昭和49）.3.15.  
同 「北村兼子（中）」機関誌『関大』第220号 p.4 1974（昭和49）.4.15.  
同 「北村兼子（下）」機関誌『関大』第221号 p.4 1974（昭和49）.5.15.
- 3) 関西大学総合案内2021（データ集） p.11 2021.6.
- 4) 熊 博毅「関西大学の秀丽たち——女子学生ものがたり——」の記録 『関西大学年史紀要』23 p.39-57 2014.3.
- 5) 「夏期語学講習会」『千里山学報』第12号 p.8 1923（大正12）.9.15.
- 6) 服部嘉香「講習会礼讃」『千里山学報』第12号 p.24-25 1923（大正12）.9.15.
- 7) 「男女共学制の実施に因んで」『千里山学報』第13号 p.21 1923（大正12）.10.15.
- 8) 『婦人』全関西婦人連合会 1925（大正14）年2月号 他  
『全関西婦人連合会 復刻版』不二出版 1996.5-1997.12
- 9) 大谷 渡『北村兼子：炎のジャーナリスト』東方出版 1999.12.20.
- 10) 『日本のレコード産業2021』一般社団法人日本レコード協会、2021.3.30. p.9 <https://www.riaj.or.jp/f/pdf/issue/industry/RIAJ2021.pdf>
- 11) 井上章一 解説「ジャーナリズムと性」（再収録『竿頭の蛇』、『怪貞操』）『近代日本のセクシュアリティ 19風俗から見るセクシュアリティ』ゆま書房 p.7 2007.12.25.
- 12) 『ニッポータイムス』1927（昭和2）年4月号

（しのづか よしひろ 関西大学博物館学芸員）





# 火縄銃の3次元デジタルアーカイブの構築と コンテンツ開発に関する検討

坂 口 和 弥                      林                      武 文

要 旨：堺鉄砲鍛冶屋敷の歴史研究成果の可視化と発信において、3Dデータの活用とコンテンツ開発の経過について述べる。実物の火縄銃を基に、3Dスキャナによるデータ取得と3Dプリンタを用いたレプリカ制作を行い、シンポジウムでの展示と来場者へのアンケートにより有効性の検証を行った。また、その結果に基づいて今後のコンテンツ制作の指針について検討した。

キーワード：デジタルコンテンツ、火縄銃、堺鉄砲鍛冶屋敷、3次元計測、デジタル造形

## 1. はじめに

我が国の各地域には、その地域特有の文化が形成され定着してきたが、近年では人口の流動や高齢化に加え生活様式や価値観の変化により、地域文化は衰退の危機に直面している。この対応策のひとつとして、デジタル技術を用いた保存・継承の取り組みが進められており、とりわけ情報伝達能力や再現性の高さからVR（仮想現実）やAR（拡張現実）技術を用いたコンテンツが注目されている<sup>[1]</sup>。

大阪府堺市は、16世紀の種子島への鉄砲伝来以来、明治期に至る間、根来（和歌山県）、国友（滋賀県）に並ぶ火縄銃の製造拠点であった。関西大学では、2015年度より歴史学分野で堺市との共同研究調査<sup>[2]</sup>を行ってきたが、2023年度の「（仮称）堺鉄砲鍛冶屋敷ミュージアム」の開館に向け、研究成果の可視化と情報コンテンツの制作・展示による情報発信を行うこととなった。

近年では、文化財や歴史建造物を対象に、3次元計測に基づく3Dデータのデジタルアーカイブ構築と3次元造形技術を用いたコンテンツ開発の試みが進展しつつある。文化財をデジタル化することによってネットワークを通じて離れた場所においても閲覧することが可能となる。特に銃刀法により所持・管理が難しい火縄銃においては、3次元デジタルアーカイブの有効活用が期待される。さらに、デジタルアーカイブを目的に作成された精緻な3Dデータからデジタル造形されたレプリカは、制作時間とコストの削減に加え正確な形状を量産して様々な場所への配布を可能とする。これにより、同じ3Dデータを用いたVRやARコンテンツと連携させた展示も可能となる。さらに、実物の保存状態劣化の回避・盗難防止という従来のレプリカがもたらした効果に加えて、触れることによって見るだけでは伝わらない情報の伝達や教材化することで教育での二次利用といったメリットもある<sup>[3]</sup>。

3Dデータのデジタルアーカイブと3次元造形技術およびVRやARのようなコンテンツ化の技術を組み合わせることにより文化財に対する理解や興味関心の促進が期待され効果的な情報発信ができると考えられる。

本稿では、堺鉄砲鍛冶屋敷の歴史研究成果の可視化と発信において、3Dデータの活用とコンテンツ制作の経過について述べる。3Dデータに基づくデジタル造形とVR/ARを組み合わせたコンテンツ開発に向けた検討として、実物の火縄銃を基に、3Dスキャナによるデータ取得と3Dプリンタを用いたレプリカ制作を行い、シンポジウムでの展示と来場者へのアンケートにより有効性の検証を行った。また、その結果に基づいて今後のコンテンツ制作の指針について検討した。

## 2. 研究背景<sup>[2]</sup>

大阪府堺市堺区、環濠都市区域の北部に位置している井上関右衛門家住宅は、日本で唯一の江戸前期の鉄砲鍛冶の住居兼作業場として2004年に堺市の有形文化財（建造物）に指定された。2014年10月に井上家資料の確認作業が開始され、火縄銃の図面や取引先の名前が記された文書、帳簿類など江戸時代の鉄砲生産に関する資料が多数発見された。その歴史的価値の高さから2015年より堺市と関西大学の共同研究調査が開始され、現在は両者の連携のもと事業を継続している。

堺市は2013年に貴重な歴史・文化資源を未来へ継承するために「堺市歴史的風致維持向上計画」を策定し、2018年に当主である井上修一氏から堺市に主屋等が寄贈され、「歴史的風致形成建造物」として指定された。堺市の鉄砲文化を国際的に発信することを目的に鉄砲鍛冶屋敷整備計画が策定され、現在では「(仮称)堺鉄砲鍛冶屋敷ミュージアム」開館に向けた整備事業が進んでいる。

## 3. 3Dデータを用いたコンテンツ制作の検討

3Dスキャナと3Dプリンタの技術進歩は、多くの文化財の復元を可能としている。完成したレプリカは博物館やイベント等で展示し来場者が触れる、または利用することで有用性が確認されている<sup>[4-6]</sup>。しかしながら色彩や重さ、質感等の再現は検討の余地を残している。色彩については既にカラー3Dプリンタにより安定した色彩情報の再現が可能だが、高価な装置とランニングコストを要する上に物質特有の光沢やツヤなどの質感の再現が課題として挙げられる。重さに関しても現状の3Dプリンタではプラスチック樹脂を材料としたものが主流であり、実物のそれぞれの素材を扱った3Dプリンタを用いることはやはり現実的ではない。

一方でVR/AR技術を用いた文化財復元の試みもあり、あたかも現地にいるかのような体験を提供できる<sup>[7]</sup>。また仮想空間上で文化財の3Dデータを表示させ様々な材料の反射特性を反映させることも可能であり<sup>[8]</sup>、色彩や質感表現においては有効であるとされる。さらに、異なる感覚情報の付与によるクロスモーダル知覚によって重み、手触り、味覚のような知覚が変わることも報告<sup>[9]</sup>されているため、より実物に近づけた情報呈示を行える可能性もある。

しかしVR/ARは仮想空間上でのインタラクションには、基本的に操作デバイスを手にする必要があるので意図した触覚の呈示は難しい。曾我ら<sup>[10]</sup>の万年筆を対象とした研究では、対象物の形状に合わせてペン型デバイスとしてWiiリモコンとVRを合わせた鑑賞システムを開発したが、やはり重さと形状の触覚知覚を追求する余地がある。

そこで、実物に基づいた火縄銃のレプリカを制作した上でデバイスを組み込む設計を施し、仮想

空間上に測定した火縄銃オブジェクトと同期させる手法を提案することで、火縄銃としての形状の知覚を損なうことなく火縄銃の質感、重さ、使い方を再現した体験コンテンツが開発できると考えられる。

## 4. コンテンツ開発

### 4.1 鉄砲の三次元計測

コンテンツ開発においてインタフェースの役割を果たす実物に基づいたレプリカを作成するために、堺市から貸与された火縄銃（全長：123.4cm、銃身長：90.3cm、口径：1.2cm、銘文：「撰 住 井上関右衛門 作」）（図1）を用いた。鉄砲は主に銃身、台木（銃床）、からくりから構成されている。作成にあたってまずは鉄砲を分解し、それぞれの部品の形状を3Dスキャナで計測した。



図1 計測に用いた火縄銃

取得された3次元メッシュデータに対し、CGソフトを用いた整形編集を施し、3Dプリンタで出力して造形作業を行った。測定を含めた制作期間はおよそ2カ月間であった。

### 4.2 からくり等の小型部品測定

からくりとは引き金を引いた動力を利用して弾丸が発射されるまでの過程を動かす仕掛けのことを指す。

これらのからくりを分解したしたものに加え、銃身に付属している尾栓、火蓋などの小型部品を計測した。

測定にはSHINING3D社のEinScan-SE（スキャン精度：0.1mm スキャン範囲：30～700mm）を用い（図2）、測定後は編集ソフトEXScan Sを用いて点群データを編集した（図3）。

測定対象物は鉄や真鍮で構成された金属体であったが経年による酸化が進んでいたため全体の形状を測定することは可能であったものの、一部は金属による反射によって点群データが取得できな



図2 測定の様子（左：からくりの測定、右：台木、銃身の測定）

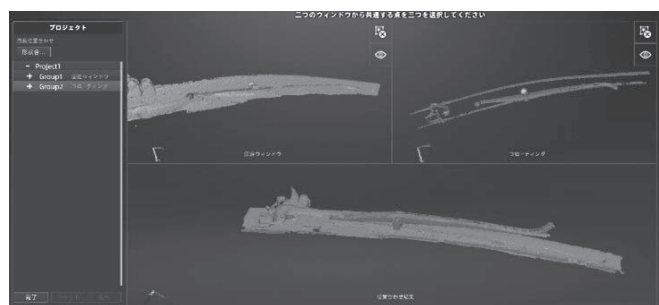


図3 位置合わせ編集

い箇所が見られた。取得できない箇所は穴埋めを行うことで形状を補正し、メッシュデータへ変換した。変換後のメッシュを30～50%削減しobj、stl形式のデータを取得した。CG編集にはAutodesk社の3ds Maxを用い、ポリゴンの削減、不要な形状の削除を行った。さらに本来穴が開けられている部品は形状補正の際に閉じられてしまっているため単純な円柱または直方体を作成し、ブール演算を適用して穴を開けた(図4)。

また、一部が接合されて分解できない部品に関しては、測定データをCGソフト上で各部品に分解した。

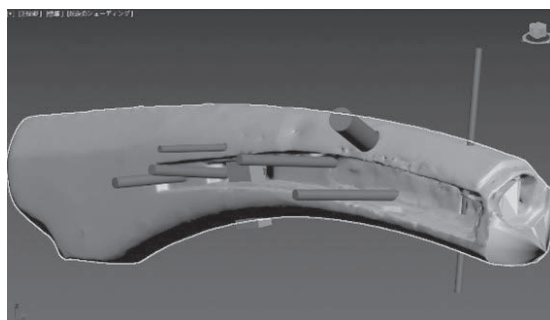


図4 CG編集

### 4.3 台木、銃身の測定

台木、銃身の寸法はそれぞれ118.5cm、90.4cmあるため、ハンドスキャンが可能な3DスキャナSHINING3D社のEinScanPro(スキャン精度:0.05mm、スキャン範囲:30～4000mm)を使用した。

### 4.4 データの出力

3DプリンタはUltimaker社のUltimaker S5(xyz:330×240×30mm)を使用した。フィラメントはプラスチック樹脂のPLA WhiteとBreak awayを用いた。台木、銃身は3Dプリンタの出力範囲上、全長を1回の出力で行うことは不可能なため、4～5分割したものを出力し、接着剤で接着することで全長のモデルを再現した(図5、図6)。



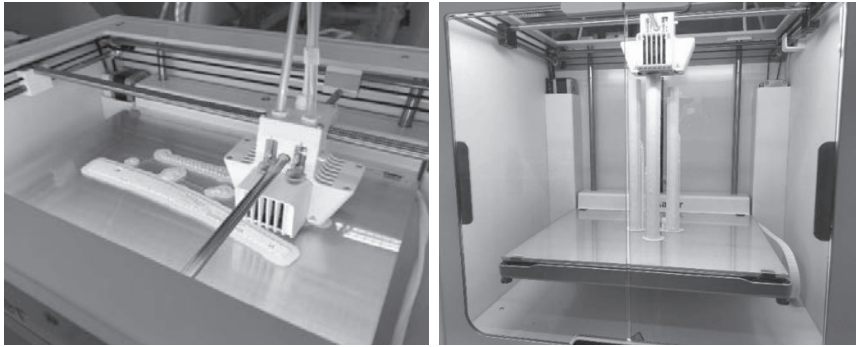


図5 出力の様子

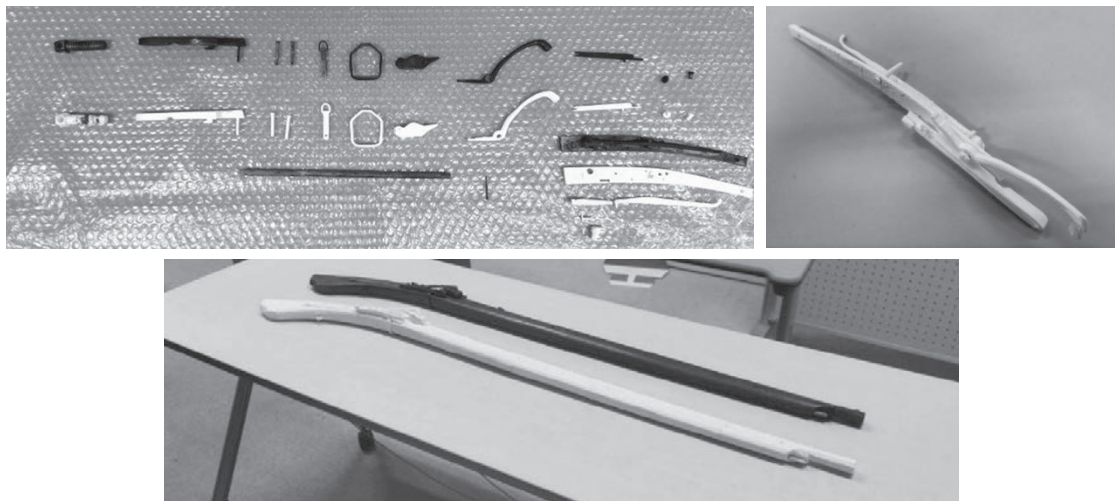


図6 出力したレプリカ（左上：部品、右上：組み立てたからくり、下：全体）

## 5. レプリカの展示

2021年11月14日、堺市と関西大学の地域連携事業として堺鉄砲鍛冶屋敷ミュージアムシンポジウム「よみがえる本物のものづくり空間—井上関右衛門家の魅力に迫る—」<sup>[11]</sup>が関西大学堺キャンパスにて開催された。

コンテンツ制作の途中経過の紹介として、3Dプリンタ出力した火縄銃の展示を行った（図7）。



図7 展示の様子

展示には実寸大実物火縄銃の大判写真と、制作過程と3Dスキャナ、3Dプリンタの簡単な説明書きパネル、組み立てたカラクリとは別個で、からくりの各パーツレプリカも展示に加えた。

また来場者は本コンテンツの有用性に関するアンケートに回答した。質問項目は角田らの先行研究<sup>[12]</sup>を参考に構成した。回答には全くそう思わない〈できない〉：1から強くそう思う〈できる〉：5の5段階評価を行った。質問項目は以下の通りである。

- Q1. 堺における鉄砲づくりの歴史についてご関心がありますか。
- Q2. 堺で鉄砲づくりが盛んだった時代の鉄砲の仕組みについてご関心がありますか。
- Q3. 博物館などの鉄砲の展示で、文字の説明だけで実際の大きさを想像することができますか。
- Q4. 博物館などの鉄砲の展示で、文字の説明だけで実際の重さを想像することができますか。
- Q5. 博物館などで江戸時代の鉄砲をご覧になったとき、文字の説明だけで実際の使い方を想像することができますか。
- Q6. 3Dスキャナを使って、実物に則したスキャンデータを得ることができるのをご存じですか。
- Q7. 3Dプリンタを使って、実際に則した模型をつくることをご存じですか。
- Q8. 3Dプリンタ、スキャナを使って文化財を復元することは重要だと思いますか。
- Q9. 3Dプリンタ、スキャナを使って鉄砲の歴史と技術について情報発信することは重要だと思いますか。

## 6. アンケートの結果

シンポジウム参加者の内62名がアンケートに回答した。その中から全ての設問に回答した57名を有効回答数とした。

各質問項目に対し1～5の評定値における回答人数と評定値を回答人数で加重平均したスコア平均の値を表1に示す。質問項目Q1とQ2は堺市の鉄砲文化と鉄砲への関心度合いに関する質問で、スコア平均は4.5と4.4であり、90%以上の回答者が興味をもっているという結果であった。項目Q3～Q5は、博物館の文字展示に対する評価であり、スコア平均は2.0～2.5であり、6～70%以上の回答者が「不十分」と回答している。項目Q6とQ7は3Dスキャナと3Dプリンタの認知度を、またQ8とQ9は3Dスキャナと3Dプリンタを用いた情報発信の意義に関する質問であるが、いずれ

表1 アンケートの結果

| 質問 | 回答人数 |    |    |    |    | スコア<br>平均 |
|----|------|----|----|----|----|-----------|
|    | 1    | 2  | 3  | 4  | 5  |           |
| Q1 | 1    | 0  | 1  | 22 | 33 | 4.5       |
| Q2 | 1    | 0  | 3  | 26 | 27 | 4.4       |
| Q3 | 6    | 29 | 13 | 7  | 2  | 2.5       |
| Q4 | 16   | 25 | 15 | 1  | 0  | 2.0       |
| Q5 | 16   | 28 | 10 | 3  | 0  | 2.0       |
| Q6 | 6    | 5  | 3  | 29 | 14 | 3.7       |
| Q7 | 5    | 3  | 1  | 28 | 20 | 4.0       |
| Q8 | 0    | 0  | 7  | 21 | 29 | 4.4       |
| Q9 | 0    | 2  | 3  | 25 | 27 | 4.4       |

表2 コンテンツ制作に関する自由記述

| 3Dスキャナ・プリンタによるコンテンツ制作に関する内観報告 |                                                                              |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1                             | 鉄砲のように法的な規制もありどこでも展示するのがむずかしい資料を気軽に展示する方法として有効だと思う<br>彩色や重さなど実物に近づける努力をしてほしい |
| 2                             | 見るだけでなく、ふれて重さ等を感じることができる模型製作は、多くの人に理解をしてもらうのに非常に重要なことと思います。                  |
| 3                             | 3Dプリンターは思いのほか細部の仕上がりが雑に見えます。<br>展示に使用するにはもう少し技術進歩が必要かと思いました。                 |
| 4                             | ふれて確かめることができることは目のみえない方にとっても、より分かりやすい媒体になると思います。                             |
| 5                             | 3Dプリンタで復元資料、アナログとデジタルを活用すれば、もっと歴史や堺に興味を持てる授業ができると思いました。                      |

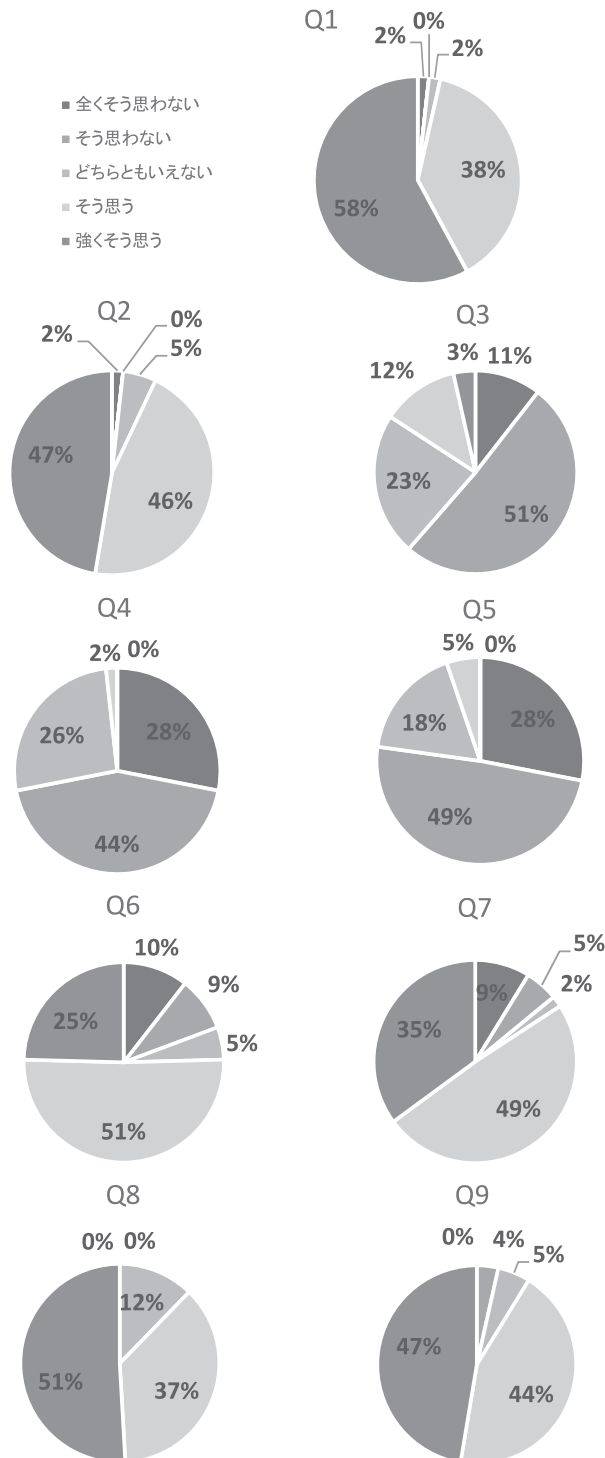


図8 各質問の回答割合

もスコア平均は4以上であり高い評価となった。特にQ8、Q9の「強くそう思う」「そう思う」を合わせたものを肯定的な回答とみなした場合に、回答割合はそれぞれ87.7%、91.2%であり3Dスキャナ、3Dプリンタを用いた文化財の復元及び情報発信は有効であると感じた者が多く見られた。

3Dスキャナ、3Dプリンタによるコンテンツ制作に関して、自由記述として回答されたものの一部を表2に示す。自由記述においても「3Dスキャナ、3Dプリンタによるコンテンツ制作は有

効だと感じられ、ミュージアム開館に合わせてコンテンツの完成を楽しみにしている」という記述も見られた。

また、記述 4、5 ではユニバーサルデザインでの活用や教材としての利用の提案もあり、本制作においても 3D データを活用することのメリットや有用性を示すことができた。

一方、報告 1、3 のように仕上がりの精度や重さ、色彩などの再現について求められる記述もあり、レプリカの質に対する課題がみられた。

## 7. 今後のコンテンツ制作について

### 7.1 装置

VR/AR を応用した今後のコンテンツの制作の計画について述べる。HMD（ヘッドマウントディスプレイ）は Oculus Quest2（以降：Quest2）を用いる。Quest2 は VR だけでなくパススルー機能を用いることで HMD を通した AR 表現もできるため、AR コンテンツとしての開発も検討している。開発プラットフォームは、ゲームエンジン Unity を利用する。

### 7.2 インタフェースの設計

仮想空間のモデルとレプリカの動きや姿勢を同期させるためにインタフェースの設計として、Quest2 コントローラを台木部分にはめ込む方法を提案する。この時大きさの関係上コントローラ部分が持ち手部分からはみ出し、手に触れてしまうことが分かっている。またコントローラのトリガーボタンが引き金の役割を果たすが、これらのコントローラの触感が体験時に影響するか考慮する必要がある。

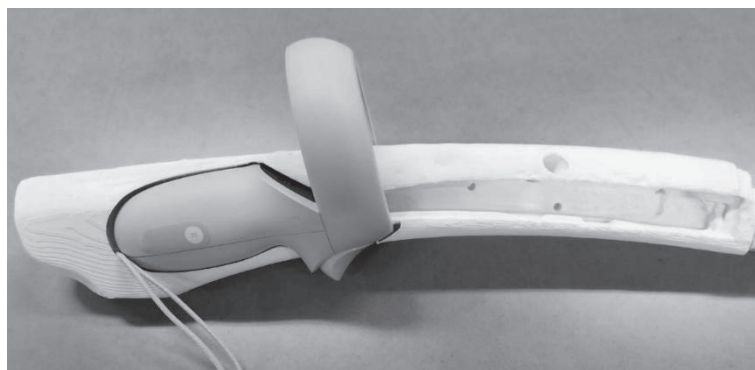


図9 提案インタフェース

### 7.3 火縄銃の CG モデル制作

三次元測定により取得したデータを用いて火縄銃の CG モデルの作成を行った。測定した各々のデータを組み立てることで実際の火縄銃の形状を復元したが、テクスチャにおいては EinScanPro ではデータを取得できず、EinScan-SE においても実物とは異なる色彩のテクスチャが生成されたため、実物をカメラで撮影し、得られた画像データを基にテクスチャを作成した。

### 7.4 撮影、テクスチャ作成

一眼レフカメラ（Canon、マクロレンズ100mm）を使用し、整えた照明（色温度：6500K）環境



で撮影を行った。撮影した画像データのホワイトバランスの統一、撮影環境に依存するハイライトや陰影の除去を目的に Adobe 社の Photoshop を用いて画像編集を行い、3dsmax を用いてテクスチャマッピングを行った。

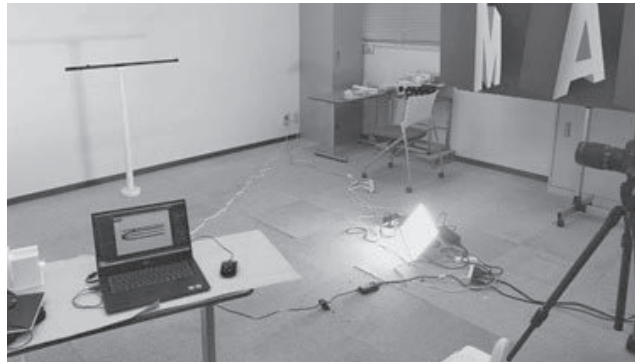


図10 撮影の様子



図11 テクスチャマップ（火蓋）



図12 引き金（左から撮影画像、編集後の画像、撮影画像でマッピングしたCGモデル、3Dスキャナで得られたテクスチャ）



図13 火縄銃のCGモデル

## 7.5 クロスモーダル知覚を用いた重さ呈示

重さを計測したところ火縄銃は2.48kgであり、レプリカは0.52kgであった。この差分を埋めるためには素材や3Dプリンタの設定等だけでは対応できない。レプリカの中に重りを仕込む方法が考えられるが、からくり等の小規模な大きさでは困難であり、またモデルの形状の特性上、目的の重量まで到達できない点や、継ぎ目部分が脆くコンテンツに使用するほどの強度が得られない点が課題となる。そのためモデルをより補強することが必要となるが外観や質感、形状が実物とかけ離れてくる可能性がある。

そこでVR/AR技術での仮想空間を利用したクロスモーダル知覚による重み情報の呈示を検討している。クロスモーダル知覚とは、ある感覚情報から他の感覚情報を補完する知覚特性であり<sup>[13]</sup>、本研究においては仮想空間上のCGモデルによる視覚刺激と実空間上の出力モデルの触覚刺激に相当する。重さに関連する錯覚現象はsize-weight illusionとmaterial-weight illusionなどが挙げられ、これらの特性を仮想空間上で呈示される視覚情報と、実空間で呈示される触覚情報の相互作用に応用させることでVR/AR上でもさまざまな錯覚現象が報告されている<sup>[14, 15]</sup>。

一方で錯覚効果の影響に関しては物を持ち上げる段階に強く作用するが、その後の物を持ち続ける段階では体性感覚情報から把持力の修正を行うことが示唆されており<sup>[16]</sup>、錯覚の影響についても検討する必要がある。

今後はシステムの実装に伴い錯覚の影響度について検証を行い、引き続き効果的な重み知覚の呈示方法を検討する。

## 7.6 鉄砲試射場復元の検討

堺市にある南海電気鉄道南海本線七道駅周辺にかつて鉄砲試射場があったとされる<sup>[2][17]</sup>。当時の風景の再現は難しいが、現存する歴史資料を基に仮想空間上に試射場の環境を復元することで、当時の火縄銃の性能の実態を示すとともに、銃刀法による規制で一般の人々には困難な火縄銃の使い方や射撃体験を呈示することが可能となる。これにより、火縄銃文化の理解を深めるのに有効な手段になりえる。

当時の試射場の風景を表す資料は少なく現在は図14を参考に射撃距離や的の寸法等の復元を試みている。

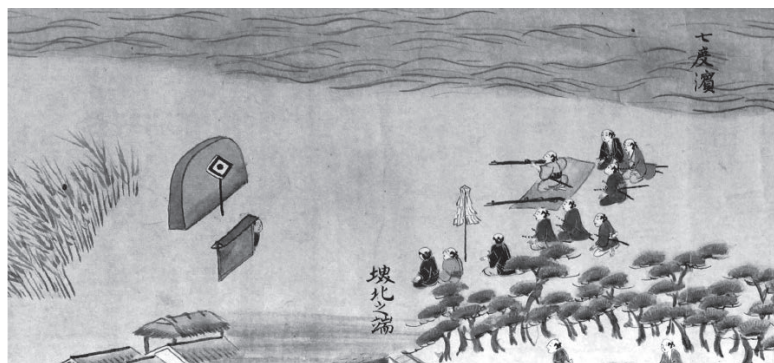


図14 七堂浜試射場図（『住吉潮干図』（部分）（阪本龍門文庫蔵）<sup>[17]</sup>）



図15 制作中のコンテンツ（左：標的、右：仮想空間上の鉄砲試射場）

## 8. おわりに

本稿では、堺鉄砲鍛冶屋敷の歴史研究成果の可視化と発信において、3Dデータの活用とコンテンツ制作の検討について述べた。3Dデータに基づくレプリカ制作とVR/ARを組み合わせたコンテンツ開発に向けた検討として、実物の火縄銃を基に、3Dスキャナによる3Dデータの取得と3Dプリンタを用いたレプリカ制作を行い、シンポジウムでの展示と来場者へのアンケートにより有効性を確認した。また、この結果に基づき、今後のコンテンツ制作の指針を示した。

今後は今回得られた指針に基づきコンテンツの制作を進めていく。また、取得した火縄銃の3DデータをWeb等によりデジタルアーカイブとして公開する方法に関しても検討を加える予定である。

## 謝辞

本研究は、2021年度関西大学なにわ大阪研究センター基幹研究班において、研究テーマ「鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家に関する堺市との共同調査に基づく鉄砲ならびに「モノ作り」に関する研究」として研究費を受け、その成果を公表するものである。

本研究を進めるにあたって、火縄銃の貸与と情報提供、コンテンツの展示と評価アンケート実施の協力をいただいた堺市文化財課の関係者各位とシンポジウム開催にあたって協力をいただいた関係者各位、来場者の皆様に感謝の意を表する。

## 参考文献

- [1] 国土交通省 観光庁 観光資源課：最先端ICT（VR/AR等）を活用した観光コンテンツ活用に向けたナレッジ集，国土交通省（2019）.  
〈<https://www.mlit.go.jp/common/001279556.pdf>〉（：2021.11.27 アクセス）
- [2] 堺市・関西大学なにわ大阪研究センター：堺鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家資料調査報告書―蔵のとりらを開いてみれば―（2019）.
- [3] 佐野宏一郎，赤津将之，鈴木奈津，濱松佳生，山岸公基：陸前高田市文化遺産調査における3D機器の活用 ― 向堂観音堂十一面観音菩薩坐像のレプリカ作成の事例を通して ―，次世代教員養成センター研究紀要，Vol.4，pp.199-204（2018）.
- [4] 輪田慧，鳥越俊行，今津節生：九州国立博物館における新しい文化財展示の試み，映像情報メディア学会誌，Vol.64，No.6，pp.774-777（2010）.
- [5] 山岸公基，青木智史，大山明彦，金原正明，小山聖美，馬場翔子：先進機器を用いた文化財調査と

その教育的活用 ― 次世代教員養成に向けた新たな取り組み ―, 次世代教員養成センター研究紀要, Vol.1, pp.145-153 (2015).

- [6] 高橋等, 大石義, 吉野亜湖, 内藤旭恵, 陽東藍: 近代茶業遺産のデジタルアーカイブに関する研究 ― 3Dプリンタによる梨地塗高蒔絵天目茶碗の再現 ―, 静岡産業大学情報学部研究紀要, Vol. 20, pp.43-53 (2017).
- [7] 奥村茜, 寺田楽, 林武文: 高松塚古墳 VR 体験コンテンツの開発, なにわ大阪研究, Vol. 3, pp.9-21 (2021).
- [8] 清原裕介, 林武文: 文化財のデジタル化における源氏絵鑑賞コンテンツの開発と有効性の評価, 電気学会論文誌 C, Vol.141, No.12, pp.1417-1423 (2021).
- [9] 鳴海卓志: クロスモーダル知覚のインタフェース応用, 映像情報メディア学会誌, Vol.72, No.1, pp.2-7 (2018).
- [10] 曾我麻佐子, 鈴木卓治: 蒔絵万年筆の VR 鑑賞システムの開発と博物館における運用, 人文科学とコンピュータシンポジウム (2018).
- [11] 堺市・関西大学: 堺鉄砲鍛冶屋敷ミュージアムシンポジウム「よみがえる本物のものづくり空間―井上関右衛門家の魅力に迫る―」(<https://www.kansai-u.ac.jp/naniwa-osaka/>) (2021.12.1 アクセス).
- [12] 角田哲也, 大石岳史, 池内克史: 高速陰影表現手法を用いた飛鳥京 MR コンテンツの開発とその評価, 映像情報メディア学会誌, Vol.62, No.9, pp.1466-1473 (2008).
- [13] S. Shimojo and L. Shams: Sensory modalities are not separate modalities: plasticity and interactions, Current Opinion in Neurobiology, Vol.11, No.4, pp.505-509 (2001).
- [14] 金載然, 洪性寛, 佐藤誠, 小池康晴: SPIDER を用いた size-weight illusion の検証, 日本バーチャルリアリティ学会論文誌, vol.7, No.3, pp.347-354 (2002).
- [15] 鳴海拓志, 伴祐樹, 藤井達也, 櫻井翔, 井村純, 谷川智洋, 廣瀬通孝: 拡張持久力: 拡張現実感を利用した重量知覚操作による力作業支援, 日本バーチャルリアリティ学会論文誌, Vol.17, No.4, pp.333-342 (2012).
- [16] A. Gordon, H. Forssberg, R. Johansson and G. Westberg: Visual size cues in the programming of manipulative forces during precision grip, Experimental Brain Research, Vol.83, No.3, pp.477-482 (1991).
- [17] 住吉如慶: 住吉潮干図 (江戸前期), 「龍門文庫複製叢刊19」, 公益財団法人 阪本龍門文庫 (1987).

(さかぐち かずや 関西大学大学院総合情報学研究科)

(はやし たけふみ 関西大学総合情報学部教授)



# 「商工技芸浪華の魁」にみる、 明治中期の大阪船場の卸売商の分布

岡 絵 理 子

要 旨：本研究は、明治15（1882）年、垣貫一右衛門の編集により発行された「商工技芸浪華の魁」を用い、デジタル化された「大阪市街全図（大正2（1913）年発行）」や、「大阪市及附近営業者紹介地図（大正3（1914）年発行）」を参考にしながら、掲載されている店舗の分布を業種で見ることにより、「浪華の魁」がつくられた当初の、商都大阪の原点である船場の空間構造をみるものである。

キーワード：「商工技芸浪華の魁」、大阪船場

## 1. 研究の背景と目的

江戸時代、享保15（1730）年に大坂堂島に堂島米会所が開設されて以来、全国の年貢米が集まり売買が行われた。全国の領主は、大阪で米を売り、その代金で物資を購入した。大阪は米市として繁栄するだけでなく、全国から集められた物資を購入することのできる卸売りのまちとして発展した。明治2（1869）年、幕府の衰退とともに堂島米市場は衰退し、堂島米相場会所は閉鎖されるが、明治4（1871）年の再興運動により、堂島米会所が開設され、保証有限会社堂島米商会所が設立された。この米取引による繁栄は、昭和14（1939）年10月米穀配給統制法の施行まで続き、大阪の卸の町としての役割も続いた。

本研究は、明治15（1882）年、垣貫一右衛門の編集により発行された「商工技芸浪華の魁」を用い、デジタル化された「大阪市街全図（大正2（1913）年発行）」や、「大阪市及附近営業者紹介地図（大正3（1914）年発行）」を参考にしながら、掲載されている店舗の分布を業種で見ることにより、「浪華の魁」がつくられた当初の、卸のまち大阪の空間構造を見るものである。本稿では大阪の中心的なまちであり、商都大阪の原点である船場を対象地域として分析を行うこととする。

## 2. 調査対象地域 船場の概要

船場は、北を土佐堀川、南を長堀川（現；長堀通）、東を東横堀川、西を西横堀川（現；阪神高速1号環状線北行き高架）に囲まれた、東西1km、南北2kmの地域である。最北に大阪城が載る上町台地の西に、豊臣秀吉により大阪城の城下拡張のため開発された埋立地である。豊臣秀吉は天正11（1583）年大坂本願寺の跡地に大阪城を築く。大阪城の城下は上町台地の限られた土地で、手狭

であったため武家地としての城内整備と同時に、町人の移転先として文禄3（1594）年から船場の開発を本格化させた。豊臣秀吉は、大阪に大阪城を築く一方で、隠居後の住まいとして伏見に伏見城を建設し、文禄5（1596）年にはその完成をみるが、直後に慶長伏見大地震が起こり、伏見城の城下も壊滅した。そのため伏見の商人の移住先としても船場の開発は急がれた。

豊臣秀吉は、天正18（1590）年、京都で「天正の地割」という都市整備事業を行なっている。平安京の貴族の屋敷地として作られた1辺120mの方形街区でできたまちは、応仁の乱により貴族が京都の街の中心部から移転したため、以降商人のまちとなるのである。街路に面して商家が並び、道を挟む商家群を町内の単位とする両側町が形成される一方で、街区の中心部は空き地となり土地を有効に使えていなかった。豊臣秀吉は土地の有効利用を目指し、120m 方形街区をふたつに割る道を整備したのである。

この経験を得て、船場の街区は72mの方形街区とし、城と港をつなぐ東西の道を「通」とし3間（およそ6m）それに対し、南北の道を「筋」とし2間（およそ4m）として整備、さらに72mの方形街区を南北に分ける背割り下水「太閤下水」の整備した。敷地は全て「通」に面することとし、72mを8等分、間口9m奥行き36mの敷地とし、通りごとに、各地から呼び寄せた町人を住まわせた。伏見町、淡路町、平野町などの町名として現在まで残っている。各町は通りに沿って東西に長く、城のある東側から一丁目、二丁目、三丁目、四丁目と並んでいる。このように整然と整備された街区と縦長の敷地は、現在でも船場で確認することができる。



図1 船場の位置図（1590年頃・筆者作成）

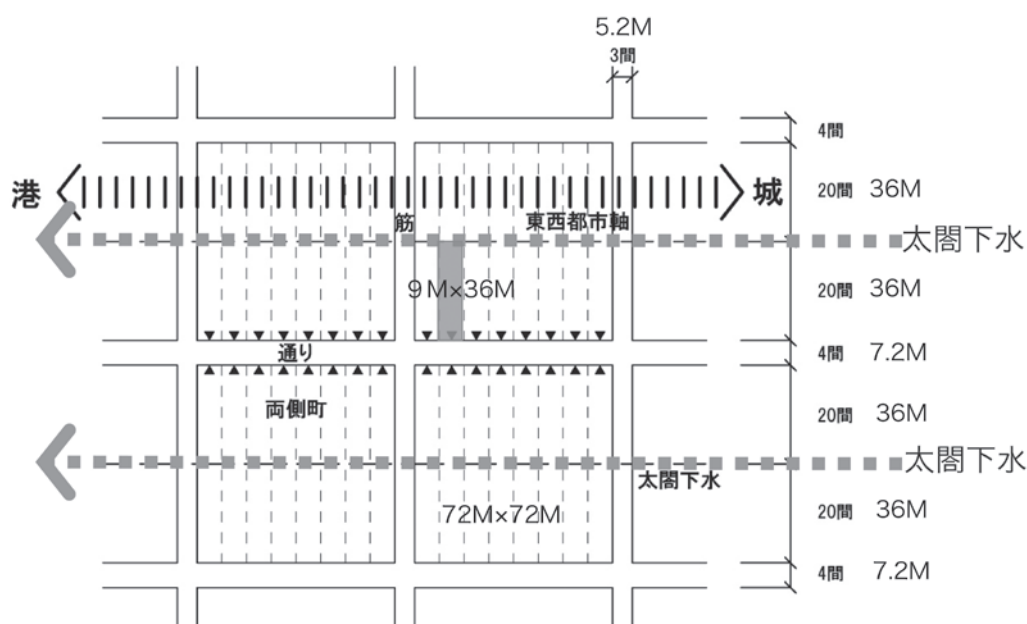


図2 船場の街区構成（筆者作成）

### 3. 「商工技芸浪華の魁」の概要

「商工技芸浪華の魁」は、明治15（1882）年、垣貫一右衛門により編輯、垣貫与祐により出版された8.3cm×18.5cmの掌サイズの大阪案内本である。本書は、東区の部、西区の部、南区の部、北区の部の4部構成となっており、店先の様子を表した図が掲載されているのが特徴である。店名と屋号、所在地とともに多くの店舗が掲載されているが、中でも大店ともいえる店先の様子とともに掲載されている店舗は、東区の部には128店舗、西区の部には99店舗、南区の部には98店舗、北区の部には54店舗、合計380店舗である。

東区の部は、おおよそ大坂三郷の北組、南区の部は南組、北区の部は天満組、西区の部は西船場にあたり、北区、南区が現在の中央区、北区は現在の北区のおおよそ南半分、西区は現在の西区のおおよそ東半分に当たる。船場は、東区と南区にまたがる。

編者である垣貫一右衛門は、大阪市北区曾根崎新地三十九番地に居を構え、明治15（1882）年から明治18（1885）年まで、大阪を中心に商業案内本を発行している<sup>1)</sup>。

表1 垣貫一右衛門発行の商業者案内本一覧

| NO. | 発行年   | (西暦)  | 書名                  | 編集者    | 発行人    |
|-----|-------|-------|---------------------|--------|--------|
| 1   | 明治15年 | 1882年 | 商工技芸浪華の魁            | 垣貫一右衛門 | 垣貫一右衛門 |
| 2   | 明治16年 | 1883年 | 美濃の魁                | 福井熊次郎  | 垣貫一右衛門 |
| 3   | 明治17年 | 1884年 | 兵庫県下有馬武庫菟原豪商名所独案内の魁 | 亀岡左七郎  | 垣貫一右衛門 |
| 4   | 明治17年 | 1884年 | 備後の魁                | 亀岡左七郎  | 垣貫一右衛門 |
| 5   | 明治18年 | 1885年 | 浪華商工技芸名所智掾          | 亀岡左七郎  | 垣貫一右衛門 |
| 6   | 明治18年 | 1885年 | 商工函館の魁              | 垣貫一右衛門 | 垣貫一右衛門 |

### 4. 「商工技芸浪華の魁」の時代と都市計画

発行年である明治15（1882）年の大阪のまちの様子を、大阪の都市史と合わせて読み取る。

船場の建築物の形態や商空間に大きな影響を与えたのが、豊臣秀吉による船場の道路幅員に戻すことを目的に行われた「軒切り」である。船場における軒切りは、明治4（1871）年の大阪府から出された府達「道路ヲ狹隘ナラシムル可ラサル件」に始まる<sup>2)</sup>。明治9（1876）年の市街地地租改正に伴う現地丈量で、1:300の「民有地図」が作成され、道路幅の明確化がなされた。その後軒切りは順次行われることとなる。明治34（1901）年7月1日現在での大阪市道路面積における家屋による占有率は24.2%と極めて高く、この後重要路線や市電道路での軒切りが進められることとなる。明治23（1890）年の船場の地図では、南久宝寺町二丁目、三丁目、四丁目と、順慶町のほぼ全線が軒切りされているが、ほかに軒切りを確認できる道路はない。このように「浪華の魁」発行時は、船場の軒切りが行われていない状態で、堺筋の拡張が大正5（1916）年、船場建築後退線は御堂筋

1) 菅原洋一：「明治期商家銅版画資料に関する歴史情報学研究」、平成22年度～平成24年度科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究）研究成果報告書、2013.3

2) 岡本訓明：「近代大阪における「軒切り」の展開について」、歴史地理学48-2（228）、pp.19-44、2006.3

の拡幅工事開始が大正15（1926）年であることを考えると、当時の大阪は、まだまだ東西を軸とするのであったと考えられる。

## 5. 住所表記の方法

### (1) 御堂筋と淀屋橋筋

通説では、現在の御堂筋は、御堂筋の道路拡幅時まで「淀屋橋筋」と呼ばれており、拡幅時に西本願寺を北御堂、東本願寺を南御堂と名称を変え、その二つの御堂を繋ぐ広い道を御堂筋としたとしている。しかし、明治15（1882）年発行の「浪華の魁」では、淀屋橋筋表記が11件、御堂筋表記が4件と、すでに「御堂筋」という道路名が使われていたことがわかる。

### (2) 梅檀木橋筋と三休橋筋

中之島の中央公会堂前から南土佐堀川にかかる橋が梅檀木橋であるが、中央公会堂は明治44（1911）年竣工なので、この時には、豊国神社があった。南の長堀にかかる橋が三休橋であり、この筋は今回の調査では本町以北では梅檀木橋筋、本町以南では三休橋筋と呼ばれていたようである。

### (3) 難波橋筋・難波橋と藤中橋筋

現在北浜と天満を結ぶ堺筋の難波橋は、大正4（1915）年にパリのセーヌ川にかかるヌフ橋とアレクサンドル3世橋を参考にして製作されたと言われる橋であるが、これはもともと難波橋筋にかかっていた橋が、市電敷設の反対運動から堺筋に移ったもので、新しい難波橋が堺筋に架けられてからは、長堀にかかる藤中橋の名をとって藤中橋筋と呼ばれている。「浪華の魁」当時は、難波橋筋と呼ばれていたことがわかる。

### (4) 堺筋と長堀橋筋

堺筋は、長堀橋筋とも呼ばれている。長堀橋は昭和28（1953）年長堀の埋め立て時まで長堀にかかっていた橋である。堺筋という呼び名が圧倒的に多く使われるが、南の方では長堀橋筋とも呼ぶ。

### (5) 筋名と丁目

住所を示す方法としては、多くが横の通りと縦の筋で交差点を示し、方角を示して「〇江入る」として示しているが、丁目も事例は少ないが使われている。

## 6. 店舗数と業種

船場の地域内で、「浪華の魁」に掲載されている商店は、126店舗である（表2）。そのうち、18.3%に当たる23店舗が薬の販売業で、最も多い業種であった。自社製造品を取り扱う薬業から、仕入れ販売する薬販売業も含まれる。ついで、服飾雑貨販売業の16店舗、12.7%であるが、いわゆる小間物である櫛、簪、半襟、下駄、蝙蝠傘、扇子、鼻緒などをあつかい、それぞれが専門店である。ついで、食品販売業の13店舗、10.3%であるが、和菓子、カステラ（1店舗のみ）、酒、鰹節、昆布、かまぼこ、茶などを専門として扱っている。和菓子店は2店舗で、今も残る「鶴屋八幡」と「駿河屋」である。ついで、宝飾品店が12店舗で、鼈甲、珊瑚、時計、眼鏡を扱う店を含めている。



表2 船場商業者業種割合（1店舗は省く）

| n = 126 |     |       |
|---------|-----|-------|
| 業種      | 店舗数 | 割合（％） |
| 薬       | 23  | 18.3% |
| 服飾雑貨    | 16  | 12.7% |
| 食品      | 13  | 10.3% |
| 宝飾品     | 12  | 9.5%  |
| 金物      | 8   | 6.3%  |
| 呉服・生地   | 6   | 4.8%  |
| 道具      | 6   | 4.8%  |
| 鞆類      | 5   | 4.0%  |
| 文房具     | 4   | 3.2%  |
| 料理屋     | 4   | 3.2%  |
| 楽器      | 3   | 2.4%  |
| 器       | 3   | 2.4%  |
| 宿       | 3   | 2.4%  |
| 機械・機器   | 2   | 1.6%  |
| 古物商     | 2   | 1.6%  |
| 蠟・油     | 2   | 1.6%  |

船場で1店舗のみの業種は、ゴム・雨合羽、マッチ、蚊帳、柿渋、革製品、玩具、金銀泊、刺繍、舶来物取扱、神輿、人力車、簾の販売店、そのほか、銅線の製造工場、鍼灸院が1店舗ずつあった。

## 7. 通、筋と店舗分布

東西の通で最も多くの店舗が立地していたのは、高麗橋通の15店舗、ついで安堂寺橋通の10店舗であった。

高麗橋通は、西から見ると正面に大阪城天守閣を見ることができる、東西の最も重要な道であった。東横堀川にかかる高麗橋は、12あった大阪の公儀橋の一つで、高麗橋周辺には豪商の店舗が立ち並んでいた。明治政府は高麗橋東詰に里程元標を置き、西日本の道路の起点とした。また、銀行街でもあった。立地している店舗は、足袋、三味線、柳行李、ゴム製品、刺繍、蝙蝠傘、マッチなどさまざまな珍しいものを取り扱う店舗が立地していた。

安堂寺橋は東横堀川に架かる橋で、大阪と奈良を最短距離で結ぶ暗超奈良街道に接続する重要な街道の始まりの場所である。安堂寺橋通に面する10店舗のうち4店舗は金物問屋であった。そのほか、眼鏡、時計などの宝飾品、金銀泊、縫い針、半襟、薬の専門店であった。

平野町通には、8店舗が立地している。平野町通は、昭和初期には「平ぶら」といわれるように、多くの飲食店が立地する商店街となるが、明治15（1882）年当時は、薬、酒、小間物、紙、油・蠟燭などが売られる卸売りの町であったようである。

南北の筋で最も多くの店舗が立地していたのは、堺筋の31店舗と、心斎橋筋の24店舗であり、この

2本の筋が群を抜く。堺筋の拡張が大正5（1916）年、船場建築後退線は御堂筋の拡張工事開始が大正15（1926）年であるので、明治18（1885）年当時は、拡張前で大阪の街は東西の町であったとされているが、実際は、堺筋と心斎橋筋は特に商店が立地していた南北の筋であったことがわかる。

堺筋は、船場から堺への道であったが、当時大川には橋がかかっていなかった。堺筋に面する31店舗の内訳を見ると、最も多いのは10店舗の薬販売店である。そのほかは、算盤卸商が3店舗、呉服・木綿の呉服が3店舗、蝙蝠傘、櫛、小間物、鼈甲など多様な店が立地している。

心斎橋筋は、江戸時代から賑わった商店街であり、明治6（1873）年に、心斎橋がドイツから輸入された鉄橋に変わる。心斎橋筋には、24店舗が立地し、服飾雑貨店が5店舗ある。半衿、扇子、鼻緒、鼈甲、小間物などを扱う専門店であった。そのほかには、時計を扱う宝飾店、靴店もあった。また、掲載されている3店舗の旅館のうち2店舗が心斎橋筋に面していた。

これらの店舗の業種別立地を図3、その内訳を表3に示す。



図3 船場地区の店舗分布（上位4業種、薬・服飾雑貨・食品・宝飾品のみ）

表3 図3に示す船場の店舗の内訳

| 番号  | 名称     | 屋号     | 業種            | 所在地                     |
|-----|--------|--------|---------------|-------------------------|
| 1   | 岡田嘉兵衛  | 岡田嘉兵衛  | 糸物足袋卸商        | 南久宝寺町通堺筋南東江入            |
| 4   | 坦和兵衛   | 坦和兵衛   | 東京花緒商         | 北久宝寺町心斎橋西江入             |
| 7   | 太田宇兵衛  | 太田宇兵衛  | 履物卸商          | 安土町通御堂筋東江入              |
| 9   | 奥村勇助   | 奥村勇助   | 鼈甲商           | 南久宝寺町心斎橋東江入             |
| 10  | 桃尾徳十郎  | 三国屋    | 珊瑚珠鼈甲商        | 北久太郎町中橋角                |
| 11  | 亘野甚治郎  | 亘野甚治郎  | 鼈甲商           | 高麗橋中橋角                  |
| 12  | 井上久右衛門 | 井上久右衛門 | 鼈甲商           | 堺筋北久宝寺町角                |
| 13  | 藤井八三郎  | 藤井八三郎  | 鼈甲商           | 淀屋橋筋道修町南江入              |
| 14  | 今井定七   | 今井定七   | 鼈甲櫛笄仕入所       | 南久宝寺町通中橋西江入             |
| 15  | 田村金太郎  | 田村金太郎  | 金銀時計商         | 高麗橋通浪花橋西江入              |
| 17  | 岡橋兵衛   | 岡橋兵衛   | 金銀時計商         | 心斎橋筋備後町東江入              |
| 18  | 坦和兵衛支店 | 坦和兵衛支店 | 時計商           | 心斎橋筋南久宝寺町北江入            |
| 23  | 高増弥助   | 小山堂    | 扇子仕入所         | 心斎橋通博労町南江入              |
| 30  | 清水為助   | 清水為助   | 編蝠傘製造所        | 高麗橋通堺筋東江入               |
| 31  | 六島発三郎  | 六島発三郎  | 内邦製編蝠傘        | 本町通中橋西江入                |
| 32  | 水上権兵衛  | 水上権兵衛  | かまぼこ商         | 備後町通八百屋町東江入             |
| 38  | 渋谷利兵衛  | 渋谷利兵衛  | 鯉乃し蠟燭         | 高麗橋西詰西江入                |
| 39  | 津田元治郎  | 津田元治郎  | 足袋卸小売         | 高麗橋通1丁目西江入              |
| 47  | 立志堂    | 立志堂    | 売薬業           | 堺筋淡路町南江入 南久宝寺町1町目道具屋町西江 |
| 48  | 小山忠兵衛  | 小山忠兵衛  | 売薬業           | 南久宝寺町一丁目道具屋町西入る         |
| 49  | 長岡佐助   | 長岡佐助   | 薬種問屋          | 伏見町通り堺筋東                |
| 50  | 今中伊八   | 鶴屋八幡   | 菓子商           | 高麗橋筋井池角                 |
| 51  | 澤宗貞    | 澤宗貞    | 売薬業           | 淡路町通御堂筋西江入              |
| 52  | 船岡武之助  | 船岡武之助  | 売薬業           | 淡路町通5丁目                 |
| 53  | 佐藤衛生堂  | 佐藤衛生堂  | 売薬業           | 淀屋橋筋今橋北江入               |
| 55  | 駿河屋    | 駿河屋    | 菓子商           | 淡路町八百屋町角                |
| 56  | 河村古僊支店 | 河村古僊支店 | 売薬商(開達丸、開達散)  | 高麗橋梅檀木橋角                |
| 57  | 増田宇兵衛  | 増田宇兵衛  | 売薬商(順血湯)      | 道修町1丁目八百屋町角             |
| 58  | 小野市兵衛  | 小野市兵衛  | 和漢洋薬種商、登荷物売捌  | 道修町2丁目14番地              |
| 59  | 中川傳兵衛  | 中川傳兵衛  | 櫛卸商           | 北久太郎町通堺筋西江入             |
| 61  | 花月堂    | 花月堂    | 一入加須天伊良司      | 北濱通堺筋西江入                |
| 63  | 森田傳七   | 森田傳七   | 薬種問屋          | 伏見町通堺筋東江入               |
| 64  | 谷回春堂   | 谷新     | 医用丸散薬種、膏製煉所問屋 | 堺筋伏見町角                  |
| 65  | 小山忠兵衛  | 小山忠兵衛  | 御湯薬商          | 堺筋南久太郎町北江入40番地          |
| 67  | 喜多村藤兵衛 | 喜多村藤兵衛 | 売薬業           | 平野町通中橋西江入               |
| 68  | 小西宗七   | 小西宗七   | 売薬商           | 道修町堺筋北江入                |
| 69  | 竹谷利兵衛  | 松寿堂    | 売薬業           | 高麗橋通5丁目9番地              |
| 71  | 松尾     | 徳寿堂    | 蘭方ウルユス        | 淡路町4丁目                  |
| 72  | 小西儀助   | 小西儀助   | 西洋薬種問屋        | 道修町堺筋角                  |
| 73  | 安達吉右衛門 | 安達吉右衛門 | 小児龍子丸         | 備後町通浪花橋西江入              |
| 74  | 中井一馬   | 活養堂    | ゆび薬           | 浪花橋筋瓦町角                 |
| 84  | 伊東佐一郎  | 伊東佐一郎  | 小間物商          | 御堂筋淡路町角                 |
| 86  | 山口金助   | 山口金助   | 東京小間物商        | 平野町通心斎橋西江入              |
| 88  | 塩路嘉兵衛  | 八幡屋    | 小間物商          | 北久宝寺町通三休橋東江入            |
| 90  | 木村忠三郎  | 芝翫春    | 小間物商          | 平野町通梅檀木橋西江入             |
| 95  | 八川卯之助  | 八川卯之助  | 半衿商           | 御堂筋淡路町南へ入               |
| 100 | 菅野直治郎  | 菅野直治郎  | 珊瑚明石玉商        | 堺筋南久太郎町南へ入              |
| 103 | 石寄喜兵衛  | 米喜     | 名酒売捌所         | 平野町通堺筋西へ入               |
| 105 | 川勝七造   | 川勝七造   | 名酒売捌所         | 瓦町通堺筋西江入                |
| 111 | 塩田忠兵衛  | 塩田忠兵衛  | 料理味噌製造所       | 瓦町井池角                   |
| 117 | 本田清吉   | 本田清吉   | 東朱墨仕入所        | 備後町通堺筋東へ入               |
| 119 | 宮川伊兵衛  | 餅伊     | 餅商            | 御堂前                     |
| 241 | 角利助    | 角利助    | 時計商           | 心斎橋安堂寺町南江入              |
| 243 | 安居萬鶴   | 安居萬鶴支店 | 茶卸商           | 末吉橋通3丁目                 |
| 253 | 福井長治郎  | 福井長治郎  | かまぼこ商         | 心斎橋順慶町東へ入               |
| 257 | 井上浅    | 井上浅    | 編蝠傘商          | 心斎橋筋順慶町南江入              |
| 281 | 宇山善七   | 宇山善七   | 売薬商           | 順慶町中橋南江入                |
| 282 | 森田平助   | 森田平助   | 売薬商           | 三休橋塩町角                  |
| 284 | 坂井卯作   | 坂井卯作   | 売薬業           | 安堂寺町堺筋西江入               |
| 300 | 森田萬作   | いよ万    | 下駄商           | 順慶町通井戸の辻東江入             |
| 305 | 白水利兵衛  | 白水利兵衛  | 北海道荷更商、昆布卸売商  | 長堀橋北詰東江入                |
| 306 | 栗山善兵衛  | 栗山善兵衛  | 昆布商           | 心斎橋北詰北江入                |
| 311 | 小高勝兵衛  | 小高勝兵衛  | 半衿仕入所         | 心斎橋安堂寺町南江入              |
| 323 | 吉岡清治郎  | 吉岡清治郎  | 眼鏡商           | 心斎橋安堂寺町北江入              |



## 8. まとめ

「商工技芸浪華の魁」が出版された明治15（1882）年は、近代都市としての船場の整備はまだ始まっておらず、江戸時代の様相そのままの街並みであったことが推察される。

地図では、太閤秀吉が町割をした整然とした方形街区の並ぶ船場は、東西の通に店舗が並ぶ街であるとされてきたが、東西の道であっても、京につながる高麗橋通、奈良につながる安堂寺橋通は、特に多くの店舗が立地し賑わっていたことが見て取れる。また、船場が南北のまちになるのは、堺筋、三休橋筋、御堂筋の拡幅を行った「商都船場の大改造」の後であったと言われているが、心斎橋筋、堺筋は縦の筋の店舗が面することがない道でもあったが、明治15（1882）年にはすでに多くの店舗が立地しており、縦の通りの商店街を形成していたことがわかった。中之島を中心とした海運だけでなく、奈良、京都とのつながりを持ちながら船場が発展してきたことがわかる。

東西に連なる、同業者街であることもよく言われていることであるが、船場の中でも北の方に薬の販売が多いことは見て取れるが、東西の通りである道修町への薬問屋の立地はまだ明確ではなく、むしろ堺筋への立地が多かったこともわかった。

本町から北の北船場では、高麗橋、平野町に賑わいがあり、本町から南の南船場では、堺筋と心斎橋に店舗の集中がみられ、本町界限には大店の立地がむしろ少ないことが明らかとなった。

この後、船場では軒切り、都市計画道路の整備、船場建築後退線の指定など近代化を目指した都市計画が行われる。この道路整備により敷地面積が少なくなったため、居宅部分の十分な広さがとれなくなり、また会社の近代化もあり、家族の生活の場は店舗部分と切り離され郊外住宅地へと流出する。こうして、船場の人口は大きく減少したと言われている。これらの都市計画事業が、船場の建物の高層化、近代化を図ることとなり、その後の街の姿は現在のまちの様子へとつながることとなる。



小野薬品工業株式会社



鶴屋八幡

大阪の老舗（1885（明治18）年「商工技芸浪華の魁」より）

（おか えりこ 関西大学環境都市工学部教授）



## 2年目のコロナ禍における大阪の生活者と協同組合 “人と人とのつながり”の変容と再生

杉 本 貴 志

要 旨：2021年の大阪は、コロナ禍に振り回された1年だった。「新しい生活様式」という名の下で人々は孤立し、分断された。そこでいかに「つながり」を再構築するのか。「人と人とのつながり」を本質とする協同組合から、ポストコロナのコミュニティ再建を考える。

キーワード：コロナ、新しい生活様式、生活協同組合、流通、消費、買い物弱者、雇用、子育て支援、フードドライブ、障害者

- 1 2年目のコロナ禍
- 2 コロナ禍における生活と協同への模索
- 3 大阪いずみ市民生協の調査から
- 4 「自立」=孤立か、「協同」=新たな“つながり”づくりか

### 1 2年目のコロナ禍

ある程度は予期され、覚悟されていたこととはいえ、2021年の人々の生活は、前年に引き続き、またそれを上回る規模で、新型コロナウイルス Covid-19に振り回されることとなった。

とくに大阪に暮らす人々は、“体調を崩しても医療サービスを受けられない”、“急病で救急車を呼んでも病院に運んでくれない”“119番では対応してくれないので民間の救急車サービスを利用した”といった、ほとんどの人々がこれまで経験したことがない状況に陥り、非感染者を含めて多くの人々が精神的にも追い込まれた生活を余儀なくされたのである。

2020年12月に毎日300人から400人程度であった大阪府内の陽性判明者は、1月に入ると、日によっては600人を超えた（第3波）。2月から3月にかけて、一時二桁台に落ち着いたかに見えたが、新年度の4月には再び上昇に転じ、ゴールデンウィークに至るまで1000人／日を超える感染者を記録している（第4波）。4月下旬には重症者用の病床利用率が100%となり、大阪の救急医療体制は完全に崩壊、5月上旬には、新規感染者が1000人程度であるのにコロナによる1日の死者数が50人という異常な状態に大阪は陥る（図1、図2）。これは日毎に発生した数字だけを用いて単純計算をすれば、大阪では新型コロナにかかれば20人に1人は死亡するということであり、他地域・他国の

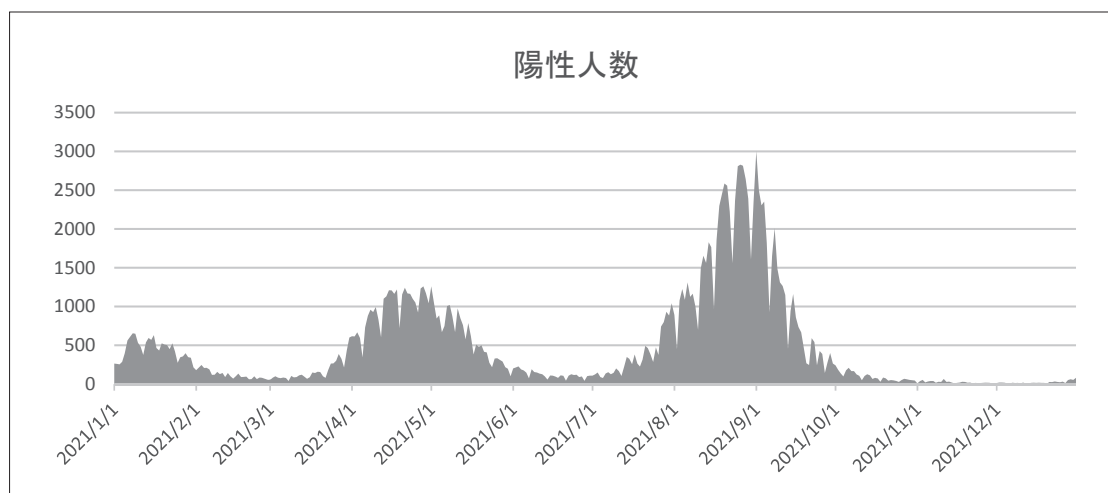


図1 大阪府における新型コロナウイルスの日別新規感染者数

出所：大阪府新型コロナウイルス感染症対策サイト（<https://covid19-osaka.info/>）の発表数字より作成。

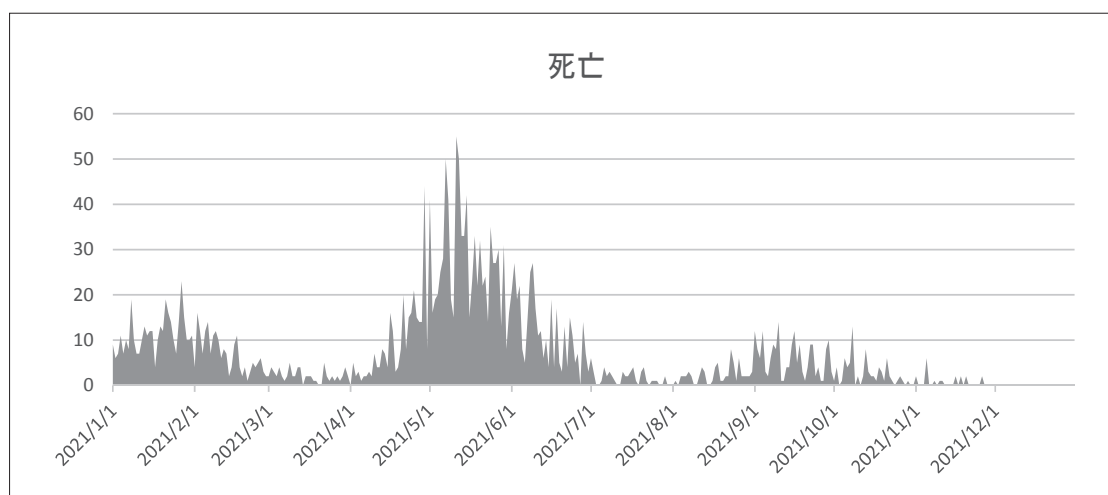


図2 大阪府における新型コロナウイルスによる日別死亡者数

出所：大阪府新型コロナウイルス感染症対策サイト（<https://covid19-osaka.info/>）の発表数字より作成。

数字と比べても本来はあり得ないレベルの数字である。マスメディアでは大阪における感染者の悲惨な状況が相次いで報道された<sup>1)</sup>。ウイルスの威力には人知が及ばないという側面は否定できないけ

1) 「新型コロナウイルスに感染した大阪市内の男性の救急搬送先が見つからず、救急車内で1日半ほど待機していたことが、関係者への取材でわかった。救急隊員が酸素投与などの対応にあたり、最終的に市外の病院が受け入れた。男性の症状は悪化し、重症病床で治療を受けているという。医療関係者によると、20日朝、感染者の男性から大阪市消防局に救急要請があり、救急車が男性を収容した。入院先を調整する大阪府の『入院フォローアップセンター』が病院を探したが、複数の病院から『余裕がない』などと断られた。21日になっても入院先は決まらず、隊員が交代しながら徹夜で対応にあたり、同日に病床を増やした市外の病院への受け入れが決まった。男性が搬送されたのは午後5時頃。呼吸機能の状態を示す血中酸素濃度が低下しており、人工呼吸の処置が取られたという。」（『読売新聞オンライン』2021年4月23日）

「救急車内で待機時間が1日以上に及ぶ事態も発生 病床ひっ迫の大阪で～ 大阪府では新型コロナウイルス患者の入院先が見つからず、救急車内での待機時間が1日以上に及ぶ事態も発生しています。病院関係者などによりますと、21日に感染した90代の女性が救急搬送を要請しましたが、入院先が見つかるまで24時間30分にわたり救急車内で待機していたことがわかりました。女性は現在、医療機関で治療を受けているということです。府は、

れども、それだけで問題を片づけてはならないだろう。福祉や文化や教育のみならず保健衛生や医療サービスについても、余裕があるということはすなわち無駄であり、無駄はすべて省かなければならないとする考え方を徹底しようという勢力に、これまで府民は地域の政治と行政を全面的に委ねてきた。それに対する思わぬ代償を払わされることになったのである<sup>2)</sup>。

梅雨時の一時的な小康状態を経て、ウイルスは7月下旬から再び猛威を振るい、9月1日には陽性判定者が3000人を突破、第5波はそれまでで最大規模の感染状況をもたらした。この時期には東京など他地域も、年度初めに大阪が経験したような救急医療体制の崩壊を経験することとなる。10月中旬になって日本国内の新型コロナウイルス感染者は突如急減し、年の末までそれは続く。この現象は世界的にも注目されたが、要するに大阪の生活者は、年末の2ヶ月余りを除く2021年の大半の期間をコロナ感染の大波の中で暮らさざるを得なかったのである。緊急事態措置が大阪に発令されたのは1月14日から2月28日、4月25日から6月20日、8月2日から9月30日であり、まん延防止等重点措置が執られたのが6月21日から8月1日となっている。

## 2 コロナ禍における生活と協同への模索

このようなウイルスの蔓延状況は、人々の生活のあらゆる側面に変化をもたらす。感染を防ごうという政府・自治体の指示・命令と人々の自発的な判断により、「孤立」化と「在宅」化という現象が前年に引き続き2021年の大阪、日本、そして世界を覆ったのである。買い物、外食、教育、仕事、文化等々、社会のあらゆる場面・側面で“人と人とのつながり”のあり方が変わり、あるいはそれが失われていった。

日本国内では、それは「新しい生活様式」と称されて、厚生労働省によってその「実践例」が示されている。そこでは、買い物は通販や電子決済を利用しよう、仕事では時差通勤を広め、できるだけテレワークやオンライン会議に切り替えようと呼びかけられる<sup>3)</sup>。

しかしたとえ不急の外出や交際を絶ち、買い物を最大限控えるとしても、人間は食べなければ生きていけない。したがって、スーパーマーケットなど食品を中心とする小売業は、一部に混乱が未だあるけれども（とくに国外を含めた物流の困難が引き起こす影響は大きい）、むしろコロナ前よりも好調な業績を上げている例も多い<sup>4)</sup>。それは「食」の場が「外」から「内」（自宅）へとシフトし、

---

重症病床を272床確保していますが、重症患者は328人いて、軽症・中等症の病床で56人が入院しています。また、重症病床に入院していた患者1人が、滋賀県に移送されて治療を受けています。」（ABCニュース、2021年4月23日）

「大阪府は新型コロナウイルス感染の『第4波』により、全国で最も深刻な医療提供体制の逼迫（ひっばく）に直面した。療養中の感染者に対する入院者の割合『入院率』は10%程度まで低下し、自宅療養中の死亡も相次いだ。…3週間にわたり、新規感染者が連日1千人を超えた。重篤なけがや病気に対応する3次救急を一部制限し、コロナ重症病床を増やしたが足りず、中等症病床などで治療を続ける重症者は最多で92人にのぼった。入院率は4月下旬～5月中旬、10%前後まで落ち込んだ。入院率が低いと、入院が必要な人が入院できていない恐れがあるとされ、政府の分科会は『25%以下』を『ステージ4（感染爆発）』の指標とする。入院・療養先調整中は3千人を超え、自宅療養は最多で約1万5千人に。病状が急変しても入院先が見つからず、救急車の中などで長時間待機する事例が多発。待機時間が47時間近くになる人もいた。府が5月に発表した死者数は月別最多の859人にのぼった。第4波期間中に19人が病院で治療を受ける前に自宅で亡くなった。」（『朝日新聞デジタル』2021年8月4日）

2) 杉本貴志「民主主義はコロナに克てるのか」『研究所ニュース』（非営利・協同総合研究所いのちとくらし）No. 74、2021年5月。

3) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

4) 「食品スーパー各社は前期最高益となった反動で減益が相次いだ。それでもコロナ前を上回る利益をあげる企業が目立ち、利益水準は総じて高い。」（『コロナ禍 小売り綱渡り——21年3～11月期決算』『日経MJ』2022年1月

「内食」「中食」が伸びたことにもよるものだと考えられるが、逆にそれらに需要を奪われることとなった外食産業が、コロナ禍によってもっとも大きな打撃を受けた業種だというのが一般的なイメージではないだろうか。外食産業は、緊急事態宣言においても政府・自治体から感染源として狙い撃ちされ、繰り返し営業の自粛・制限を強く求められているから、メディアによってその苦境が大きく報道されている。しかし、その代償として、国や地方の補助金がそれなりに機能していることも事実であって、個人・家族営業の店のなかには通常の売り上げを大きく上回る金額の補助を継続して受け取っている店もあるし、大手チェーン店の2021年11月期決算では、補助金によって記録的な黒字決算となった企業が相次いでいる<sup>5)</sup>。

したがって、外食産業と同じように集客を命とするけれども、そうした補助金・協力金等々の制度がなかったり、十分ではなかったりする分野・産業こそが、コロナ禍においてももっとも試練にさらされているといえるだろう。たとえば観衆・聴衆を限られた空間に集めることによって成り立つ文化・芸術事業などは、その最たるものである。国外からゲストを招いて公演することを常としてきた演奏団体などは、聴く側について会場で対面する集客ができないのみならず、演じる側も海外からの招聘をもとに予定通りの体制を組むということができないし、世間の理解という点でも「食」とは違って不要不急の贅沢であるとみなされがちであり、それ故この事態に対する特別な公的補助金制度も十分なものが提供されないという、二重、三重、四重の苦しみにもがいているのである<sup>6)</sup>。

---

21日付。) 日本生活協同組合連合会はおよそ3年毎に全国の生協組合員にアンケート調査を行っているが、コロナ2年目の2021年の調査結果をみると、コロナ後に商品やサービスの購入姿勢が積極的になったかという問いに対して、最も多かったのが「ほとんど変化はない」という回答であり(55.1%)、全体の4分の1が「やや積極的になった」「かなり積極的になった」と回答、「やや消極的になった」「かなり消極的になった」と回答したのは6分の1にすぎない(『2021年度全国生協組合員意識調査報告書』日本生活協同組合連合会、2021年)。外出やショッピングの“自粛”は、実際には意外な効果をもたらしているようである。

5) 「コロナ関連の時短協力金など、各種補助金が利益を押し上げたのは外食だ。『赤字と最高益が入り組んだ決算だった』サイゼリヤの堀埜一成社長はそう話す。9～11月期の国内は営業赤字が続いたが、アジア事業は最高益に。そこに36億円の補助金収入が加わり、同期の連結純利益は24億円と前年同期比で約10倍になった。和食レストラン『かごの屋』などを展開するクリエイティブ・レストランズHDは、3～11月期に230億円超の補助金を計上。最終損益は74億円の黒字(前年同期は87億円の赤字)となり、比較可能な05年以降で同期として最高だった。」(『日経MJ』2022年1月21日付。)

6) 文化芸術活動に対する補助事業としては、文化庁の「ARTS for the future! 事業(コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業)」がある。これは予算規模560億円という大型の支援措置であるが、1団体につき交付は1回のみで最大2500万円、1次募集で申請件数5,368件に対して交付決定件数2,713件(不交付決定件数2,631件)、2次募集で申請件数5,832件、交付決定件数4,311件(不交付件数1,412件)と、公的補助制度がもとも極めて貧弱であり、いまやコロナによって存亡の危機にあるともいえる業界の切実な要求に対して十分とはいえないものである。実質的には市民や民間企業の善意に活動団体の命運が左右されるというのが、コロナ禍における文化芸術の世界の実情であろう。

「大阪フィルでは昨年度、予定していた100回の公演のうち、45公演が中止となり、10公演が延期となった。窮地を知ったファンからの寄付金が大幅に増え、損失を補えたが、今年度は昨年度ほどの寄付金は見込めないと想定している。」(『どうして大阪だけ』無観客に疲弊するオーケストラ)『産経デジタル』2021年5月28日)

「8月からクラウドファンディングをスタートし、締め切った昨年12月までに、約2100万円の寄付を集めた関西フィルハーモニー管弦楽団にも楽団を支援する理事会社が全面的に協力した。大和証券はグループ会社がシステムを提供。また、サントリーはウイスキー、阪急阪神ホールディングスは宝塚歌劇オリジナルマスク、そしてダイキンは空気清浄機などを寄付のリターン品として出した。『寄付でなんとか今シーズン乗り切れる』浜橋元専務理事はこう吐露する。約60公演がキャンセルとなり、損失も2億円近くにふくらんだ。今年度は寄付金に加え、国の助成金や補助金でなんとかしのぐ。ただ、コロナ禍で法人会員の減少は食い止められず、来年度への不安は拭いきれないのが実情だ。」(「オーケストラの多くが経営の危機に…目標金額1億円、手探りのクラウドファンディング」『Sankei Biz』2021年3月7日)



そしてもうひとつ、コロナ禍における危機と可能性という点で注目されるべき存在が、協同組合である。

農協、生協、信用組合といった協同組合は、資本主義の確立、競争経済の全面展開によって孤立化させられた個人が経済社会の中で再び協同して自らの生活や生業を防衛しようという仕組みである。それは、あらゆるものが市場化された世の中において“人と人とのつながり”を再建し、それによって経済活動を運営していくという、市場化でも国営化でもない第三の道をめざしている。つまり協同組合の命は“人と人とのつながり”であり、そうであるからこそ、コロナ禍によって他企業以上に危機にさらされると同時に期待もされる存在なのである。

そうはいっても、協同組合というと、おそろしくマイナーなイメージを持つ人々もいるだろう。それは外食産業の危機とか、舞台芸術やクラシック音楽の存亡とかを語るのとは同一視できない、ごく小さな会員組織の内輪の問題だといわれるかもしれない。しかしそれは協同組合について正確な知識をもたない人がいうことであって、実際には日本では農協の組合員が1000万人以上、生協に至っては地域購買生協の3000万人弱のほか、共済生協等を合わせて6000万人以上が組合員となっている。事業高も、農協が信用、共済、購買、販売の4事業を合わせると9兆円近くとなり、生協も供給・利用・共済・医療事業で4兆円を超えている。日本協同組合連携機構によれば、そのほか漁協、森林組合、協同組織金融等々あらゆる協同組合を合わせると、日本の協同組合加入組合員数の合計は延べ1億500万人超、事業収益は総計35兆3000億円に達する<sup>7)</sup>。中規模の国家レベルにも相当するそうした数字を冷静に認識すれば、協同組合を語ることは、単なる一業界ではなく、国民経済の相当部分を語ることなのだと理解されよう。

ただし、これほど大きな存在となったが故に、それはもはや“人と人とのつながり”というレベルのものではなく、その現状には営利企業と同一視されても仕方ないところが多々あるのではないかという協同組合への批判はあり得るだろう。それはたしかに傾聴すべき批判である。“人と人とのつながり”であるからこそコロナ禍によって協同組合は大きな打撃を受けたとか、逆にそうであるからこそ“人と人とのつながり”の再建がもとめられるポスト・コロナの時代に協同組合への期待は大きいというような評価は、はたして妥当なものだろうか。

19世紀に市場社会に代わるコミュニティ経済の建設を目的として始められた協同組合運動は、20世紀には市場経済の中で営利企業に対抗し、組合員への奉仕に努めた結果、営利企業に対抗する一大勢力へと発展することができた。今日、全世界で10億人以上の組合員を抱える協同組合の国際組織「国際協同組合同盟」は世界最大の民間組織である。しかし、その経済的発展は代償を伴うものでもあった。消費者の協同組合である生活協同組合についていえば、それはせいぜいのところ中産階級の自助組織であって、社会の中で手を差し伸べることが最も必要である層には力が及ばない存在ではないのか、という批判が常に寄せられている。協同組合の命は、組合員による出資・運営・利用の「三位一体」であるが、極貧層に出資や運営への参加を求めることはきわめて困難なのである。協同組合は、市場競争にもっとも苦しんでいる人々から、しばしばハードルが高い存在であるとみなされる。戦前日本の産業組合は「地主の組合」扱いされたし、現代の日本においても格差社会に直面する若年層から生協は「価格が高すぎて自分たちには手が出ない」と批判されている(図3)<sup>8)</sup>。

7) <https://www.japan.coop/study/statistic.php>

8) 『全国生協組合員意識調査報告書』では、生協の店舗や無店舗供給事業に対する不満の上位には常に「価格が高い」ことがあげられている。

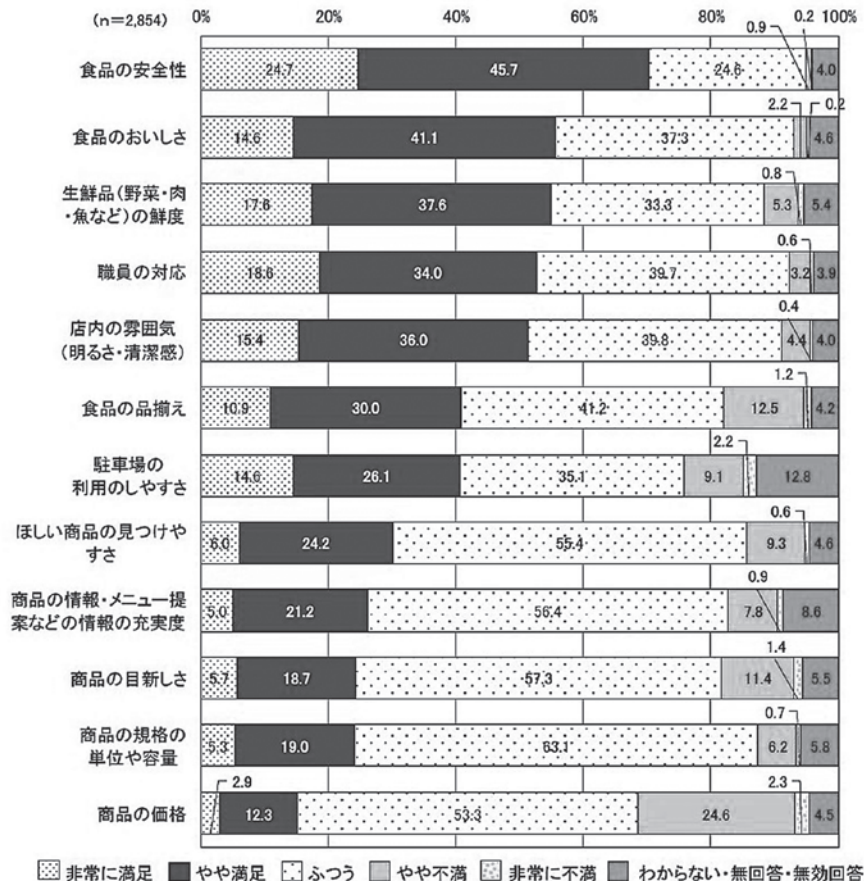


図3 生協店舗に対する満足と不満

出所：『2021年度全国生協組員意識調査報告書』日本生活協同組合連合会、2021年。

そのような組織に“人と人とのつながり”の新たな展開を期待できるのだろうか。

協同組合の歴史を紐解いてみれば、表面上は営利企業との差異が見えにくくなっているとしても、“人と人とのつながり”を本質とする協同組合には、コロナ禍のような非常時にその真価を発揮することができる潜在力があるのだと納得させる事例を無数に見出すことができる。大阪においても、1934年の室戸台風による関西大水害に際して真っ先に立ち上がり、被災者のための配給活動を展開し、「敏速に公設市場などと協力して罹災者たちに物品を合理的な価格で販売したため当時族生しはじめた暴利を貪る奸商の行動を大いに牽制した」<sup>9)</sup>のは当時消費組合と呼ばれた生協であったし、いわゆる「カード者」の自立をめざして大阪で1918年に立ち上げられた「方面委員」が、直後の1920年に設立したのは庶民金融の協同組合「大阪庶民信用組合」であった<sup>10)</sup>。

そして現代においても、その命脈は依然として受け継がれているところか、世界的に見れば、近年ますます協同組合運動はコミュニティ全体、社会のあらゆる人々に貢献する活動に傾注しており、

9) 「大阪の消費組合運動」、『大阪毎日新聞』1934年10月4日～6日付。

10) 『大阪市方面委員民生委員制度七十年史』（大阪市・大阪市民生委員連盟、1988年）。「カード階級」「カード者」という言葉は今日では死語となっているが、現在の民生委員の前身である「方面委員」の制度が1918年に大阪で始まり、彼らが生活困難な人々の状態をカード式台帳に記録したことから生活困難者・要支援者を指す用語として使われ、大阪のみならず戦前日本で広く普及した用語である。

それが国際連合やユネスコ、ILOなどの国際組織から高く評価されるに至っている。日本では、諸外国とは異なって協同組合に関する法律が農協法、生協法、労協法という具合に種別の個別立法となっているが、他国では協同組合基本法あるいは統一協同組合法という形で総合的な協同組合法制となっていることが多い。したがって、そうした諸国では、コミュニティ全体に貢献することを使命とするマルチ・ステークホルダー型の協同組合の設立が盛んに試みられ、それが国連による「2012国際協同組合年」の制定や、人類の貴重な実践としての「ユネスコ文化遺産」への協同組合の登録につながっているのである。

こうした世界的な機運に乗って、日本の協同組合も、人々の結びつきを基礎としたコミュニティにおける協同の事業に、その法が許す範囲内で懸命に取り組んでいる。

たとえばJAという愛称で呼ばれている農業協同組合は、多くの国で主流である「専門農協」ではなく、「総合農協」を自称している。つまり、その地域の農産物を出荷することに専念するのではなく、そうした販売事業もちろん重視しつつ、それだけでなく、JA貯金やJA共済で農村に暮らす人々の金融生活をサポートし、農作業に必要な農機具や肥料のほか毎日の生活に必要な食品や生活必需品を購入する人々のニーズにも応え、冠婚葬祭やガソリンスタンドといったサービスも提供し、地方における福祉や医療を供給する拠点（厚生連病院など）をも展開しているのである。農村における人々の生活をトータルで支える総合農協という日本の農協のユニークなあり方は、20世紀の国際協同組合運動においてもっとも重要な文書と評される『レイドロー報告』において、世界の協同組合が21世紀のあり方を考える際に参考すべき事例として激賞されている<sup>11)</sup>。

また消費者がつくる生活協同組合も、食を中心とする生活物資の供給を行うだけでなく、生まれたての乳児をサポートする子育て支援から、高齢者に対する医療と福祉、そして葬儀サービスまで、消費者の一生をそっくりカバーするとともに、地域と地球の持続的発展を支えるために、環境問題、格差と貧困の問題、平和と民主主義の問題等々に取り組む事業と活動を展開している。

日本やヨーロッパなど協同組合運動が盛んな国で生活する人であれば、農村においても、都市部においても、生まれる前から亡くなった後まで、あらゆる機会に協同組合のお世話になり、“人と人とのつながり”による支援を受けることができる。しかし、この2年あまり各国で猛威を振るっている新型コロナウイルスは、そのつながりを断ち、社会を分断してきた。今なおその状態は続いているが、断たれたつながりをいかに復活させ、発展させるのか、ポスト・コロナの生活のあり方を人々は模索している。協同組合は、その期待に応えることができるだろうか。

### 3 大阪いずみ市民生協の調査から

“人と人とのつながり”を断ち切るかのような“新しい生活様式”に対応しなければならないという危機感から、そして新たな“つながり”づくりがもとめられるポスト・コロナの時代はまさに自分たちの出番だという使命感から、協同組合の関係者はこのコロナ禍において積極的に自分たちの情報と思いを運動の内外に向けて発信している。新型コロナウイルス問題が生じて以降、多くの雑誌が協同組合とコロナに関連する特集を組んでおり、その中で関係者やジャーナリスト、有識者

11) 日本協同組合学会訳編『西暦2000年における協同組合〔レイドロー報告〕』日本経済評論社、1989年。国際協同組合運動におけるコミュニティの持続的発展への取り組みは、このレイドロー報告に端を発するものであるから、日本の農協はその先駆者ということもできる。



らが協同組合の危機と可能性を論じ、訴えている。そのすべてを網羅的にあげることはできないが、そのなかから筆者の目にとまったものをいくつか以下にあげてみよう。

まず、コロナを経験してあらためて協同と協同組合の存在意義を見直そうというものとしては、『季刊社会運動』441号（2021年1月）の「特集 コロナ禍の協同組合の価値——社会的連帯経済の道」、『協同の発見』333号（2020年8月）の「特集 コロナ禍での協同組合の存在意義と展望」、『協同組合研究誌にじ』677号（2021年9月）の「特集 非常事態下の協同組合」、『くらしと協同』34号（2020年12月）の「特集 コロナに克つ——つながりと協同の新たな地平へ」などがある。とくに消費者の協同組合の新事態への対応と新たな価値については、『生活協同組合研究』539号（2020年12月）の「特集 新型コロナウイルス感染症と消費者の生活」や『生協総研レポート』94（2021年3月）として刊行された『各国における新型コロナウイルスと生協の対応』があり、消費者組織でありながら大量の労働力を抱える事業体としての問題を論じるのが『生協運営資料』322号（2021年11月）の「特集 アフターコロナ時代を見据えた生協の人づくり・雇用定着を考える」や『生活協同組合研究』550号（2021年11月）の「特集 メンタルヘルスと対策をめぐって～新型コロナウイルスの渦中で」である。

コロナ以前は「生協 宅配に逆風」（『激流』525号、2019年11月）といった特集を組んでいた流通業界誌も、「特集 生協 宅配ガリバーの新局面」（『激流』538号、2020年12月）、「特集 アマゾンも敵わない生協宅配～独壇場の『次』」（『ダイヤモンド・チェーンストア』1189号、2020年11月）というように、コロナ禍で圧倒的な存在感を示した生協の宅配事業を再評価する特集を組んでいる。

こうした協同組合運動の実践家やジャーナリズムの議論を受けて、研究者がアカデミックな調査と論議を本格的に展開するのは今後のこととなろうが、関西大学商学部杉本ゼミナールでは、関西大学と堺市との地域連携協定に基づき、堺市に本部を置き大阪南部に展開する地域生協「大阪いずみ市民生活協同組合」を対象として、コロナ禍がもたらした生協への影響と、それに対する生協の対応について、2020年秋から2021年夏にかけて調査を行った。研究代表者である筆者による前稿<sup>12)</sup>は、その2020年度の成果を盛り込んだ論考であるが、2021年度も代替わりしたゼミナールの学生とともに緊急事態宣言下の厳しい制約のもと、オンラインシステムを駆使して同生協のご協力を得た調査を継続し、“2年目のコロナ”に向かい合う生協の姿を観察することができた。

雑誌記事等からは、ジャーナリズムや生協の実務関係者の関心は主にコロナ禍における消費の変化と物流や決済の電子化といった問題に向けられているように思われるが、この調査を行った学生たちは、とくに社会的弱者の問題に関心を抱き、それがコロナ禍の生協においてどのように対処されているのかにとりわけ興味をもっていたようである。買い物弱者や生活困窮者、その子ども、障害者、子育て中の女性たちなど、孤立しては生きていくことができない立場にある人々は、コロナ禍において何を経験したのか。“人と人とのつながり”である生協は、それに対してどのような対応ができたのか、できなかったのか。

緊急事態宣言下では、学生たちの行動も、生活協同組合の組織としての対応も、著しく制限されるから、現場に実際に赴いての十分な実地調査はいまだできておらず、今後の課題も多いが、コロナ2年目に突入した生協が、1年目の実績を数字でまとめ、その経験を教訓として社会的弱者を含む“人と人とのつながり”の維持・発展に2年目も取り組み、苦慮し、奮闘し始めている姿をある

---

12) 杉本貴志「コロナ禍における大阪の生活者と生活協同組合～大阪いずみ市民生活協同組合を中心に」『関西大学なにわ大阪研究』3号、2021年。



程度把握できたように思われる。その一端をまとめれば…

生協の看板である共同購入・個配の宅配事業では、多くの消費者が在宅を強いられたことによってコロナ前と比べて供給高で123%、利用者数で115%と爆発的な需要の増加が確認された。まさに緊急事態時における生協の真価が発揮されたというべきだが、物流能力がそれに追いつかず、欠品や購入制限を行わざるを得なかったことを踏まえて、食卓に支障ができるだけ生じないように、欠品等について事前のお知らせを行うなどの対応が新たに取られている。

一方、高齢者福祉的要素が強い夕食宅配については、供給高で106%、食数で111%と順調な伸びを見せてはいるが、コロナ禍における食の宅配ブームを考えると、地域の需要、とくに高齢者以外の組合員の潜在的ニーズを完全に受け止め切れてはいないのではないかと感じられる。夕食宅配を今後さらに本格的に展開しようというのであれば、とくにその配送の体制は、現状では限界があるのではないかと。コロナ禍で急増した外食産業等の宅配サービスに対しては、一体どのような人が注文品を届けてくれるのかという不安が常につきまとうが、それと対照的なのが、いつも同じ人間が同じ時間に届けてくれるという生協の宅配である。それは人々の信頼と安心とつながりを創り出す。夕食宅配についても、それを大切にしながらシステムを整備することが求められるだろう。

買い物弱者に対する移動販売車事業を、採算性をクリアしつつ成功させている点は、全国の生協の中でも特筆すべきである。その成功要因の一つが、地域の実情と組合員の消費生活をよく知るベテラン再雇用職員の活用であろうが、新型コロナウイルスの感染拡大が進めば、今後担当者の交代を迫られる事態も考えられる。宅配事業についても同様だが、配送の人手が不足するなかで、どのような備えが可能だろうか。

子育て支援の事業と活動は、感染防止の点でサービスの中止を余儀なくされ、もっとも苦戦している。堺市南区役所の子育て広場「みみちゃんルーム」を例に挙げれば、事前予約制の導入、利用時間の制限、受け入れ数の制限を行ったうえで再開を果たし、2021年になって前年度比で215%の家族を受けれることが何とか出来ているが、それでもコロナ前に比べると利用者は3分の1強にとどまっている。子育て中の母親たちのストレスは相当高まっているものと思われ、オンラインでの実施等も試行されているが、問題を解決するには至っていない。

フードバンクを通じて生活困窮者に食を届けるフードドライブは、取り扱い店を増加し、常設化した結果、コロナ禍にもかかわらず2020年度は重量で前年比375%の食品を集めることができ、2021年度はさらに体制を整えて実施中である。問題は、集めた食品の届け先でもある子ども食堂などの閉鎖である。食品を子どもたちに宅配等で届けることはできるけれども、そこに集まる場としての子ども食堂の存在意義は、コロナによって大きく失われてしまっている。

生協のなかでもとくにCSR活動に熱心なことで知られる大阪いずみ市民生協の取り組みを象徴するのが食品リサイクルループと、そこでの障害者雇用であるが、コロナ禍においても解雇者を出すことなく、2021年4月1日現在のいずみ市民生協グループの障害者雇用率は法定雇用率2.3%の3倍近い6.7%を維持し、“つながり”を保っている。ただしこれはリサイクルループを担う特定子会社

「エコロジーファーム」や「ハートコープいずみ」で集中して障害者を雇用している結果であり、職場ごとの障害者雇用率をみると、いずみ生協本部が2.12%、配送や店舗運営を担う子会社コンシェルジュが2.18%、コープ大阪サービスセンターが2.84%と決して高い数字ではなく、働く場における障害者との共生という点ではまだ大きな課題がある。

オンラインでの調査によって学生たちはこのような知見を得ることができたのであるが、生協研究者の目からは、障害者雇用だけでなく、一般的な雇用のあり方という点でも、コロナ禍を経験した生協には、“人と人とのつながり”である生活の協同組合として考えるべき大きな課題があるように思われる。

コロナ禍の宅配ブームにおいて、いま大きな問題となっているのが、その配送を担う人々の労働条件の問題である。コロナ以前、労働条件が厳しい宅配業界は空前の人手不足に陥り、大手業者が大手ネット通販の配送業務請負からの撤退を表明したり、大幅な値上げを販売業者に要求したりすることが相次いだ。そこで導入されたのが、宅配業者が配送要員を自社で雇用するのではなく、彼らを「個人事業主」という形にして請負契約を結ぶというやり方である。こうした「個人事業主」化は、一時的には配送員に大きな収入をもたらすこともあるが、雇用労働者ではないというその身分は不安定であり、長期的には働く人本人にきわめて不利なものとなることは歴史からも明らかであろう。しかし経験や知識に乏しい大量の若者が、疑問もなくそうした形で配送を請け負うということが一般化し、それがコロナ禍において様々な形で問題を起こしているのである<sup>13)</sup>。

宅配サービスの先駆者であり王者でもある生活協同組合においては、さすがにそのような問題だらけの契約は見られないが、その代わりに生協が個別配送サービスの導入にあたって編み出したのが業者委託というやり方である。いまや多くの生協において、個配の配送を担うのは生協職員ではなく、その仕事を会社としてそっくり委託された配送会社の社員である。さらに大阪いずみ市民生協のように、外部の宅配業者に委託するのではなく、グループ子会社を設立し、その（労働条件が本体とは異なる）子会社に宅配業務や店舗運営業務をすべて委託するというバリエーションも生まれている。

コロナ以前から、組合員と接するそうした根幹業務を生協の正職員でない人々に任せることの是非は議論されてきた。いずみ市民生協においても、子会社から生協本体に移すべきではないかという方向性が経営トップによって語られたこともあったが、コロナ禍において宅配への注文が殺到するという急激な需要変動、物流のパンク状態を経験して、正規雇用の職員だけでこうした事態に備えることができるのか、子会社の体制をさらに充実させるべきではないのかという声が再び高まってきたようにも感じられる。しかし、それは“人と人とのつながり”を掲げる組織に最もふさわしい働き方といえるだろうか。

いずみ市民生協のエリアに隣接する大阪中部に展開する地域生協「おおさかパルコープ」は、委託化に逆行して、個配の配送業務は正規職員が担うという体制への転換を2010年代後半から図り、現在それがほぼ達成されるという段階にある。同時におおさかパルコープは、残業を実質ゼロにする、昼は支所に戻って昼食と休憩が取れるように支所を増設する、といった労働環境の改善に取り組み、着々と成功しているという。

---

13)「私は便利屋？ ネット通販支える個人ドライバー 荷物は急増、報酬同じ」『朝日新聞デジタル』2021年12月21日。

それぞれの地域にはそれぞれの事情があり、それぞれの生協にはそれぞれ与えられた条件とそれに対する考え方があるから、“人と人とのつながり”である非営利・協同の組織において、あるべき働き方はひとつではないだろう。それは各生協が独自に考えるべきことではあるが、その際には、同じ生協として他の生協はどのような考えで、どのようなやり方を採用しているのか、生協の壁を越えて情報を収集し、意見を交換し、知恵を絞りあうことが必要ではないか。そうした“つながり”があってこそ、生協らしい“つながり”を尊重した働き方がみえてくるであろう。

コロナ禍において、医療や福祉などに従事する人々はエッセンシャルワーカーとして尊重され、ワクチン接種などを優先して受けるという施策が講じられた。それは当然であるけれども、そういう意味では、生協で配送業務につく人々も、地域の人々に食を届けるというコミュニティに暮らす大勢の人々の生存に不可欠な仕事に従事するエッセンシャルワーカーである。社会は、そして生協自体も、ここで働く人々をもっともっと尊重する体制を探る必要があるのではないか。

ともすればラストワンマイルという言い方で、流通業では運び方、届け方のみがクローズアップされるが、生活協同組合においては、それはモノを届けるだけではなく、“つながり”を伝える仕事でもある。子ども食堂が感染予防で閉鎖されたので食品を各家庭に配送するというだけでは、子ども食堂が果たしていた役割のすべてを代替することはできないだろう。そこには地域できちんと子どもを見守るという機能があった。それは、生協の宅配にも通じることである。それにふさわしい働き方や雇用形態はどんなものなのかという視点が、これからの議論には必要であろう。

#### 4 「自立」=孤立か、「協同」=新たな“つながり”づくりか

このコロナ禍において、大阪をはじめとする都市部において、感染者の追跡やケアに奮闘する保健所の姿が報道で広く伝えられるとともに、その保健所の体制、人員配置がきわめて貧弱であることが浮き彫りにされた。とくに感染爆発によって対応の限界を易々と突破された大阪では、2000年に大阪市24区の保健所を1つの保健所へ大統合して以来、公衆衛生分野でもその他の分野でも、行政組織の極端なスリム化が進められたが、そのことの是非があらためて問われている。コロナ以前の議会やメディアや選挙戦での論戦は、自分たちが〇〇を廃止したのだ、××を削減したのはわれわれだ、とあたかもリストラ合戦の様相を呈していたが、「規制緩和」「官から民へ」「自立した個人」といった美名に踊らされ、それを支持した市民・府民の投票行動が結果的にコロナ禍における医療崩壊に結びついたのであっては言い過ぎだろうか。

公務員への批判とリストラの主張が喝さいを浴びるのはなぜなのか。お上に頼らない自己責任路線というものが、どうして大衆に支持されるのか。多くの有権者のあいだに“公務員は多すぎるから削減しなければならない”とする風潮がたしかに存在しているのは何が原因なのか。政治家の言説によるものか、マスメディアの影響か、その他の要因か、はっきりとはわからないけれども、確実にいえることは、事実としてそうした認識は完全に誤っているということである。コロナ禍における保健所の悲惨な状況は、それを端的にはっきりと示している。

日本の公務員数は、多すぎるどころか、先進国の中で最低レベル、それも極端に少なく、労働力人口に占める公務員の割合が日本はOECD諸国の平均のわずか3分の1程度にすぎないということが実証研究で明らかとなっている<sup>14)</sup>。“普通”の国には、現在の日本の3倍の数の公務員が存在して、

14) 前田健太郎『市民を雇わない国家——日本が公務員の少ない国へと至った道』東京大学出版会、2014年。



公共サービスに従事しているのである。そうした客観的事実に目を向けたり、耳を傾けたりすることなく、公務を担う人間が役所に職員の身分で存在すること自体を敵視して、国際的にみれば限度を超えた極端なリストラを叫び、剛腕ぶりを発揮することで人気を稼ごうという政治や評論が蔓延すると、そしてその大きな声に過半数の市民が惑わされてしまうと、取り返しがつかない損失が社会にもたらされるということをコロナは教えてくれた。

コロナの如き緊急事態に対処するためにも、堅固な公的部門がある程度の規模で存在することは必要である。医療を担う体制がほとんど民間に委ねられている日本では、いくら診療機関や入院ベッドの数が多くても、それをコロナ対応にまわすことがほとんど不可能で、潜在的には擁しているはずの医療の力を十分に発揮できず、医療崩壊と呼ばれる現象を招いてしまった。日本の感染者数は国際水準で見ればきわめて少ないことを考えると、これが広域の公営医療が一定規模以上に整備されている国であったならば、ある程度は崩壊を防げたかもしれないのである。

コロナ禍を経て、新自由主義の極端な自己責任路線を長く進めてきた与党政権さえもが、自己責任一辺倒の限界を説き、「新しい資本主義」への転換を唱えている。しかし、公務員＝悪とする風潮が深く根づいてきた大阪の地方自治において、そうした転換がたとえ実現するとしても、それには長い時間がかかるだろう。またいくら充実した公的部門を再建したとしても、いつの日か危機は必ずそれを上回る規模でやってくる。いくら公務員を増やしても、それだけでは根本的な解決にはならないし、十分に完璧な予防措置にもならないだろう。公的部門を拡大するだけでなく、コミュニティ自体を危機に対して強固に、あるいはしなやかに、対応できるものにすることが必要である。それはすなわち“人と人とのつながり”によって持続可能なコミュニティであり、協同組合などの非営利・協同組織が民間組織でありながら公的部門とともに役割を果たす社会である。

「子育てにやさしい街」はどこかと問うアンケートにおいて、関西では兵庫県明石市の名が常に上位にランクされる。明石市は様々な子育て支援策を講じているが、そのなかに「おむつ定期便」というものがある。これは、市内の子育て中の家庭に、月に一度3000円分のおむつが無料で配送されるというサービスで、該当世帯の98%がこのサービスを利用している。商品券や引換券を配布するのではなく、実際におむつが届けられるというのがこのサービスの要であって、それを請け負っているのが地元の生協「コープこうべ」である。

おむつ券を郵送したり現金を振り込んだりした方が、実際に商品を一軒一軒の家庭に届けるよりもコストを大きく削減できるだろう。明石市がそうはせずに足で家庭を訪問して届けることにこだわるのは、そうした訪問が（たとえコロナ禍が生じていなかったとしても）孤立化しがちな子育て中の女性たちにとって、一時の気分転換や気晴らし、雑談や愚痴や相談の機会となり、モノを届けるのみならず精神的サポートの役割をも果たすものであるからである。コロナ禍において子育て支援施設が次々に閉鎖され、再開されても人数制限が非常に厳しく、多くの利用希望者がお断りされている現状は、その経験がない人々の想像以上に、孤立化させられた母親たちにストレスを与えている。コロナがなくても、子育て中の母親が抱える孤独感は相当なものだという。それをすこしでも緩和しようというのが、この制度の狙いである。

市役所の職員だけではとてもできないこうした仕事を、市は地域の助け合い活動を重ねてきた生協に委託し、実現させることができた。この着想は、滋賀県の生協「しがコープ」と東近江市との「見守りおむつ宅配便」、甲良町との「見守りおむつおとどけ便」を先進のモデルとして得られたということである。コロナ禍で孤立化したコミュニティに新たな“人と人とのつながり”を再び創りあげようというとき、こうした地方自治体と非営利・協同セクターの連携が大きな力となり得るの



ではないか。

大阪いずみ市民生協においても、犯罪被害者やコロナ感染者に食料その他日用品を届けるサービスを堺市と連携して行っているし、1～2歳の子どもがいる世帯に無料で絵本を届ける「コープのえほんでスマイル」事業をコロナ禍以前から展開している。孤立し、分断された状況であるからこそ、人々が身をもって“つながり”を実感できる事業と活動が生活協同組合には一層もとめられているのではないだろうか。

\*本稿の「3 大阪いずみ市民生協の調査から」は、関西大学と堺市との地域連携プログラム「緊急事態下にある市民や買い物困難者への生活物資の供給と消費のあり方を考える」による2021年度の成果の一部であり、その他の部分は2021年度関西大学学術研究員研究費による研究成果の一部である。

(すぎもと たかし 関西大学商学部教授)



## 契沖和歌資料拾遺（続）

乾 善 彦

要 旨：前号に引き続き、関西大学図書館蔵契沖和歌軸の紹介をおこなう。今回は2021年度新収「秋歌四首」の軸装一紙一軸。『漫吟集類題』との異同が大きいことを指摘。あわせて、架蔵短冊資料二軸の紹介もおこない、これらの集成の意義を考える。

キーワード：契沖、和歌資料、短冊資料

### はじめに

前号に続いて、契沖の新出和歌資料を紹介する。

岩波書店版『契沖全集』第十六巻（1976）には、第十三巻「和歌」（1973）にもれた和歌資料がまとめられている。天理図書館蔵『漫草』および『自詠自註歌』、自筆詠草断簡として先に紹介した国立国会図書館蔵「圓珠庵契沖詠草〈歌廿五首〉」、天理図書館蔵「蓮の詠草」のほか、岡本茂氏蔵「契沖自詠三十一首」、高野山清浄心院契沖遮梨書簡中の「冬の歌」、築島裕氏蔵「あねにをくれたる人にをくる哥」、木村秋雨氏蔵「圓珠庵契沖無常長歌」、九州大学文学部蔵「詠草切」の計七点と、「和歌拾遺」として、三手文庫本漫吟集所収の「詠慶賀百二十首和歌」、萬葉緯所載歌、圓珠雜筆所載歌、契沖著述所見歌という見出しで、歌集の体裁をもたない歌歌が収められる。ただし、このような断簡はまだまだ巷間にあって、それぞれにそれなりの価値を有する。

前号では、「関西大学図書館蔵契沖和歌資料二軸」と題して、蓮歌十首と立春七首の二軸を紹介した。前者には天理図書館蔵の蓮の詠草、後者には国会図書館蔵の秋歌二十五首の類例があり、それぞれに個別のものではあるが、断簡資料を全体としてながめる視座が必要であることを述べた。

今回は、今年度新収の一軸を紹介するとともに、和歌軸とはことなる観点から、短冊資料についても考えてみたい。

### 1. 関西大学図書館蔵「契沖和歌稿」 N8C2\*911.15\*3 資料ID 212293796

本軸は2021年新収の和歌軸であり、『漫吟首類題』（以下『類題』と略称する）巻六秋歌上「秋夕」にみえる二首、同巻七秋歌中「秋風」にみえる一首、そして同「八月十五夜」にみえる歌一首の四首からなる軸装一紙、冒頭「秋夕」の下に「契沖」の署名がある。以下、本軸を「秋歌四首」と呼ぶことにする。

まず、図書館による書誌情報を掲げる。

[契沖和歌稿] / 契沖 [著]

[書写地不明]: 契沖 [自筆], [書写年不明]

1 軸: 43.3cm

箱蓋紙の書名: 契師秋歌 四首

本紙の大きさ: 21.9×22.0cm

内容: (本紙の翻刻なので省略)

箱蓋裏書: 入江壽喜謹定

付属物: 翻刻文 1 枚, 「契沖和歌」 1 枚

若干補足しておく。料紙は薄手の鳥の子。汚れているので、漉き直し紙のようにも見える。軸の大きさは、縦113cm、横43cm。最終歌の末は擦れて読みにくいところがあるが、かろうじて、翻刻のように判読できる。

前号と同様に漫吟集類題との異同を示しながら、全文を掲げる。

| 秋夕                   | 契沖 | 漫吟集類題          |
|----------------------|----|----------------|
| 友もなしある世なりともおほかたは     |    |                |
| さひしかるへき秋のゆふへを (2464) |    | 秋の夕暮れ (ゆふへをイ)  |
| なにはかたきりまの小舟こきかへり     |    |                |
| けふもきのふの秋のゆふくれ (2450) |    | けふもきのふもおなし夕暮   |
| 秋風                   |    |                |
| みるまゝにいわへの真葛は吹過て      |    | さわきにし野への真葛は吹過て |
| をかへにかへる松かせのこゑ (2210) |    |                |
| 八月十五日月よけんと見えし空の      |    | 詞書ナシ           |
| 夕くれよりにはかにくもりければ      |    |                |
| 今たにもいつくゆふたつあまくもの     |    |                |
| こよひの月をうたかはすらん (2567) |    |                |

一首目、「秋の夕暮れ」には「ゆふへをイ」の注記があり、諸本間に異同がある。『類題』の本文が最終案だとすると、この本文はそれ以前の形をつたえていることになる。ただし、結句「秋の夕暮れ」はあまりにも凡庸。「秋のゆふへを」の方が余情があっていいようにおもわれるがいかがか。二首目の「けふもきのふの秋のゆふくれ」は、『類題』の「けふもきのふもおなし夕暮」にくらべると、やや理にはしった感があるが、『類題』のようにしてしまうとかえって平凡な句となっている。この二首は『類題』巻七秋歌中におかれた「秋夕」の冒頭と末尾に位置している。

三首目は秋歌上におかれた「秋風」の末尾に位置する。初句と第二句の前半が大きく異なっている。この形は他にはみえない。ちなみに、初句「みるまゝに」は、秋歌中「秋夕」に、

見るまゝに梢の夕日庭に落ちてくらき草葉に露白くみゆ (2453)  
がある。



四首目は「八月十五夜に」で一括された歌群の末尾に位置し、次歌（2568）には「八月十五夜、よひのほと雨ふりけるを、ふけてのちすみければ」という詞書がある。

四首のうち三首まで本文に異同があり、また、四首目の詞書は漫吟集『類題』にはないものであり、貴重である。この詞書は、今のところ管見に入らない。前号の二点は、いずれも天理図書館であったり、国会図書館であったり、類似の比較できる資料が存したが、今回紹介するものは、他に比較できるものがなく、また、今まで知られていなかった詞書を有するなど、興味深い資料といえよう。今後、『類題』諸本との照合や、他の和歌資料を博搜するなど、本軸の成立状況を考える必要があろう。前号のもそうだが、軸物の成立事情には不明な点が多い。自筆とみられることの真偽も含めてさらに検討が必要である。

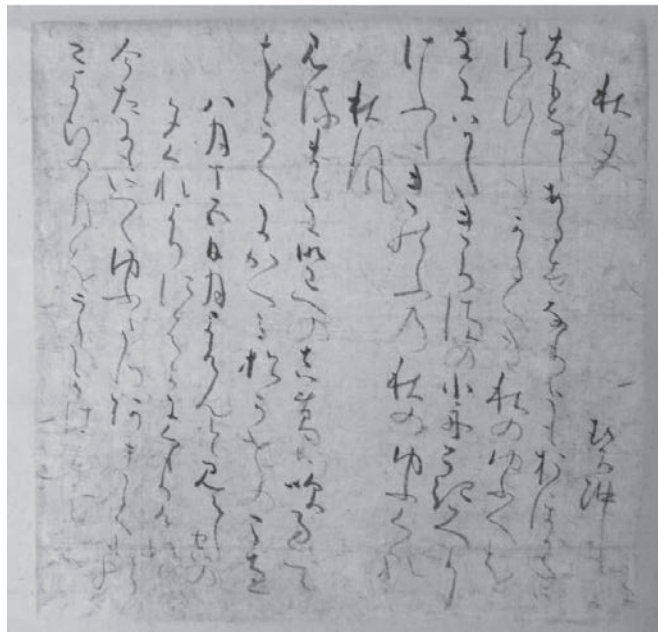


図1 関西大学図書館蔵【契沖和歌稿】

## 2. 短冊二点

手元に、契沖の和歌をしるした短冊が二点ある。短冊はやはり巷間にでまわっており、入手はそれほど困難ではない。以前に契沖阿闍梨顕頌会蔵の色紙・短冊帖が紹介されたことがあるが（大阪国文談話会編『色紙・短冊帖 契沖阿闍梨顕頌会蔵』（1992、和泉書院））、色紙や短冊には契沖の署名のあるものが多く存しており、なかに、『類題』とは異同のあるものも少なくない。

一点目は、『詠富士山百首』のうちの一首、

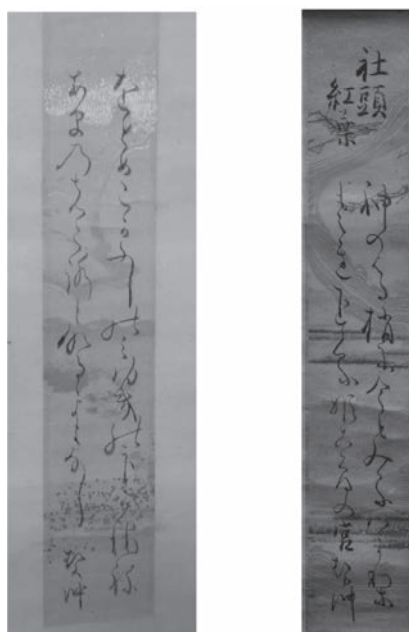
をとめこかふしのみゆきの下かさね／あまのはころもなるゝよもなし 契沖

である。『詠富士山百首』は、単独で版行されており、関西大学図書館にも、寛政十一年版と寛政十二年版の二本が蔵されている。そのほか、『類題』には、卷十九雑歌三に「詠富士山百首和歌」がある。ただし、『類題』では初句「をとめらか」となっており、版本の『詠富士山百首』とは異なる。本短冊は、版本の『詠富士山百首』と同文である。

もう一点は、

社頭／紅葉 神のよる梢に今もみるはかり もみち下てる姫こそ宮 契沖

とある。『類題』巻八秋歌下（2964）に収められた一首。龍公美本『漫吟集』巻八秋歌下にも見える（1631）が、結句が「ひめこそのもり」となっており、異同がある。三家集本（版本、関西大学蔵写本）には、この歌はみえない。



をとめこか

社頭紅葉

図2 短冊二点 架蔵短冊

## おわりに

岩波書店版『契沖全集』は、最終巻（第十六巻）に諸書の書入二に続いて、遺文書簡集として第十三巻和歌にもれた歌うたの断片的な資料を収める。ただし、契沖は自署した断簡的な資料を多数ものしており、その集成は容易ではない。年々新しい資料が出現するという現実がある。また、そこに自筆とおぼしい短冊資料はみえない。これも巷間にでまわっている多数の資料がある。いずれも、そこには現在までに知られている和歌本文とは異なる歌句をもつものが多数存在する。今後、こういった資料を集成することも、契沖の遺業を考えるうえで重要であると考え。『契沖全集』（補遺）のような歌文の集成が期待されるのである。

## 付記

図版の掲載については関西大学図書館の許可をいただいた。御礼申し上げます。

なお、本稿は科学研究費補助金基盤研究（B）（代表：田中大士）および基盤研究（C）（代表：佐野宏）、同じく基盤研究（C）（代表：乾善彦）の研究成果の一部でもある。

（いぬい よしひこ 関西大学文学部教授）

## 2021年度なにわ大阪研究センター基幹研究班 「道頓堀・堺鉄砲鍛冶屋敷研究の可視化」

研究代表者 乾 善 彦  
研究分担者 林 武 文 藪 田 貫

### 【研究目的】

2021年度から改正されたなにわ大阪研究センター規程によって、同センター長を研究代表者とする基幹研究班を設置し、基幹研究のテーマのうち、2021年度は、

- ①道頓堀五座、芝居小屋大工中村儀右衛門資料調査研究、上方演芸ならびにCGによる可視化の促進と発信
- ②鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家に関する堺市との共同調査に基づく鉄砲ならびに「モノ作り」に関する研究

の二つのテーマに取り組むこととした。

①については、2011年以来、芝居町道頓堀のCG化に取り組んできており、2011年の「東から西」と「西から東」をはじめ、「浜側（道頓堀川）から芝居小屋へ」、「道頓堀五座の風景 幻の洋風浪花座編」などを作成公開してきた。その発信力は10年の歳月を経過した現在でも、年間3～5件、各方面で使用されている。この成果を発展させ、より充実したものとするために、松竹座を含めた大正末から昭和初期の景観のCG化を計画した。（①-1）

あわせて、昨年度入手した大塚克三氏のデザイン画の研究を進めている。これは以前に入手した山田伸吉資料と合わせて、昭和初期から戦後にかけての舞台装置を知るうえで貴重な資料であり、舞台の可視化に資するものである。（①-2）

②については、なにわ大阪研究センターの発足と前後して開始されたものであり、これを引き継ぐものである。現在は堺市と関西大学との連携のもと事業が継続されており、2021年度には、共同でシンポジウムを実施した。この度、基幹研究として取り組むにあたって、新たにCG等のデジタルコンテンツを作成することにした。これには、火縄銃の製作については主に鍛造他分野の協同が必要であり、具体的な研究者の配置も含め、3か年、2023年度の完成を目指す。

### 【今年度の研究報告】

①-1：まず、松竹座を含めた大正末から昭和初期の景観のCG化のための基礎資料を収集することが必要であり、当時の景観に関する資料の収集をはかった。その過程で、最初のCGである、道

頓堀筋の西向き、東向きの景観に歩行人を加えたものに改訂することにした。また、これに2025年の大阪万国博覧会を見据えて、英語版、中国語版、韓国語版の作成も今後の課題として計画に取り入れることにしている。

具体的な進捗状況は以下の通り。

#### (1) 道頓堀のCGデータを用いたコンテンツ開発

これまでに制作した大正期道頓堀 芝居町のCGモデル（①道頓堀五座（2010）、②松竹座（2010）、③芝居側街並（2011）、④浜側運河（2012）、⑤洋館風浪花座（2014）、⑥芝居小屋内部（2014）、⑦芝居茶屋内部（2016））の再構築と現行のCGソフトへの移行を行い、各種デジタルコンテンツの開発に着手した。

#### (2) 顔認証決済システムへの適用

上記②、③、⑥、⑦をパナソニック株式会社とパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社による大阪道頓堀商店街における観光実証実験に提供し、顔認証決済の実証アプリコンテンツとして公開した。コンテンツでは、現代の道頓堀の昼と夜の景観（実写画像）と大正期の景観（CG画像）を360°全周囲パノラマ画像を用いて街を探索することが出来る。実証実験は、2021年12月に実施された。

#### (3) Web サイト用CG映像の制作

上記③を用いて2011年に制作された映像コンテンツ「道頓堀五座の風景『西から東へ』『東から西へ』（センターホームページに掲載）」に対し、より写実性の高いCG映像を制作して差し替えるとともに、歩行人の配置と2021年度現在の街の説明字幕を入れた映像コンテンツの制作を行った。映像は2022年度にセンターホームページで公開する予定である。

#### (4) VRコンテンツの検討

上記⑥、⑦に対し、ヘッドマウントディスプレイ（HMD）を用いたVRコンテンツの制作に着手し、HMDを用いた芝居小屋と芝居茶屋内部の探索を可能とした。今後は、音声や解説を付加した展示用コンテンツとしての制作を進めるとともに、バーチャルSNSを用いた空間共有サイト構築の可能性についても検討を加える。

①-2：本センター規程の改正にともなって、これまで蓄積してきた成果の公開が喫緊の課題として指摘されている。そのために、蓄積してきた研究成果の確認と整理とが必要となり、山田伸吉資料に加えて大塚克三氏のデザイン画も、資料整理とその公開方法の検討が必要となった。そこで、専門的知識をもったアルバイトを雇用して、資料整理を行うことを優先させることにした。これは、センターの運営方針ともかかわり、基幹研究班の研究と区別の難しいところではあったが、それを区別しながら、現在、資料整理中である。あわせて、今年度は大正期の舞台絵付きの上演台本と戦前大阪の景観資料とを購入して、資料の充実を図っている。

②：この研究テーマは堺市との連携事業とも並行して行うものであり、今年度は、まず、研究メンバー全員で堺市の鉄砲鍛冶屋敷および関連施設の現地調査、井上関右衛門家文書の調査、現場の視察を行い、堺市との連携事業として2021年11月14日にシンポジウムを関西大学堺キャンパスにて開催した。当日は、林副センター長（研究分担者）が3Dプリンタによる火縄銃の復元のデモンストラーションを行い、藪田貫名誉教授（研究分担者）が基調講演を行った。

可視化の進捗状況については以下の通り。



### (1) CG による火縄銃の製造過程の可視化

火縄銃の製造過程を分かり易く表示することを目的にCG映像を制作した。堺鉄砲鍛冶屋敷および滋賀県長浜市国友鉄砲ミュージアム等の現地調査に加え、金属材料の分析・加工の専門家からの知識提供を受け、CG制作に着手した。映像は、2022年度に堺市と関西大学との連携事業として実施するシンポジウムで公開し、センターWebページ等で発信する予定である。

### (2) 火縄銃の3次元計測とデジタル造形によるコンテンツ開発

堺市より貸与された実物の火縄銃を3D計測し、デジタル造形のためのモデルを制作した。3Dプリンタにより出力したレプリカを、2021年度堺市と関西大学の共催で実施したシンポジウムにおいて展示し、コンテンツ開発に向けた検討を開始した。2022年度は、VRを用いた体験コンテンツの開発と展示による情報発信を目指す。なお、2021年12月25日に開催された電気学会 電子・情報・システム部門 知覚情報研究会において、コンテンツ開発協力者である総合情報学研究科博士課程前期課程2年の坂口和弥が技術委員会 奨励賞を受賞した。

### (3) 鉄砲鍛冶屋敷のCG復元に関する検討

関西大学と堺市による調査研究成果に加え、建造物の保存修理工事等で明らかになった鉄砲鍛冶屋敷の変遷に関する知見に基づき、CGによる家屋の復元の検討を開始した。今年度は、明治14年(1881)の屋敷平面図と昭和30年代の写真を参考に屋内と外観のCGモデリングを行った。その年代より時代を遡り、江戸時代後期の屋敷絵図を基にCG復元を進めることとした。現在進行中の屋敷の変遷に関する調査研究の進展を受けてCG制作を進めていく。

## 【次年度に向けて】

次年度には、研究テーマにあらずに「④豊臣期大坂図屏風に関連する海外研究機関との共同研究成果の継承」を加えるとともに、研究分担者に

井浦崇（総合情報学部・教授）デジタルコンテンツ制作研究

橋寺知子（環境都市工学部・准教授）なにわの都市景観の研究

丸山徹（化学生命工学部・教授）鍛造品の組成分析と加工法研究

北川博子（本学非常勤講師）道頓堀の劇場の歴史的研究

をくわえて、研究の充実と推進をはかることにしている。

（いぬい よしひこ 関西大学文学部教授 なにわ大阪研究センターセンター長）

（はやし たけふみ 関西大学総合情報学部教授 なにわ大阪研究センター副センター長）

（やぶた ゆたか 関西大学名誉教授）



## 2020～2021年度なにわ大阪研究センター研究プロジェクト

# 「SP レコード（松本コレクション）の データベース作成と分析」

研究代表者 米 田 文 孝

研究分担者 橋 寺 知 子 官 田 光 史 篠 塚 義 弘

当研究プロジェクトでは、「SP レコード（松本コレクション）のデータベース作成と分析」と称して、関西大学が大阪音楽大学から2017年度に寄贈を受けたSP レコード群について、2020年度から2021年度までの2年間に体系的に分類・整理を行い、そのデータベース作成とレコード音源に付随する当時の時代背景や風俗などを研究した。SP レコードは、音源としての価値だけではなく、録音・記録された当時の時代背景や世相・風俗などを知る上でも、非常に貴重な資料である。その結果、寄贈を受けたレコード群の総数や保存状態など全体像を把握することができ、大正から昭和初期頃までの関西圏モダニズムについて、当時のレコード音源から研究することができた。そして、レコード群の中から関西大学女子学生第1号である北村兼子が自ら吹き込んだレコード『主張 怪貞操』を発見することもできた。

以下に2年間における活動概要を述べる。なお、詳細については、別途報告書を作成するのでご参照願いたい。

### 1. はじめに

SP レコードとは、天然樹脂シェラックを主原料とした平円盤状の媒体に音源を記録したものである。このレコードは重くて硬いが割れやすく、カビが発生することもあり取り扱いや保存に注意が必要であった。直径12インチ（約30cm）円盤の片面に、音源を約4～5分記録することができる。その後、1948年頃には軽くて割れにくい塩化ビニールを主原料とした長時間記録可能なLP レコードが発明され、従来のSP レコードを席卷した。LP とは Long Playing の略であり、LP の発明により従来のレコードを日本ではSP (Standard Playing) と呼ぶようになった。

松本コレクションとは、伊丹市在住であった松本正美氏（故人）が、主に大正時代から昭和中期にかけて日本国内で販売されたSP レコードを蒐集したものである。蒐集分野は、講演・朗読に始まり、歌舞伎など日本の伝統的な芸能から、歌劇、流行歌、ジャズ・ポピュラーなど幅広い。松本氏は、これらのコレクションを自らの考えに基づき分類をして手書きのノートに記録していた。コレクションは大阪音楽大学が松本氏のご遺族から寄贈を受けたものを本学が引き継いだもので、このコレクションノートも含まれていた。当研究プロジェクトでは、蒐集者の意志を尊重し、この分類にそってデータベースを構築することにした。

## 2. 研究分担と活動概要

当研究プロジェクトでは、博物館事務室・学芸員の篠塚義弘が「SPレコードの整理・分類、データベース構築と関西大学との関連」、環境都市工学部准教授の橋寺知子が「宝塚歌劇と大正・昭和初期の阪神間モダニズム」、文学部准教授の官田光史が「昭和初期の関西のメディア・イベント」を担当し、文学部教授の米田文孝が全体を総括することにした。

以下に、各時期における活動概要を述べる。

### [2020年度春学期]

2020年2月頃から世界的に広がった新型コロナウイルス感染症の影響で、4月から約2ヶ月間の大学構内立入り禁止期間が設けられるなど計画変更を余儀なくされた。7月から11月にかけてSPレコードの整理・分類と基礎データの作成を行った。

SPレコードは、約80箱のダンボールに保管されていた。何度かの保管場所移転を経たため、コレクションノートとの照合は不可能と判断し、先ず、レコードを分類することから始めた。コレクションノートの分野毎に大まかに分類した上で、レコード・レーベル毎に仕分けし、レコード番号順に整理した。次に、レコード・レーベルの画像を事務用コピー機のスキャナ機能を利用してパソコンに取り込んだ。同時に、割れ、ヒビ、汚れなどレコードの状態も付箋を用いてレコード・レーベルのスキャナ画像と共に記録した。この結果、寄贈を受けた松本コレクションのレコード総数が4,086枚であることが判明した。レコード・レーベル画像があれば、貴重なレコード本体を用いなくても、基礎データを入力することができる。



写真1 SPレコード整理・分類作業1



写真2 SPレコード整理・分類作業2



写真3 レーベルのスキャナ作業



写真4 基礎データ入力作業



スキャナ作業と並行して、レコード・レーベル画像を用いた基礎データ入力作業を行うにあたり、入力要領を作成して、入力順序や記載項目の統一を図った。

以上の作業の詳細については、2020年11月21日（土）13:30～16:00に、かんさい・大学ミュージアム連携実行委員会主催のZOOMによる座談会「近代遺産の発掘と活用 寄贈資料を引き継ぐ～SPレコード～」(文化庁「令和2年度文化庁地域と協働した博物館創造活動支援事業」)で報告した。座談会の参加者は、55名（ZOOM参加48名）であった。

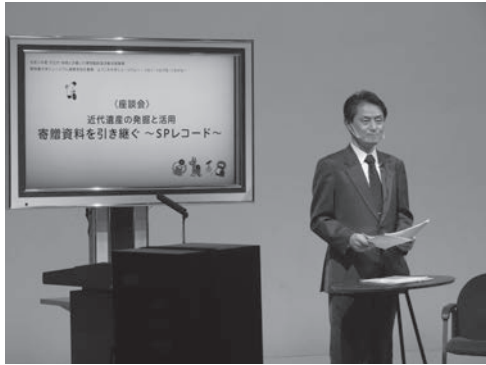


写真5 ZOOMによる座談会1



写真6 ZOOMによる座談会2

#### [2020年度秋学期～2021年度秋学期]

2020年11月頃から、当研究プロジェクトでは、この膨大な基礎データを基に詳細項目への抽出作業を順次行った。なお、分野毎に詳細項目のデータベースを作成するにあたり、研究分担者が担当する分野を優先して作業を進め、研究活動に支障がないよう配慮した。

2021年11月20日（土）13:00～16:00に、2年間の研究成果報告会をSPレコードのお披露目演奏会を兼ねて、なにわ大阪研究センター1階セミナー室にて開催した。当日の参加者は23名であった。

3名の研究分担者による報告を簡単に記す。

- ・篠塚義弘「データベースの作成と北村兼子のレコード『怪貞操』発見」

先ず、SPレコード群の整理・分類の方針と具体的な作業手順について報告した。作業を通じて、本学女子学生第1号として知られる北村兼子が自ら吹き込んだレコードを発見し、レコード発売会社の新譜情報などを入手して、発売時期の確定なども行った。報告会では、北村兼子の紹介を行った上で、単行本との関係にも言及し、今回発見した彼女の肉声レコードである『主張 怪貞操』を披露した。



写真7 研究成果報告会1



写真8 研究成果報告会2

・橋寺知子「宝塚少女歌劇 ― 大正・昭和初期のエンターテインメント空間 ―」

1914年に小林一三が創設した宝塚歌劇に注目し、公演のレコードとともに、歌劇場の建物（プールを利用したパラダイス劇場、公会堂劇場、中劇場、改装前後の大劇場など）の変遷や当時流行した風俗にも着目し、報告した。大正期以降、宝塚に出現した施設群は、小林一三の考える新時代の娯楽場であった。歌劇場のあゆみを写真等で探ると同時に、そこで演奏された歴代の宝塚歌劇の楽曲をSPレコードで聴き、大正期から昭和初期のエンターテインメント空間の追体験を試みた。

・官田光史「『黒潮行進曲』の誕生 ― 戦時期和歌山のメディア・イベント ―」

松本コレクション中の懸賞募集当選歌について概観を行ったのち、日中戦争期（1940年）の作品である『黒潮行進曲』（西川好次郎作詞、深海善次作曲）を取り上げた。この作品の歌詞は紀勢線の全通記念として、大阪毎日新聞和歌山支局によって募集された。その募集、当選歌詞の発表、作曲の完成、発表会（於・和歌山市、新宮市）の開催は連日新聞で伝えられ、和歌山県民の関心を集めた。その意味において、『黒潮行進曲』の誕生はまさにメディア・イベントであった。

### 3. おわりに

今回、約4,000枚にのぼるSPレコード群を整理し、データベースを作成することができた。この結果、松本コレクションのSPレコードをタイトル名やレコード番号などで検索し、容易に探し出すことが可能となった。しかし、細かな項目については、今後も引き続きチェックする必要がある。また、レコードに付随する歌詞カードなども多数存在しており、これらの中にも貴重な情報が掲載されているので、今後の調査を期待したい。

SPレコードを当時のゼンマイ式蓄音機で再生すると、臨場感を感じる事ができる。松本氏のコレクションノートに「歌の不思議さは、その時代の風景や匂いを抱いていることである。…」と著されていたように、録音・記録された当時の時代背景や世相・風俗などを知る上で、非常に貴重な資料である。そして、資料としていつまでも生き続けさせるためにも、後世への適切な保存が必要である。

（よねだ ふみたか 関西大学文学部教授）

（はしてら ともし 関西大学環境都市工学部准教授）

（かんだ あきふみ 関西大学文学部准教授）

（しのづか よしひろ 関西大学博物館学芸員）

## 2019～2020年度創立130周年記念特別研究費（なにわ大阪研究）

# 「大阪の災害教訓の抽出と その活用のための防災教育に関する研究」

研究代表者 城 下 英 行

研究分担者 林 武 文 奥 村 与 志 弘

### 1. はじめに

本稿は、2019年度～2020年度に創立130周年記念特別研究費（なにわ大阪研究）を受給して実施した標記の研究課題の成果概要について報告するものである。

### 2. 研究の背景

2018年6月、大阪府で観測史上初めて震度6弱を記録する大阪府北部地震が発生し、大阪府内で6名の犠牲者を出し、5万棟以上の家屋が被害を受けた。また、同年9月には台風21号が襲来、関西国際空港が高潮によって浸水し、長期間にわたって運用を停止したほか、広域で停電が発生するなど、日常生活に多大な影響を与えた。

大阪府内では、かねてから上町断層の地震や南海トラフ巨大地震・津波の発生が危惧されており、880万人訓練のように府民が一体となった防災の取り組みを進めてきた。しかし、例えば、大阪府北部地震は、「やるべきことをやっておく」ことで防ぎ得た部分も多い災害であったといえよう。例えば、この地震による6名の犠牲者のうち、直接死は4名で、2名がブロック塀の倒壊によるものであり、残りの2名が家具の転倒や落下物によるものであった（表1）。前者について言えば、1978年の宮城県沖地震を契機にその危険性が指摘され、対策が求められていたし、後者についても特に1995年の阪神・淡路大震災以降、その対応が求められていた。これまでの災害の経験から「やるべき」と指摘されていた対策が不十分であったために被害が生じてしまったという見方もできよう。

しかし、それぞれの災害後に西日本豪雨（6月～7月）と北海道胆振東部地震（9月）が発生し、世間の関心も研究者の関心もそちらに移ってしまった。防災研究において、こうした最近かつ大規模な災害に注目する傾向があることは指摘されており（例えば、矢守（2018）<sup>[1]</sup>は、「最近事例没入症候群」と形容している）、実践的であるべきはずの防災研究が研究のための研究になってしまっているという側面も否めない。「学の実化」を学是とする関西大学においては、分野を問わずその研究は実践的であることが求められるといえよう。

そこで本研究では、社会安全学部及び総合情報学部が位置する高槻市の地下を震源として発生した2018年の大阪府北部地震を取り上げ、その災害の教訓の抽出を試みた。また、高槻市内の2つの

表1 大阪府北部地震による犠牲者

| 犠牲者に関する情報（名前（年齢）、住所、死因）                                                                                                                                 | 情報が掲載されていた新聞記事        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・Mさん（9）、高槻市、ブロック塀</li> <li>・Aさん（80）、大阪市東淀川区、ブロック塀</li> <li>・Gさん（85）、茨木市、本棚</li> <li>・Sさん（81）、高槻市、タンス※</li> </ul> | 朝日新聞2018年6月19日朝刊、p.1  |
| ・Kさん（66）、高槻市、CD・雑誌・衣類                                                                                                                                   | 朝日新聞2018年6月20日朝刊、p.31 |
| ・※Sさん（81）は、病死であったことが判明                                                                                                                                  | 読売新聞2018年6月30日朝刊、p.34 |
| ・氏名不明（90歳代）、箕面市、関連死（地震直後に自宅で死亡）                                                                                                                         | 読売新聞2018年7月28日朝刊、p.32 |
| ・氏名不明（52）、大阪市東淀川区、関連死（多数の本）                                                                                                                             | 読売新聞2018年11月3日朝刊、p.31 |

出典）表中に明示の新聞記事を基に筆者作成

公立中学校をフィールドに防災教育実践を行い、防災教育手法及び教材の開発を行った。さらに、来たるべき巨大災害に備えるために、主に南海トラフ巨大地震・津波を取り上げ、津波を主な対象とした防災対策の検討と津波浸水想定区域にある小学校において防災教育実践を行った。

### 3. 研究成果の概要

#### (1) 大阪府北部地震の教訓の抽出と高槻市内での防災教育手法及び教材の開発

大阪府北部地震は、気象庁が大阪府下ではじめて震度6弱以上の揺れを観測した地震となった（鶴来ら（1999）<sup>[2]</sup>は、1995年兵庫県南部地震で震度6弱相当の揺れが発生していた可能性を指摘している）。本研究では、死者6名中3名（うち1名は関連死として認定）の犠牲の原因となった家具・家電転倒と屋内落下物に着目し、その教訓の抽出を試みた。具体的には、この地震によって震度6弱が観測された全5市区を対象に家具・家電転倒と屋内落下物発生状況に関するアンケート調査を実施した。調査は、2020年12月～2021年3月にWeb調査会社を通じて行った。

調査の結果、家具・家電転倒率（屋内落下物の発生率）は高い順に茨木市47.9%（75.7%）、高槻市32.2%（64.8%）、箕面市20.3%（44.7%）、枚方市19.7%（49.2%）、大阪市北区12.2%（25.7%）であることが分かった。また、家具・家電の転倒率が高かった茨木市、高槻市では重量のある書棚、タンス、食器棚などが転倒しても半数以上が対策されずに元に戻されていたことが分かった。阪神・淡路大震災以降、地震災害が発生する度にその重要性が指摘される家具・家電の転倒防止であるが、その対策が必ずしも十分でなかったことが明らかとなった。また、家具が転倒するという経験をした人であっても、調査時点では、半数以上が転倒防止の対策を行っておらず、災害の経験や教訓が生かされていない実態も明らかとなった。

他方、高槻市内の複数の中学校において防災教育実践を実施することを通じて、防災教育手法及び教材の開発を行った。2019年度、2020年度ともに高槻市立第七中学校と五領中学校において、それぞれ一年生、二年生が防災学習に取り組んだ。一年生には災害の教訓を抽出・共有するための「クロスロード」（カード型防災教材、詳細は矢守他（2009）<sup>[3]</sup>など）作成に取り組むという内容の防災教育を実施した。生徒らによる災害経験等の聞き取り、聞き取りに基づいた災害時のジレンマの整理、ジレンマに基づいたクロスロード作成、クロスロードを活用したジレンマの解消方法についての話し合い、を行うことができた。また、二年生についてはそれぞれの学校でテーマを定め、2020



年度は、第七中学校においては防災のための地域交流会（コロナ禍のため中止し、資料配付のみ実施）を、五領中学校においては地域安全マップ作りをそれぞれ実施し、地域に向けて防災情報を発信する取り組みを行った。なお、以上の防災教育実践については、社会安全学部の学生が授業を行った。

また、クロスロードについては、ルールや問題解説のための動画教材も制作した。総合情報学部の学生が中心となり編集・加工を行ったことで、過去に制作したものに比べ極めて分かりやすい解説動画を制作することができ、教材としての質を高めることができた。作成したクロスロードについては、両中学校での授業時間内はもちろんのこと、地域の小学生や保護者の方を中学校に招いた際にも利用した他、高槻市内の複数の中学校から問い合わせがあり、それらの中学校の授業においても活用された。

## (2) 巨大災害に備えるための津波を主な対象とした防災対策の検討と防災教育実践

来たるべき巨大災害に関する研究として、主に南海トラフ巨大地震・津波を取り上げ、津波を主な対象とした防災対策の検討と防災教育実践を行った。

津波を主な対象とした防災対策の検討では、市街地氾濫時の建造物の影響に関する検討を行った。大阪府の沿岸部は堅牢建物が密集しているため、巨大津波が市街地に氾濫する場合には、周辺建物の影響によって、津波外力が小さくなることもあれば、逆に、大きくなることもある。本研究では、その影響度の空間的な広がりについて数値実験を用いて明らかにした。また、南海トラフ巨大津波からの避難を見据え、津波避難訓練における行動データを用いた避難対策の研究を進めた。具体的には、人々が集団で避難を開始する過程をモデル化するための基本的なパラメータの定義とその収集を行った。さらに、日常生活における徒歩移動距離と避難場所までの距離感の関係について、質問紙調査などを実施して明らかにした。

また、防災教育実践については、津波浸水想定区域に位置する泉大津市立浜小学校において行った（城下他（2022）<sup>[4]</sup>）。第一著者は、2013年度から同校とともに防災教育の取り組みを実施しているが、2020年度は、防災教育と情報教育の本格的な連携を目指し、津波 AR の制作を行った。小学 5 年生が取り組むことができるものとするために、iPad と Adobe Aero を活用した。泉大津市の住民の方に津波の怖さを伝え、避難を促進することを目標に取り組み、小学生には、どのような漂流物が流れてくるのかをフィールドワークを通じて検討してもらった。その上でそれら漂流物となる可能性のある物の動画を小学生が撮影し、それを使って総合情報学部の学生が中心となって 3 次元モデルを制作した。さらに社会安全学部の学生が中心となって、Adobe Aero を用いた AR の制作方法を小学生に手ほどきし、小学生が 3 次元モデルを実装して津波 AR を完成させた。2020 年 12 月 4 日に校区内の主要な地点において保護者や住民の方を対象にしたデモンストレーションを行った。デモンストレーションを見ていただいた方を対象に質問紙調査を実施した結果、9 割以上の方が児童らの制作した津波 AR によって津波の恐ろしさを知ることができたと評価しており、児童らが市民の方に津波の怖さを伝え、避難を促進するという目標が達成できた。

## 4. おわりに

以上、社会安全学部と総合情報学部の連携を基盤に実施した研究の概要を報告した。本研究は、当初、2018 年の大阪府北部地震の教訓を抽出することと、防災教育手法及び教材を開発することを

主な目的として開始した。上述の通り、これらの目的は十分に果たすことができた。加えて、今後、大阪に被害をもたらす可能性のある災害に関する研究についても南海トラフ巨大地震・津波を事例に行い、津波を主な対象とした防災対策の検討と小学5年生が津波ARを制作するという高度な防災教育実践を行った。各研究の詳細な結果については、別稿（城下他（2022）<sup>[4]</sup>、奥村他（2019）<sup>[5]</sup>、奥村他（2020a）<sup>[6]</sup>、奥村他（2020b）<sup>[7]</sup>）を参照いただければ幸いである。

#### 参考文献

- [1] 矢守克也（2018）災害研究と災害報道のパラダイム・チェンジ——そのための5つの視点——、『日本災害情報学会20周年記念大会予稿集』。
- [2] 鶴来雅人・澤田純男・入倉孝次郎・土岐憲三（1999）アンケート調査による兵庫県南部地震の大阪府域の震度分布、『土木学会論文集』、No.612、I-46、pp.165-179。
- [3] 矢守克也・吉川肇子・杉浦淳吉（2009）『クロスロード・ネクスト』、ナカニシヤ出版。
- [4] 城下英行・林武文・河野和宏・奥村与志弘（2022）津波AR制作と地域での活用による防災学習、『なにわ大阪研究』、第4号。
- [5] 奥村与志弘・坂東直樹・四方寿・米山望・清野純史（2019）建物に作用する津波外力に対する周辺建物の影響、『土木学会論文集B2（海岸工学）』、Vol.75、No.2、I\_871-I\_876。
- [6] 奥村与志弘・石川雄規・山田周斗（2020a）日常の徒歩圏内距離と避難場所までの距離感の関係、『土木学会論文集B2（海岸工学）』、Vol.76、No.2、I\_1279-I\_1284。
- [7] 奥村与志弘・上大迫弘隆・土肥裕史・清野純史（2020b）津波避難時の巨視的群衆行動特性『土木学会論文集B2（海岸工学）』、Vol.76、No.2、I\_1267-I\_1272。

（しろした ひでゆき 関西大学社会安全学部准教授）

（はやし たけふみ 関西大学総合情報学部教授）

（おくむら よしひろ 関西大学社会安全学部准教授）

# 表紙にちなんで

橋 寺 知 子

なにわ大阪研究センター研究紀要の表紙は、本センターが所蔵する赤松麟作の版画集「大阪三十六景」を用いている。この版画集は1947（昭和22）年に発刊されたものだが、赤松が描いた大阪の情景は、戦前期の最も豊かで活気のあった頃の風景と推測される。ここでは、表紙にちなんで、風景に表れた大阪の近代をふりかえってみたい。

## 「四ツ橋」

江戸期の大坂は日本全国の物産の集散地で、堀川（運河）が縦横にはりめぐらされていた。堀川は、今でいえば物流の基幹である高速道路のような存在かもしれない。電車や車が利用されるようになって、戦前期には水都らしい景観が多く存在した。川が多ければ橋も多く、大阪の地名や通りの名前は「橋」だらけである。

今回の表紙に描かれている「四ツ橋」は、地下鉄の線名や駅名、交差点名でなじみのある「橋」のひとつだが、四ツ橋という名の橋があった訳ではない。南北の西横堀川と東西の長堀川が交差する地点に架けられた4つの橋、吉野屋橋、下繫橋、炭屋橋、上繫橋を総称するものである。大阪中心部の堀川は東西南北に整然と配置され、中でも川幅が広い西横堀川と長堀川が直交する様子は、自然な川の合流点とは別物で、まさに井の字に4つの橋が架かる特異な場所であり、『摂津名所図会』にも取り上げられている。

大阪では市電の整備が早くから進められ、1903（明治36）年、日本初の公営交通として築港－花園橋間が開業、続いて1908（明治41）年に、西長堀川の一本西側に南北線（大阪駅前－恵美須町）、長堀川北岸に東西線（九条中－末吉橋）が開通した。四ツ橋の北西で2線が交差する地点は交通の要所となり、現在も「四ツ橋交差点」と呼ばれている。画では四ツ橋（吉野屋橋）上を市電が渡っているようにも見えるが、市電南北線は一つ西側の西横堀橋を渡る。四ツ橋交差点の北西角に、1908年に設けられた赤煉瓦の市電四ツ橋変電所が描かれている。

乗り物の変化は橋梁の新設・架け替えを促した。さらに大正末期から昭和初期にかけて大阪市は第一次都市計画事業を推進し、道路網の整備に伴って多くの橋が新設・改築され、四ツ橋も日本風を加味したアーチ橋に変わった<sup>1)</sup>。それと同時期の1928（昭和3）年に、鬼貫の句碑「後の月入りて貌よし星の空」が下繫橋東詰に建立され、画にも「四ツ橋の柳」とともに描かれている。

中央奥に描かれた高層建築は、四ツ橋交差点北東角に建つ大阪市立電気科学館だ。大阪市は1923（大正12）年に電灯事業を公営化、市電等の運輸事業とまとめて電気局を発足した。電気局10周年を記念して電気科学館の建設が計画され、四ツ橋交差点西北角の電気局運輸部事務所跡に、1937（昭和



「(大阪名所) 四ツ橋」(なにわ大阪研究センター所蔵)

西横堀橋を渡る市電、四つ橋筋を挟んで変電所(左)、市電事務所(後の電気科学館建設地)(右)が建つ。



「(大阪名所) 四ツ橋」(大阪市立図書館デジタルアーカイブより)

昭和初期に架け替えられた四ツ橋を南西角から撮影したもの。



「(大阪名所) 近代科学の殿堂電気科学館」(大阪市立図書館デジタルアーカイブより)

四ツ橋交差点南西から電気科学館を望む。



旧四ツ橋所在地 現況

表紙画と同じ方向から撮影。電気科学館跡に建つビルは、プラネタリウムを思い出させる球形の意匠を戴く。



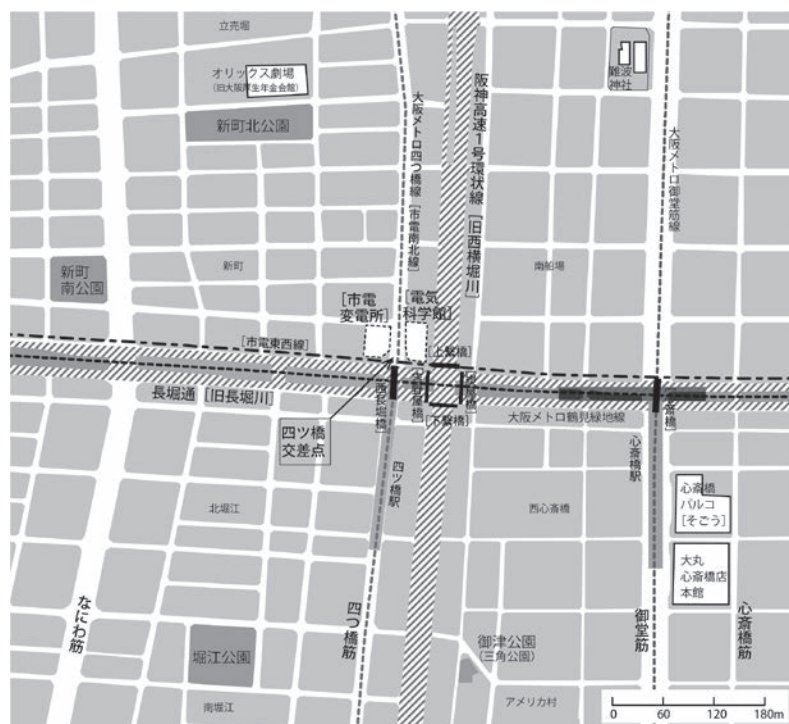
12) 年に開館した<sup>2)</sup>。建設途中でプラネタリウム（カールツァイス社製）の購入が決定し、最上階にプラネタリウムホールが設けられた。四ッ橋交差点側の水平線を強調した円弧状の外観デザインは超モダンだ。南東隅の高塔は53.5m、13階にはガラス張りの灯火管制室、頂頭部には神宮遙拝所が設けられ、防空意識の高まる時代らしさを感じる。

戦後、堀川は次々に埋め立てられた。西横堀川は阪神高速に、長堀川も広幅員の長堀通に置き換えられ、現在では「四ッ橋」はもっぱら道路の交差点名か地名として認識されている。長堀通の中央分離帯に四ッ橋を記念するポケットパークがあり、また上述の鬼貫の句碑も、下繋橋西詰にあった来山の句碑「涼しさに四つ橋を四つ渡りけり」と共に、阪神高速と交差する地点の東側に移設されて仲良く並んでいるが、これらのモニュメントだけで往時の風景を想像するのはなかなか難しい。

## 注釈

- 1) 都市計画道路長堀線が通る上繋橋を中心に、下繋橋、炭屋橋の3橋は都市計画事業として整備が決定し、経費に都合がつけば吉野屋橋も同様に改築と決まった（『建築と社会』1926年2月号）が、昭和初期の絵はがきには意匠のそろった4橋が写されており、ほぼ同時期に整備されたと考えられる。意匠は大阪市内の橋梁のデザインを多く考案した武田五一。
- 2) 設計：大阪市経理部営繕課（新名種夫）、施工：清水組、1937年竣工、地下1階地上8階塔屋15階、鉄骨鉄筋コンクリート造。プラネタリウムは東洋初、世界でも24番目の設置。遠足や修学旅行の訪問先としても知られ、手塚治虫もよく訪れ、織田作之助「わが町」にも登場する。1989年5月閉館、プラネタリウムの機械は大阪市立科学館に引き継がれ、大阪市指定文化財となっている。

（はしてら ともこ 関西大学環境都市工学部准教授）



周辺地図

現存しないものについては [ ] で表記している。



## 2021 年度なにわ大阪研究センター事業紹介

関西大学なにわ大阪研究センターでは、センターがめざす「ネットワークとしての大阪研究の拠点づくり」を支援するために本センターの活動方針の中核ともいえるべき研究領域・テーマを設定しています。これらを足掛かりとして、本センターにおける地域研究と連携の活動が一層重層化されるとともに、今後の継続的な外部資金獲得の基盤が形成されることが期待されています。

### 2021年度【基幹研究班】

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研究領域・テーマ | <ul style="list-style-type: none"> <li>道頓堀五座、芝居小屋大工中村儀右衛門資料調査研究、上方演芸ならびにCGによる可視化の促進と発信</li> <li>鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家に関する堺市との共同調査に基づく鉄砲ならびに「モノ作り」に関する研究</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 研究課題     | 道頓堀・堺鉄砲鍛冶屋敷研究の可視化                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 研究代表者    | 乾 善彦 文学部・教授 なにわ大阪研究センター・センター長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 研究分担者    | 林 武文 総合情報学部・教授 なにわ大阪研究センター・副センター長<br>藪田 貫 関西大学名誉教授                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 研究期間     | 2021年度（1年間）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 研究概要     | <p>本研究は、以下二つのテーマの取り組みを通して、センターの前身から長年にわたって積み上げられてきた成果を十分に活かしながら、さらに地域に密着した研究の継続と発展を目指すものである。</p> <p>①道頓堀五座、芝居小屋大工中村儀右衛門資料調査研究、上方演芸ならびにCGによる可視化の促進と発信</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>景観復元のための文献調査</li> <li>道頓堀芝居町 CG 映像の編集と Web 公開</li> <li>昭和初期の道頓堀と御堂筋近辺の CG 制作に向けた資料収集</li> </ol> <p>②鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家に関する堺市との共同調査に基づく鉄砲ならびに「モノ作り」に関する研究</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>井上家文書の読解・整理</li> <li>鉄砲鍛冶屋敷の3次元CGモデルとアニメーション映像の制作</li> <li>CGモデルに基づく映像、CG、その他のコンテンツの開発</li> </ol> <p>①については、これまでに、芝居町道頓堀のCG化をおこない、大正8年頃の道頓堀の町並み景観をCG化することができたが、その発信力は10年の歳月を経過した現在でも、各方面で使用されている。この成果を発展させ、より充実したものとするために、松竹座を含めた大正末から昭和初期の景観のCG化を行う。</p> <p>②については、なにわ大阪研究センターの発足と前後して開始された研究であり、これを引き継ぐものである。資料の整理は、現在、堺市と共同で進められており、2021年度には、共同でシンポジウムを予定している。また、新たにCG等のデジタルコンテンツを作成する。</p> |

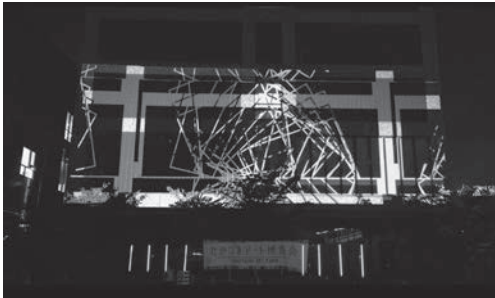


# 2021年度～2022年度【公募研究班】

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研究領域・テーマ | <ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産登録を視野に入れた明日香村との共同研究<br/>(発掘50周年を迎える高松塚関連の研究をはじめ飛鳥の歴史的文化遺産に関連する研究)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 研究課題     | 甘樫丘遺跡群の基礎的研究―発掘調査の成果を中心に―                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 研究代表者    | 井上 主税 文学部・教授                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 研究分担者    | 西本 昌弘 文学部・教授<br>長谷川 透 明日香村教育委員会・主任技師                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 研究期間     | 2021年度～2022年度（2年間）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 研究概要     | <p>本研究は、飛鳥に所在する甘樫丘遺跡群を対象とし、発掘調査を通じて得られた資料のほか、『日本書紀』などの文献史料にみられる記録などをもとに、本遺跡の性格や歴史的な意義について考察することを目的とする。</p> <p>発掘調査を通じて、飛鳥時代に権勢をふるった蘇我氏一族に関する資料が確保されれば、この時代の研究においては非常に大きな意義をもつ。また、飛鳥地域では墳墓や寺院、宮殿を対象とした研究が中心であったが、これに邸宅という新たな研究の進展も期待される。</p> <p>なお本学と明日香村は、2020年9月に学術・文化交流の更なる深化を目指して、「学術・文化交流に関する覚書」を締結しており、本研究はこれに基づいて明日香村教育委員会との共同研究という形で推進する。</p> <p>①研究代表者と研究分担者で研究方法の確認と、発掘調査の予定について協議し共有化を図る</p> <p>②本学考古学研究室に所属する学部生、大学院生が発掘調査に参加する</p> <p>③遺跡の発掘調査にあわせて、研究代表者と研究分担者で現地を複数回視察。検出した遺構や出土遺物についての意見交換を行い、遺跡の時期や性格について検討する</p> <p>④2023年2月に、2か年の研究成果の取りまとめを行う。また本研究期間終了時点で、甘樫丘遺跡群の共同発掘調査は2か年分を残しているため、今後の研究推進について外部資金の獲得も視野に協議する</p> |



2021年度～2022年度【公募研究班】

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研究領域・テーマ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、なにわ大阪に関する諸問題に関する研究（大阪の防災・減災）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 研究課題     | 大阪の災害の実態解明とデジタルメディア技術を用いた防災教育                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 研究代表者    | 城下 英行 社会安全学部・准教授                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 研究分担者    | 奥村与志弘 社会安全学部・准教授<br>井浦 崇 総合情報学部・教授                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 研究期間     | 2021年度～2022年度（2年間）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 研究概要     | <p>本研究は、大阪の防災・減災をテーマに課題解決に向けた研究を行うことで、防災・減災に関する成果はもちろんのこと、学の総合化という地域研究のさらなる進化を目指すものであり、具体的には、以下の2つの取り組みを実施する。</p> <p>①大阪府北部地震の実態解明とそれに基づいた今後の地震災害の被害予測</p> <p>②災害経験や将来予測を活用し、来たるべき巨大災害発生時に有効となる防災体制を構築するための教育手法の開発</p> <p>（2021年度）大阪府北摂地域の行政機関や団体等において、大阪府北部地震に関する多様なデータを集めるための調査を実施する。また、こうした災害経験を伝承し、防災対策につなげるための防災教育実践を行う。そして、得られた教訓をひろく発信するためにプロジェクトマップによる防災教育手法の開発を行う。</p> <p>（2022年度）初年度と同様に大阪府北部地震に関するデータ収集を行う。さらに前年度に得られた成果を広く伝えるようなプロジェクトマップの取り組みを行う。具体的には、大阪府北部地震をテーマにしたプロジェクトマップを高槻市内の中学校と連携して実施する予定である。そして、当該実践を通して得られたフィードバックを踏まえて、教育手法の改善を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> |

2020年度～2021年度【なにわ大阪研究センター研究プロジェクト】

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研究領域・テーマ | ・上方演芸の研究部門                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 研究課題     | SPレコード（松本コレクション）のデータベース作成と分析                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 研究代表者    | 米田 文孝 文学部・教授                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 研究分担者    | 橋寺 知子 環境都市工学部・准教授<br>官田 光史 文学部・准教授（2021年5月～）<br>篠塚 義弘 博物館・学芸員                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 研究期間     | 2020年度～2021年度（2年間）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 研究概要     | <p>本研究では2つの領域の研究成果から、大正から昭和初期にかけての「松本コレクション（SPレコード）」を通じた大阪の芸能活動について総括する。</p> <p><b>第1領域</b><br/>大正から昭和初期における世相・風俗、特に阪神間モダニズムを探究する。</p> <p><b>第2領域</b><br/>松本コレクションの詳細なデータベースを構築して体系的に分類し、本学の教育・研究活動等の利用に供する。大正から昭和初期にかけて、関西大学の千里山移転および学生生活を取り巻く社会情勢とSPレコードの関連について探究する。</p> <p>松本コレクションのSPレコードは、主に大正から昭和初期に製造された物が多く、多岐にわたって収集され記録された音を通して、同世代の世相・風俗を研究することができる。</p> |

2020年度～2021年度【なにわ大阪研究センター研究プロジェクト】

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研究領域・テーマ | ・永続的な地域研究のハブを宣言する大阪地域研究部門                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 研究課題     | IRの大阪誘致に伴う社会問題に対する規制方法の考察                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 研究代表者    | 座主 祥伸 経済学部・准教授                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 研究分担者    | 多治川卓朗 法務研究科・教授<br>三島 徹也 会計研究科・教授                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 研究期間     | 2020年度～2021年度（2年間）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 研究概要     | <p>本研究では、IR誘致に伴う社会問題として懸念されるギャンブル依存症患者の増加を念頭に、合理性に欠ける人が消費者金融業者やヤミ金業者から融資を受ける際の法的規制の可能性について、医学的知見を踏まえた法学・経済学の社会科学のアプローチで考察する。考察の結果、法学において適合性の原則が妥当する人とは違う予測可能性のもとでの法規制を考えることができ、経済学においては法と経済学や行動経済学の新しいテーマの分析が可能となり、それぞれの分野において学問的な成果を期待できる。</p> <p>ギャンブル依存症を念頭に、法学や経済学で通常想定している合理的に判断できる人ではない人（合理性に欠ける人）を前提にした消費者金融を中心に規制方法を検討する。</p> |

# 『関西大学なにわ大阪研究』投稿規程

26 July 2018

## 1 投稿資格

投稿資格を有する者は次の通りとし、所属機関において研究倫理研修を受講していることを条件とする。

- (1) 関西大学なにわ大阪研究センター（以下、本センターという）において研究活動に従事している者、および従事した経験がある者。
- (2) 関西大学の専任教育職員。
- (3) 上記以外の者で、関西大学専任教育職員の推薦を受けた者。

## 2 投稿の内容・種別

投稿を受け付ける原稿は「なにわ大阪についての研究」に関するもので、種別は次のとおりとする。

- (1) 審査員の査読を希望する論文
- (2) 査読を希望しない論文
- (3) 研究ノート
- (4) 資料
- (5) その他（事前に本センターに問い合わせること）

## 3 投稿の体裁・分量

投稿は日本語（横書きまたは縦書き）または英語とする（それ以外の言語での投稿を希望する場合は本センターまで問い合わせること）。原稿は WORD もしくは TeX で作成し、PDF 形式に転換したファイルも添付して提出する。分量は、本誌の体裁（A4判で1ページおよそ1400字）で図表等を含めて最大20ページ以内とする。

## 4 掲載の決定

掲載の採否は、査読付き論文については審査員の査読を経て編集委員会が、それ以外の投稿については編集委員会が決定する。

## 5 著作権等の帰属

掲載が決定した投稿の著作権は投稿者（著者）に帰属する。ただし、本センターのホームページや各種電子ポータルなどに掲載・配布する電子複製・配布権は本センターに属するものとする。

## 6 抜き刷りの作成

投稿者は、掲載が決定した投稿の抜き刷りを作成することができる。30部までは無料、それ以上は有償とする。

## 7 投稿手続等

投稿は、投稿フォーム（本センターのホームページに掲載）を必ず添えて、下記まで送付すること。投稿の締切日は毎年度12月末日、ただし査読を希望する場合は11月末日とする。

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3丁目3-35 関西大学なにわ大阪研究センター  
naniwa-osaka@ml.kandai.jp





## 【編集後記】

なにわ大阪研究第4号は、論文3篇、研究ノート4篇と研究概要報告3件とかなります。なにわ大阪研究センター改革の最中だったこともあり、研究ノート3篇だけに留まった第3号にくらべると充実した内容となりました。ようやく、センターの運営方向が定まり、基幹研究班と公募研究班とからなる研究体制も整いつつあります。そこで、本号からは、研究班の研究概要報告も掲載することになりました。科研費も毎年の報告が義務付けられています。年ごとに研究の状況を確認しておくことは、大切なことだと認識しています。研究成果の外部への発信という観点からも重要なことでしょう。

本号も、人文、社会、情報などなど、多様性のある構成となりました。みなさんのご協力に感謝申し上げます。なにわ大阪研究センターは、「研究センター」という名称ではありますが、研究推進部ではなく、社会連携部に位置づけられています。研究だけでなく、それを的確に発信し、社会貢献に寄与するという任務を与えられており、その方面での活動が求められているわけです。とくに基幹研究班は、これらをひとつひとつ着実に進めていくことが求められていると考えています。機に応じた柔軟性が求められているわけです。次年度の計画に、豊臣期大坂図屏風のコンテンツ開発を加えたのも、大阪万博を見据え、エッゲンベルク城博物館との提携を強化するためです。センターのこれからの活動として、あたたかく見守っていただければ幸いです。

橋寺先生には、第2号、前号に引き続き表紙・裏表紙絵の選定と表紙絵の解説をいただきました。お礼申し上げます。表紙絵の向うに見える電気科学館、小さいころにプラネタリウムに通った思い出がよみがえります。わたしの記憶の中に電気科学館は、四ツ橋筋の西側にあるのですが、人の記憶というのはあてにならないものです。あの近くの新町の一角に、出版物の取次で大手だった大阪屋書店の味わい深い建物もありました。大阪屋の解散で今はどうなっているのか、長い間あのあたりにはいないので、コロナが落ち着けば、また散策したいものです。

2022年3月

関西大学なにわ大阪研究センター長  
乾 善彦



## 関西大学なにわ大阪研究 第4号

---

発 行 日 2022 年 3 月 31 日

発 行 者 関西大学なにわ大阪研究センター

〒564-8680

大阪府吹田市山手町 3-3-35

TEL：06-6368-0095

印 刷 株式会社 遊文舎

---

なにわ  
大  
研 究  
第 4 号

